

午前十時 零分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付してあります議事日程第五号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○三十番（伊藤敏幸君） いよいよ一般質問もきょうが最後でございますが、私自身にとりましても、市議会における質問もきょうが最後でございます。二十八年間、市議会で議席をいただいて、大変感慨深いものがあるわけでございますけれども、市長も昭和五十年に市議会議員に当選して、私と同期でいろいろ御指導をいただいて、大変にこれまで、今は市長、私は議員、立場は違えども、いろんな意味で振り返ることがたくさんありましてね、質問の前でございますけれども、若干の私の思い出等を述べさせていただくとありがたいな。

振り返ってみますと、昭和五十年も市長、激戦でございましたね。市長選挙は乱立ぎみの中で、それまでの荒金市政から脇屋市政に交代した。この年は市議会議員も大変な出馬がありましたね。十九番三ヶ尻正友議員もそうでありましたが、いろんな意味でここに残っております議員もだんだん少なくなってきましたね、まさに激動の時代でございました。私は、脇屋さんそれから中村市政、それから井上市政ということで、よく自分自身で二十八年も議員をやってきたな。まちを歩けば、「化石みたいな人だな」と言われるときもありますけれども、それなりにいろんな意味でやっぱり別府というところの政治の動向というか、まさに戦いの連続ということがびったり。市長もそこに座っておって、私はきのうはちょっと所用があっておりませんでしたけれども、いろんな意味で戦いがあったようでございますけれども、思い起こせば本当にこの三人の市長に私もいろんな意味で対峙をしてまいりましたけれども、懸命に努力をする中でいろんな意味で意見の食い違いとか、そういったものもいろいろあって、議員は議員の勉強を重ねて執行部とさまざまな意味でやり取りをしてきたことを、本当に走馬灯のようにいろんな意味で思い出すわけであります。北小学校の移転の問題とか、それからトキ八の建設とか、いろいろやっぱりありました。私も五十年ぐらいは、まだこの辺まで髪の毛があったのだけれども、議員になったら急激に髪の毛が薄くなったりして、二十八年のそういう、自分では苦勞と思いませんでしたけれども、いろんな意味で人間を鍛えていただいたのかなという部分もあります。

いよいよ任期最終でございます。市長ももうこの議会が終われば一瀉千里に市長選挙ということになるわけでございます。別府というところは、やっぱりしゃんとした選択肢を与えてくれるところでございますから、市長もそれなりの二期八年の実績を前面に打ち出して戦いに臨むのだろう、このように思うのであります。市長としての

けじめとか、こういったものはやっぱりつけていくものはぴしっとつけていかんといかんのではないかなと。選挙ですから、市民にやっぱり市長は現職市長としての実績をいわば掲げて審判を仰ぐ。それは一番大事な部分の判断の材料として市長の口から明確に、自分自身はこのようにこの問題についてはこうやってきました。二期八年で一応けじめはこのようにつけましたとか、このようにやりましたとかいうものを明確に示す必要があるわけですね。

私は何が言いたいかというと、市長の八年間の在任中で大きな積み残しの部分が、このまま先送りされていくのがあるのではないか。それはサテライト日田の問題です。これは市長がまさに就任して、思い起こせば日田の人たちに別府市の競輪場が、場外車券場が進出をしてくと初めて日田の人たちに知らされたのが、平成八年だろうと思うのですね。中にもうたち消えになったような場面もあったけれども、再びこの問題が持ち上がって、議会でも大変な論戦があり、そして結論が議会としてはぴしっと出た。ところが、何か井上市長は、私が何回もこのことに触れても、進出断念の考えはない、このように安倍助役が答弁するわけでありますが、先般の議会でも状況の変化はなし。そして、一月に行われる裁判の結果を見てこのことについて考えていきたいというような答弁があったのですが、もう裁判の結果も出ましてね、日田が国を相手に起こした裁判も、日田が敗訴の形になったわけでありますが、こういう状況の変遷を経て、もう今議会では十五年度の予算も計上されておるわけでありますから、考えに変わりがないということであれば、市長もこの任期で二期八年、二期目も終わるわけでありますから、どういうことにしようと考えておるのか。そのまま、もう突っ走れということなのか。やるということであれば、市長在任中に明確に予算の計上とかそういうものが措置されていくのが、責任ある立場だろうと。そして市民の皆さんに明確に三期目に臨む市長の考え方として、サテライトの日田進出を予定どおりやるという意味を明確にすることが、市民に対する井上市政の考え方になるのではないかと思うのですが、任期最終、もう本当に最後の段階になって何ら市民の皆さんにその辺の意思の表明がないということは、余りにも、やっぱり市民に対して責任という立場から見ても中途半端過ぎるのではないかと思うけれども、その辺のところはどうですかね。

○助役（安倍一郎君） サテライト日田の件について、お答えをいたします。

この件については、議員から昨年の第二回、そして第四回定例会でも御質問をいただきまして答弁をさせていただいたところでありますが、市の考え方は、現在も同様で、変更はございません。市報裁判につきましては、別府市が訴訟当事者でありますことから、主体的に判断して判決に従ったわけであります。このサテライト日田訴訟につきましては、御承知のとおり去る一月二十八日に地裁判決がありまして、日田市

の訴えは却下をされました。しかし、日田市はこれを不服として控訴をしております、依然として国と日田市との間で係争中でございます。このような状況下でこれまでの経緯もあり、別府市がサテライト日田の車券販売を断念すると決定することは無理であり、今後とも裁判の動向など状況を見きわめながら適切に対応してまいりたいと考えております。したがいまして、予算のお話もございましたが、計上はいたしておりません。

また、判決のありました一月二十八日には、日田市長が、サテライト日田の設置に反対する要望書を持ってお見えになりました。その席で日田市の御要望をお聞きいたしますとともに、別府市の考え方も明確に申し上げたところであります。その主要な点は、一つは、自転車競技法第四条の設置許可にかかる行政手続上の当事者は、国と設置者、溝江建設でありまして、別府市は直接の当事者でないこと、したがいまして、その別府市に話を持ち込むのは相手を間違っており、まず当事者の溝江建設と話をすべきである。二つ目は、関係法令に基づく許可手続きの過程で、別府市と国や設置者との間で確認事項が交わされておりまして、日田市の要望で別府市が車券販売を断念すると言える状況にはないこと、別府市にとりましては、日田市と同等に国との信頼関係を損なわないことが大事でありまして、これも別府市の利益と考えていることなどであります。この別府市の考え方・立場についてはおわかりをいただいたと、このように思っております。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長、今、助役から別府市の考え方・態度、話があったのですよ。市長、もう選挙が目前ですよ。今、助役が言ったことを市民の皆さんが理解できますか。市民にわかりやすく言わなければいけません。市民は、わかりやすいものを求めているわけですよ。別府市が日田市に場外車券場を出すことがいいか悪いかわかりやすく言ったら、何で出すのかと、そう今度の選挙で市長は判断されるわけよ。今言ったことが、市長、市民の皆さんに選挙のときに言ったときに、これで判断してくださいと、判断できますか。できんと思うな、私は。別府市は当事者ではないとはいえども、適切な対応をしまいる。何も適切な対応をしておりません。裁判がずっと続いていたら、今の答弁をずっと繰り返していくのですか。日田市は、もうとにかく裁判は控訴はしたけれども、別府市が断念をすることが、この問題に決着をつける最も近道、そう言っておるわけだ。全く意見がその辺で食い違っておるからわかりにくいのだな。「来んでくれ」というところに、なぜあえて行こうとするのか。わかりやすい選択肢というものを示さなければいけません。

本来、この任期最終のときに市長は、日田のサテライトの問題については、議会の否決の判断を受けて、そして本来ならもうそこで終わっておるのだけれども、なおかつ市長は、これまで議決事項を、以後今日まで、いやいや、議会の議決は議会の議決

として、行政とすれば、私とすれば進出はあきらめんと言っておる。それはなぜなのかという。市長の口からたった一言、諸般の事情、さまざまな自治体同士のいろんなことを勘案して、別府市の市長として私はもうこの日田の進出問題については結論を出す、やめます、と言う方がよっぽどあなたにとってもプラスだろうと私は思うのだ。そのことが市民にとって一番わかりやすいのではないか。市報に訂正文まで載せて、申しわけありませんでしたと。そのことと二十八日の、日田と国との争いは、別府市には関係ないかしらんけれども、もともとは別府市がお墨つきを出しておるからこそ、溝江建設も進出をしたわけだから。その辺の別府市という一つの自治体が、日田というまちを、自治体を巻き込んでいる。争いに構図としてはなっておるわけよ。これをこのまま市長の選挙のときに持ち越すのはいかなものかと、こう私は言っておるのだけれども、わかりませんか。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

一つは、市報の問題、市報裁判の問題とサテライト日田の件は別の問題だと、こういうふうに認識をいたしております。

それから、先ほども御答弁申し上げたのですが、日田市にとって最も近いのは、別府市ではなくて、これはあくまでも設置者の溝江建設である、こういうふうに考えております。

また、市民に対する説明の件でございますが、これも一昨年、私ども別府市、地区説明をやってきたのですが、この中でサテライト日田の問題については、時間を設定いたしまして、市民の皆様方には十分御説明を申し上げてきた、こういうふうに考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） その認識は、全く誤りと私は思います。市民の皆さんに説明したといたって、何を説明したのですか。私の認識は、そんな認識は持っていません。市長が三選を目指して戦いをまさに目前とする中で、これがやっぱりプラスにはね返れば幸いです、越したことはないと思います。しかし、市長の行政責任、市長の政治責任というのから考えれば、決してプラスにはならないのではないかと。それでもあえて、今、助役が言うように日田進出の変更はないと言うならば、もうこれ以上私も言うべきことはありませんけれども、余りにも市長としての責任が問われかねないような私は問題でなかろうかと思うのですね。それならもう明確に別府市がそこまでびしっとしておるのだったら、今度の予算に堂々と出しなさいよ。否決したのだけれども、もう一回十五年度予算に、それだけ明確に助役が言うのだったら、市長の意思が固かったら予算に出しなさいよ。それでここの議会でもう一回論議をするべきだ。そういう措置も明確にしはせずに、言葉で「適切に対応する」。そんなばかなことがありますか。責任ということから見たら、堂々と予算を出してから市長の思いを、

議場の議員に最終的には判断をゆだねる。それが責任というものだ。私は競輪事業でも見たけれども、そういう予算措置がなされておらん、全然。

もう一回聞きますが、このサテライトについては、断念の考えはなく、予定どおりやるということで理解をしてよろしゅうございますか。

○助役（安倍一郎君） お答えを申し上げます。

市の対応に議員の方からいろいろ御心配をいただき、ありがたいのでありますが、先ほど来申しておりますように、これまでの経緯、そして現在、裁判が進行しているこういう状況下で、別府市がサテライト日田の車券販売を断念すると決定をすることは、現在では困難であります。したがって、今後のもろもろの動向を見きわめながら、市としては適切な対応に心がけていきたい、こういうふうに思っております。

また予算計上につきましては、これも先ほども申し上げましたが、現在、計上するような状況にはない、こういうふうに認識をいたしております。

○市長（井上信幸君） 今、担当助役の方からもお答えをいたしました。その上に立ちまして、今までの流れをつぶさに検証して、それぞれ通産省のお立場もありましょし、また溝江建設のお立場もありましょ。また、その上で別府市の立場もある。日田市の立場もあります。だから、それぞれの立場で今までこの数年間経過をしてきたわけでございますから、まだその裁判の成り行きというものが続行中でございます。やはりその裁判の行方を注視しながら、今後これに対して適切な対応をしていくべきだということの上に立って安倍助役から答弁があったとおりでございます。三十番議員の前向きな御提言は、ありがたく受けとめておきたいと思えます。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長が今答弁をなさいましたが、いろんな意味で自治体と自治体が争うというのは望ましいものではないと思えますし、市長もいよいよそういう三選を目指す戦いの直前ですから、こういう懸案事項を積み残して先送りするということはいかなものかなという考えで質問をさせていただきました。さっきの助役の答弁の中にも、日田の市長も別府に、ここに来てそういう思いを、別府市さん、断念してくださいよという申し入れもあったわけですから、その辺を考えていく必要があるのかなと思うわけでありませう。

次に行きます。漏れ聞きますと、これは観光・温泉の件でございますけれども、柴石温泉が若干給湯に異常を来しているという話を聞いておりますが、市長この件については御存じでしょうか。通常の今までの柴石温泉の入湯の状況からいきますと、今は家族湯も停止をしておるようでありますし、聞くところによると自然にこの泉源が少しやっぱり、雨も降らるので量が少ないというようなことを当局は言っておりますが、根本的にちょっと違うのではないかと思う。対応をどう考えているのか、その辺をお聞かせ願いたい。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

柴石温泉の湯量につきましては、ここ数年の小雨傾向のため、最近では泉源が弱体化しております。供給能力が低下傾向にありますが、日ごろより泉源の補修のためにスケール除去やエア管の取りかえなど定期的に実施いたしております。維持管理にも努めております。特に今年度は、大分県月別降雨量によりますと、十三年度と十四年度の八月、九月、十月の降雨量の平均値を比較してみますと、十三年度の降雨量は百九十三ミリでございます。対し十四年度は六十一ミリと極端に少なかったなどにより、年末ごろより自然湧出分の停止、湯量が減少いたしました。回復を図るために、温泉課としましては、湯送管のスケール除去やコンプレッサーを大型に取りかえるなど試みましたが、湯量は回復せずに、日夜の湯量調整の動力をいたしておりました。ことし一月五日に家族湯の営業ストップを余儀なくされております。柴石温泉は、秘湯型雰囲気観光客に人気もあり、年間十四万人が訪れておりますが、市営温泉の中でも名湯に位置しておりますので、このような中で早急なる湯量の回復が望まれるので、新年度には機械力によるスケール除去、工事などを含めあらゆる方向により湯量の回復を図る予定でございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○三十番（伊藤敏幸君） いやいや、私が理解せんでいいのだ。今、課長が言ったそういうものをあなたたちが認識しておるのだったら、正常な状態にどうしたら戻るかということをやらなければ。新年度がどうのこうのではないんだ。もうあそこの柴石温泉は、今あなたが言ったように、できて何年になる。こういう状態になったのは、今度が初めてなのだ。定期的に雨が少ないから、毎年こういう状態が一時あるのですよというなら、それはわかるけれども、何かの問題があるのよ。本当にあなたたちは緊急事態というものを意識して修理というか試掘をやれば、今までやってきた通常の家族湯の湯量なんかはもう確保できるという、そういう状態にあるのだけれども、それをやらんのよ。大至急やってください。大変な人気なのだ。

それで、普通今のままいくと、一日入浴が済んで、通常、例えば八時から九時ごろ掃除してお湯を入れていく時間が二、三時間でできておったけれども、今はもう夜中過ぎまでたまらんわけよ、大きなふるも。これをほたっておったら、大浴場もとまるようなことになったらどうするの。部長、その辺の対応を素早くやってもらいたいんだけど、実際どうですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほどから課長がお答えいたしましたとおり、いろんな手だてを講じているわけですが、現時点ではなかなかそういう回復の状況にないということでございまして、根本的なといいますと、やはり代替掘削等が必要になるろうか、このように考えております。先ほど、新年度というお話をさせていただきましたが、泉源工事に要す

る経費の工事請負費で予算も今回お願いをしている状況でございます。代替掘削となりますと、環境保全審議会の温泉部会の申請等々もございますので、もちろんそれまではさらなるあらゆる努力をいたす中で、そういう最終的な対応も踏まえて手続き的なものも準備をしているところでございますので、先ほど課長のお話しにありましたように、非常に秘湯型雰囲気の中で人気のあるお風呂でございますが、一刻も早い回復に向けて努力をいたしたい、このように考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） 部長と課長の答弁だけれども、あそこの管理人さんとよく相談しよ。今あなたが言うような代替掘削ではなくて、まだ打つ手がある。そこをあなたたちよく一番現場がわかっている人と相談せんと。近所の人はどう言っておると思う。市長さんが、こんなにしてみんなが入りにきてくれる温泉を緊急的にいち早く手を打ってくれればいいのに、ほたっておってからと。市長のことを言っておるよ。それで、柴石の近所のところには大きい、うそか本当か知らんけれども、大きな銭を使ってお湯をよくしてやっておるとか言って、そんな評判が立っておるで、何百万もつぎ込んで。だから、そのやりかえとかではなくて、よく相談をして、別府の中でも本当に一番人気があるところですよ。家族湯に入りたい人だっておるし、もういつからとまっておるの。もう何カ月。わかっておるのに手を打たん。やるだけのことはきちっとやって、そして市民や観光客の皆さんにこたえていくような素早い手を大至急打ってください。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

管理人等というお話でございますが、私どもの方にも技術屋あるいは維持管理の担当もおります。また、そういう方のお声も聞く中で、先ほど申し上げましたように、さらなる努力をいたしたい、このように考えております。

○市長（井上信幸君） あの柴石温泉については、たしか十数年前、風水害により土砂の流入があり新川まで埋まったという大災害がありました。そのときに柴石温泉の泉脈が変わったのではないかというようなことも、ちらっと私はそのとき聞きました。そして、八年前に就任いたしましたときに、もうすでに青写真ができていました。今の倍の浴槽の企画ができていましたけれども、そのことも聞いておりましたし、湯量が時として水位が下がり温泉の量が減るときもあるぞということを、あの近所の方々から耳にしましたので、柴石温泉、大きな浴槽をつくるべきではなく、縮小したらいかがかということで、現在の柴石温泉にしたという経緯がございます。ですから、この湯量が少なくなるという原因には、これは地下のことですから、我々素人はわかりませんが、一つは水位が下がるという現象、一つは泉質によっては、いい泉質であれば二十年、三十年持つ泉質もあろうし、悪い泉質であると管にスケールがついていつも掘削掃除をしなければならないということもあろうかと思っております。ですか

ら、その原因を早急に究明し、湯量が足りない分は担当部課長に指示をいたしまして、暫定的にも早急にお客さまに迷惑がかからないようにさせていきたい、このように思っておりますので、近所の方に、私は近所に湯を掘ったとか何とかいううわさがあったが、そんなことはありませんよ、このことをお伝え願います。

○三十番（伊藤敏幸君） 柴石温泉の状況を御存じであれば、今言ったように早急に手を打っていただきたいな、このように思います。

それと、これも提案ですが、相変わらず利用者が多いので、あそこは市長が御存じのように車の離合がとても窮屈。駐車場は徐々に整備をされてきましたけれども、いつも満杯の状況が続いておりますから、上、下でなかなかやっぱり離合ができないような状況が続いております。市長が在任中に、あれは一期の終わりごろだったですかね、例のあの人が寄附をいただいたのではないですか、土地。笹川さんか。あそこを今、若干この駐車場のようにはしておりますが、私は何回も区長さんと話しするのですよ。上がってくるときは、今川べりを上がって駐車場に入れる。今度出るときは、あそこを戻らんで循環できるようにその笹川さんの土地を経由して、一番下に民地があります、昔の溪流荘、こことぜひ交渉をして、もうあそこがつながりさえすれば県道に出るわけですから、当然一方通行的な部分になるわけです。若干以前部長にもお話ししましたが、そういう相談にも乗るような雰囲気であるみたいでありますから、あれがもし循環ができれば、あの柴石を利用する人たちにとっても、とてもまたいいあれになるし、不愉快な思いをさせないでいくのではないかなと。

私はつい最近、ある方に会ったのですよ。当時柴石が、市長が就任してすぐいろんな意味のふれあい温泉地の第一号で補助事業でやるときに県のその担当だった人が、退職してあるところにお勤めになっておるのですけれども、その人からやっぱり言われました。「私が在職の課長のとときに柴石温泉、別府市のいわば補助事業としての仕事に關与させていただいた懐かしい思い出があるのですよ。ところが、やっぱり時々行きますと、どうしても駐車場というか、上がっていくあそこだけが昔のままで、やっぱりとても不便ですな」という話をつい最近もしておりましたが、それで、「私も観光客の皆さんや市民の皆さん方から、あそこがどうにかならんのかとよく言われるのですわ」という話も若干しましてね。駐車場が少しずつ拡大されていったけれども、拡大された分だけ量が多いわけですから、戻ると、私はここで言ったから、もう昔のことは言わんけれども、「下がれ下がれ、のかんぞ」とかというようなことに、今でもあのままの状態。これを改善してやるのが、より利用度が高くなる一つの大きな要因になるのではないかな。もう今あれが一番のネックだな。その辺の現状の理解は当然しておるのだけれども、解決策に向けて土地の買収に向けてお考えがあるかどうか聞かせてください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

柴石温泉の入浴者は、年間約十四万人に達しておりますが、柴石温泉への進入道路が狭く、離合が限られたところしかできない状況でございます。平成十一年度から入浴客の特に多いゴールデンウィークや年末年始には、温泉駐車場と県道に交通整理員を配置して遅滞を緩和させている現在の状況でございます。

民有地の買収につきましては、秘湯型温泉地のイメージを壊さず、現在の自然景観に配慮した整備を検討したいと考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） 今何と言った。私をごまかそうと思っても、そうはいかんぞ。やるのかやらんのかと言うのだ。

○観光経済部長（池部 光君） ただいま課長の方から御答弁させていただきましたけれども、私どもは御指摘は十分認識いたしておりますし、年末年始、ゴールデンウィーク等の渋滞に対しましては、先ほどお答えいたしましたとおり、ガードマンといえますか、交通指導員等を置いているわけでございます。この辺を先ほどから何度も申し上げておりますが、秘境型、秘湯型というような位置づけでございますし、先ほど市長からもお答えをいたしました。当初計画から縮小した、計画を見直したというようなこともございます。したがって、これを、どこまでこの柴石温泉を多くのお客さまに楽しんでいただくのがいいのかというようなことも含めて考えているところでございまして、現在、先ほどから何度もお話が出ておりますが十四万人と、キャパとしてはもうかなりのお客様ではなかろうか、こういう認識もいたしております。しかしながら、いずれにいたしましても、来るお客様には御迷惑をかけている部分がございますので、さらに貴重な御意見といたしまして、私ども内部でさらなる検討をさせていただきたい、このように思っております。

○三十番（伊藤敏幸君） こんなに人気がよくて、一生懸命宣伝して別府八湯の位置づけもぴしっとあって、それで行けば、「行ってくれ、行ってくれ」と言いながら、行けば入湯客の皆さんに迷惑をかけるような、そういうアンバランスな行政がありますか。市長は言わなければよかったのに、百億円もためたなんか言うものだから、百億ためたなら買えばいいではないかと言われるではないの。ホームページできのうも言われたではないか。どんな使い方しましょうかと言うのだ。それなら、柴石を利用する人が、「それこそ一番にやってください」と、そう言われるぞ。私は、市長の個人の金でやれと言っておりはせん。本当にあれだけ利用者が多い柴石温泉を、せっかく行ってくれる人たちのために、もうすぐ目の前までだ、もうほとんど別府市の土地になっておるわけだから、ちょこっと押したら、県道につながるような状況にまで来ておるのだから、そのために土地開発公社でも何でもあるではないか、有効利用して、それこそやっぱり市長が、観光客の皆さん、こういうふうにやりますよと。それはあ

なた、夢と希望ぐらい与えてやったらどうですか。お答えください。

○市長（井上信幸君） 柴石温泉につきましては、先ほども説明申し上げましたが、当初は、あの秘湯型の温泉地としてのたたずまいをということで現在のようになりました。その後、余りにもお客様が多いものですから、駐車場の問題が起きまして、今度できる堀田温泉は、駐車場も何ほかよくとっているようでございますし、あその場合は交通の利便性もよく、堀田温泉がどのような推移で進むかということも今後の課題でしょうし、また柴石温泉につきましては、前々から三十番議員の御指摘のように、きょうで恐らく二回目か三回目の質問だと思いますが、最後の御質問を受けましたので、私も快い返事をさせていただければありがたいと思います。

現地はいわば、おもしろいもので、あのままの姿を残せと言う方もいらっしゃいます。あの坂道がいいのだと。ところが、車の社会ですから、車に乗ってくる方はなるべく近いところにとめたい。そうしますと、離合が難しくなる。そこで、三十番議員さん、循環型で一方通行にしたらいかがかなということも今言われておりますので、お客様の利便性を考えたときに、駐車場問題を抜本的にあそこを片づける必要があるかと、このように思いますので、担当部長、課長で現地を十分に調査し、もしかなうものならば循環型の交通体系、交通路線をつくっていく、このように前向きに検討させていただきたいと思います。

○三十番（伊藤敏幸君） 検討してください。駐車場を拡大せよと言いやせん。もうあれでいい。その駐車場はつくってきたわけだ。駐車場から出るときのことを言っておるわけ。何も秘湯型、それはそのとおりでいい、今のままでいい。ぜひその辺をお考えください。

それから、通告しております教育については、非常に要望が強いので、ぜひお考えをいただきたいことがあるので、通告させてもらいました。

今、別府市は、いろんな意味でスポーツ観光ということで、特にサッカー人口が急激にふえて、芝のグラウンドの整備に力を入れておりまして、野口原にしても実相寺にしてもそうですけれども、市長もこういった部分に大変力を入れて、国際的な大会にしてもキャンプにしてもいろんな意味で対応できるような整備が今進められておるわけでありまして、それと同時に、並行してやっぱり別府市内の子供たちを含んだスポーツ人口が拡大されていくということが望ましいと思うのだな。二巡目国体をにらんでスポーツ選手の育成強化というのも大事なことでありまして、そういう中で小学校、中学校、高校、それから一般にわたって各種大会に出ていく人たちも多くなってきました。昔と違いまして、小さな大会だけで済むということではなくて、もう全国規模の大会に別府市から出場する子供たちが多くなってきました。そうなるとう当然、父兄も一生懸命に応援をする体制を敷いてくるわけです。

そこで、やっぱりどうしても行政に対するそういうスポーツ面における子供たちが参加をする各種大会に対する補助金とか、そういったものに対してもお願いが当然ふえてくる。それに教育委員会が鋭意前向きに取り組んでいっていることについては敬意を表しておきたいと思うのでありますが、その中で、こういう奨励金が制度としてできてからどのような変遷をたどってきたのか。私が回っておったら、特に小学生に対する……、小学校、中学校だな、特に小学生が大会に行くときの奨励金の基準というものが、もう少しオープンにわかりやすく、例えばいつの時点から現行の奨学金という規則で行っておるのか。その辺をぜひ教えてもらいたいのと、ここ一、二年、まあ二、三年でもいいです、傾向ですね。どういう大会にどういう人たちが行くのが多くなってきたのか。昔で言うと野球とかがメイン、最近はサッカーとかバレーとかミニバレーとか、いろいろあるのですけれども、各種大会に出かけていくスポーツ、極端にこういった部分でふえてきているという傾向があれば教えてもらいたい。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

ただいま議員さん御指摘のスポーツ振興課で行っておりますスポーツ振興奨励金でございます。まず、この奨励金の内容等から説明をさせていただきます。

この趣旨でございますけれども、これは今議員さんが申されましたけれども、本市におけるスポーツの振興を図るため、また児童・生徒の育成が必要であるという考え方と、少しでも保護者の経済的な負担軽減というものを目的に始まった事業で、九州大会、全国大会規模の大会に出場する個人及び団体に対して交付するものでございます。

それから対象者でございますけれども、対象者は一応出場選手として、監督、コーチは除くとなっております。

それから、その中の先ほど御指摘のありました経費でございますけれども、経費は旅費と宿泊費が対象経費となっております。

開始年月日でございますが、平成三年四月から開始を行っております。

また、先ほどと重複いたしますけれども、そういうことで別府市の支出の特徴といたしまして、奨励金の交付の特徴といたしましては、先ほど申しましたけれども、小・中学生、高校生の保護者の経済的な負担軽減ということを念頭に置いて金額の設定をさせていただきました。

それから、先ほど小・中学生に対する奨励金の額と申しますか、そういうものの基準はどうなっているのかということでございますけれども、その前に、県下の予算の状況、決算の状況を御説明申し上げます。

これは、一応各市とも区分けがたくさんありまして、一律に項目ごとに比較していくのは少し難しいのでございますけれども、それと各市ごとに大会等の絶対数もそれ

それ違いますが、奨励金の総額ですけれども、十三年度決算の状況でございます。十三年度の決算では、県下平均では約百四十万、それが別府市では五百六十一万三千元支出しております。それから、十五年度の予算の状況でございます。県下の平均が百八十四万六千元、別府市では七百万円の議決をいただきました。

それから、奨励金の交付単価でございます。これも少しすみ分けが難しかったのでございますけれども、金額でございます。これは高校生分を参考にさせていただきました。平成十三年度は九州大会の出場が、個人が二千元だったのが十四年度では五千元に改正をさせていただきました。団体では、これは十名以上でございますが、二万円であったのが五万円。それから全国大会規模では、個人が三千五百円が五千元、団体が三万五千円が五万円というふうに平成十四年から改正をさせていただきました。

議員御指摘の小学校、中学校の単価の件でございますけれども、平成十三年度の決算の中で御説明を申し上げます。

決算額が、先ほど申し上げました五百六十一万三千元のうち、小・中学生に支出している分でございますけれども、それが四百八十六万五千元、これは決算額の約八七%を占めている額でございます。市といたしましても、スポーツの底辺の拡大、奨励、また児童・生徒につきましては、趣旨にもございましたが保護者の経済的な負担軽減ということを目的に、この事業に取り組んでいるところでございます。先ほども御説明申し上げましたが、予算も平成十四年度には六百万円から七百万円に議決をいただき、予算の範囲内で最大限有効に執行させていただいております。

また、平成十四年度には単価の改正をさせていただきましたが、その際、小・中学校の単価も含めて検討した結果、県下各市に比較しても見劣りがするものでもなく、現行の基準が適切であると判断したものでございますけれども、議員御指摘の御意見も今後の見直しの際には参考にさせていただき、予算を含め単価等を調査研究して検討していきたいと考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長、今聞いておわかりだと思っておりますけれども、実際にこの奨励金の中身は、今、次長の方から話があったように、小学生が各種大会に行くときの支出がかなりのウエイトを占めておるのですね。いただいた資料を見ますと、確かに市長もこの辺を手厚く考えてくれているのであろう、若干の値上げはしてあるのだけれども、問題は、この小学校の各種大会に出てくる人たちに対する対応がそのままになっておるのだ。ウエイトは大きいだけれども、もうちょっとこの辺を考えてあげればいいのではないかな。私たちに対する要望もこの辺が一番多い。ですから、これは次長、参考になるかどうかわからんけれども、やっぱり現場の指導者の人たちと定期的に懇談会をしてあげることが大事だろうと思う。今まさにあなたがおっしゃったように、実態と本当の意味の、県下の比較を今したけれども、それは確かに別府

市が多いかもしれんのだけれども、それだけ有効にやっぱり利用されておるわけでありますから、もう少し現場の人たちの声を教育委員会がしっかり受けとめて、どこを考えてあげればいいのか、どのようにしてあげればいいのか。例えば人数にしても上限を設けるわけだろうから、いろんな部分の実態をあなた方が正確に把握するためには、一生懸命頑張っておる現場のスポーツ指導者の皆さん方との懇談等もぜひやっていただきたいし、せっかくこの別府市の奨励金が県下がない、ずば抜けた援助もしてあげているわけですから、そういう実態もわかっただけと同時に、一番利用者、力を入れておる人たちの声にこたえていくような方向で再度今年度、平成十五年度は前向きに検討してもらいたいと思うのですが、この辺の御答弁を聞いて、終わりたいと思います。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

ただいま議員さんから御提言がございました。先ほども申し上げましたけれども、どうしても予算の総額から見ると、小・中学生への支出の割合が多い。それから、これは改定の際には検討したので、少し弁解になるかもしれませんが、小学校、中学校におきましては、旅費の規定の半額と宿泊費の半額という設定をしております。それは、JRその他交通機関の運賃と比例をしているものだと判断をいたしました。最終的には予算の総額が増額になれば、この辺の解消ができるものと思います。これからは議員さん御指摘のように指導者、関係者の皆さんと話し合いながら、よりよいものをつくっていきたいと考えております。

○市長（井上信幸君） この問題につきましては、教育委員会の範疇でございますが、今お聞きしましたように、やっぱり小・中・高の選手諸君の奨励金というのが少し少ないかな、このように今私も気がつきました。また学生は、出場回数が多くなるわけですね。県の予選で通過したならば九州、九州に行けば今度はまた国体や、またはインターハイが、または全国大会がという小・中学校の大会があります。こういうことで回を重ねて行くから、恐らく親御さん方はこの出費が大変だろうな。また、これを担当する監督、コーチの方々もやはり出費が多くなるのではないかな、こういうことでございますので、この点についての三十番議員の御指摘だと思いますから、教育長を初め、今つぶさにもう少しよく研究・検討いたしまして、そしてまた声なき声を吸い上げながらこの問題に十分に来年度から対処していきたい、このように私自身考えています。

ぼつぼつ終わりのようでございますが、先ほど質問の冒頭に、あなたと私は昭和五十年に議会を目指してともに選挙戦で戦いました。自来二十八年、本当に同じ釜の飯を食いながら、時には視察に行つて視察先でまた談笑しながら、また時にはふざけ合いながらやった数々の思い出がございます。今回、伊藤議員も勇退されまして、次な

る県を目指しているようでございますので、またこの中からもう一人、二十二番議員も県を目指しているようでございますから、お二人とも……（発言する者あり）十四番議員も目指しているようでございます。三人もこのような議会から目指す方々が出ておりますので、どうぞ三十番議員におかれましては健康に留意されまして、所期の目的を達成されますことを心から祈念申し上げまして、二十八年間の私のお礼とさせていただきます。本当に長い間御苦労さまでした。（拍手）

○八番（野田紀子君） 一般質問の一、二、三番を、議長のお許しをいただきましたら、二、一、三の順番にかえたいのですが、よろしく願いいたします。

それでは、介護保険が始まりましてから、もう三年になります。市の職員の皆さんも、この介護保険制度ということでは大変御苦労をされたことと思います。私も四年間、この介護保険制度につきましては、議会のたびに議論に参加をさせていただきました。この三年間、この別府市の介護保険制度が大きく改善された点が四つあります。保険料の軽減制度ができたということ、二つ目に、介護保険制度の策定委員会に市民の皆さんからの公募委員を二人入れてもらったということ、それも女性であったということは大変よかったと思います。三番目に、この策定委員会の会議録、またその会議のたびに提出された市側の資料を公開するようになったということです。四つ目ののですが、ほかにも介護保険制度の資料を公開されるようになったということでございます。

この三年間、利用者の立場の方で振り返ってみますと、介護保険一期計画では、三年間、市の介護認定を申請して認定された人が、六十五歳以上の一三%でございます。これが県平均では一六%になります。この介護認定された人で介護を受けていないという人が毎月約二五%おりまして、受けた介護、これも料金で見ますと、利用限度額の約四〇%、あるいは三九%になつたりしております。この数字からだけ見ますと、介護保険が別府市の高齢者に十分に利用されたとは認めにくい状況だと思えます。

まず、介護保険料について。

四月からの二期計画で介護保険料が引き下げられるという条例案が出ておりますが、この引き下げには約四億五千万の基金には手をつけてございません。保険料のさらなる引き下げにつきましては、議案質疑でもるる討議をされました。私は、「高いもんね。わずかでも保険料が下がったらうれしい」と、お年寄りの切実なお声を紹介しております。保険料の負担を軽くする方向での二期計画においての検討もここでお願いをしておきます。

昨年十二月議会で十四年度からの介護保険料の軽減制度は、二期計画でも継続したいと御答弁をいただいておりますけれども、現在までのこの軽減適用人数というのが百十三人で、軽減申請の期限が四月中であるとお伺いをいたしました。軽減適用人

数が約六千人という中でこの百十三人というのは異常に少ない人数だと思います。この少ないという原因については、そもそもこの軽減というのが、申請がなければ軽減しないということ、あるいはまたPR不足もありということでございますが、十四年度の軽減申請が四月中という期限も迫っておりますし、一、二段階の人に軽減制度の通知を出してはいかがでしょうか。安心院や山香では、直接通知を出しております。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

保険料の軽減申請について、対象者へのダイレクトな通知につきましては、例えば扶養の実態、住まいの実態、預貯金の資産の実態把握が困難でございます。申告収入のみにより対象者を抽出してダイレクト通知をすることは、結果として相当数の非該当者へ混乱と誤解を招くようなことが予想されますので、現段階では考えてございません。したがって、市報等あらゆる機会を通じて継続的な周知に努めてまいりたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 二期計画の保険料通知が、また遠からず実施されると思えますけれども、今年度の通知にこそ所得一、二段階の軽減についてわかりやすい文章と大きな活字で知らせるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 納入通知書への軽減申請の記載につきましては平成十四年度より行っているところでございますが、納入通知書の記載するスペース等の問題もございしますが、わかりやすい記載につきましては、検討をしてまいりたいと考えております。

○八番（野田紀子君） この軽減措置につきまして、民生委員の方に「こういう制度があるのですが」というお話をいたしたことがございます。そうしたら、民生委員によっては、「あら、初めて聞きましたわ」という方も中にはおられますので、民生委員の方への周知徹底、また市報には特別に介護保険制度二期計画についての特集というものでも編集されて、お年寄り向きに特に大きな活字で印刷をしていただきたいと思えます。

次に、十二月議会でも質問いたしましたけれども、この三年間、境界層該当者で保険料減免の申請者数が、十二月議会の時点ではゼロでしたが、今回どうなっておりますでしょうか。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

境界層の制度そのものにつきましては、議員さんも御存じだと思いますけれども、若干御説明をさせていただきたいと思えます。

境界層の取り扱いにつきましては、昭和五十九年九月に厚生省の社会福祉課長通達で、医療保険におきます高額療養費、それから老人医療にかかわる入院時の一部負担金、これについて基準額よりもより低い基準を適用すれば生活保護に陥らない、その

ためにこういう制度をスタートさせたようではありますけれども、現実的には、私ども生活保護の状況を調べてみますと、そういうボーダーラインにある方というのは、当然保護を申請してきますので、この境界層を使うことは、現在ありませんので、実績としてはゼロでございます。ただし、もう一つの要件としまして、ゼロというその中身について調べてみましたけれども、境界層を証明するには、生活保護の申請と同じように調査等々が入ります。そして生活保護の実態もすべて調査をさせていただきますので、その辺の抵抗があるのではないかとということも一つ要因にあるのではないかとこのように私どもは考えております。

○八番（野田紀子君） 実際にはなかなか該当者が出てこないということではありますけれども、積極的なPRをこの場合もやはり続けていただきたいと思います。三年間に一人もないというのは、やはりそのPRが足りないということも大きいのではないかと思っておりますけれども、福祉法人による利用料負担の軽減についても、これは同じことではないかと考えます。このような申請主義というのは、そもそも行政に、市民に対して情報を的確に届けるように要求しているのではないのでしょうか。申請がないからといって市民に責任転嫁をしないようにしていただきたいと思います。特に高齢者に対しては、かんで含めるような説明が必要だと思います。御本人の激しい思い込みということもございますので、特に介護保険制度の軽減などにつきましては、社会福祉課も介護保険課も懇切丁寧な説明をしてくださるようお願いをしておきます。

続いて利用料につきまして。

二期計画では、在宅介護の介護報酬が引き上げられて、施設のそれは引き下げられましたけれども、介護利用料金も当然連動して上がるなり下がるなりすると思うのですが、利用者への影響をどのように見ておられますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

平成十五年度より、介護報酬は全体で二・三%の引き下げが予定されております。その内訳は、居宅サービスにつきまして〇・一%の引き上げ、施設サービスにつきましては四%の引き下げとなっております。居宅サービスについては、御指摘のように〇・一%の引き上げであります。十四種類ある居宅サービスメニューごとに見ますと、引き上げられるもの、現行どおりのもの、逆に引き下げられるものもございまして、

利用者への影響についてでございますが、サービスメニューによっては利用者負担額が若干ではあります。ふえるのも確かでございます。

○八番（野田紀子君） 私も試算をしてみましたけれども、仮に週二回、一週間に二回の訪問介護を受けている人は、結果的に月八回の訪問介護を七回に減らさなければならぬようになります。それは、約五百円増額になるからです。年金暮らしには、五百円の負担は大変重うございます。この利用料の減免というのが、今使える制度で

は社会福祉法人のサービス、あるいは境界層該当者の軽減制度、先ほどもございましたけれども、御答弁から伺いまして、この制度を利用した人は異常に少なく、手続きの煩雑さですね、受けるに当たっての条件の厳しさ、さらに制度そのもののわかりにくさ、PR不足などあって、利用料の減免は、今の制度ではほとんどできないようになっていると思わざるを得ません。施設の介護報酬が下がったことで、ますます在宅より施設へという傾向は強くなると思いますが、この施設がまた不足しております。全国の傾向では、在宅サービスの利用者はふえてはいるものの、低所得者の利用は減っております。一律一割の利用料の負担というのは、当然所得が少なければ少ないほど重い負担になります。別府には、その低所得者がまた多いということからも、利用料の減免が必要ではないかと思われまます。所得一、二段階の方のすべての在宅サービス、一割負担になるところを三%負担にして、七%を市が助成した場合、市の持ち出しの見込額は幾らほどになるのでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

介護保険制度部分での市の負担は、十五年度の予算規模で約七千三百万円の負担増と推計試算しております。

○八番（野田紀子君） 今までの利用料の減免について申し上げましたが、利用料の減免はできないのでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

ただいま介護保険課長が答弁いたしましたように、介護保険制度部分で七千三百万円、これに加えまして、一般の高齢者対策、この部分につきましても負担が発生してくるということも考えられます。そういうことから、次の三点によりまして現時点では難しいということでございます。

その一点目といたしましては、介護保険制度上の視点から考えますと、サービスは居宅サービスそれから施設サービスがあります。これのバランスを考えて給付をしなければならぬということ。それから二点目としまして、福祉政策の視点から考えますと、介護保険ではなくて、ほかの福祉サービス、それぞれ個人負担があります。そういうことも考えられる。それから三点目の、市の財政状況から考えますと、福祉予算は既存の事業予算でございますが、保育所への入所児童の増加それから高齢化、それから地方への権限委譲によりまして、年々既存の予算は膨らんできております。このような中で井上市政八年間で新規の事業を見ても、五十七件、予算額として八億四千三百万円という予算を執行しております。このように新規事業を行っているわけですが、今後、今議員さんが言われました利用料につきましては新規事業ということになりますので、新規事業を行う場合には事業の効果を見まして、スクラップ・アンド・ビルドの考え方をもちまして新規事業をやっていきたいということで、今

回の利用料の減免につきましては、大幅な負担が見込まれますので、現時点では難しいということでございます。

○八番（野田紀子君） 介護保険以外の高齢者福祉の予算もこの場合、七千三百万のほかに見込まれるということでしたが、これは幾らになりますのでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 介護保険部分以外の分につきましては、後日、議員さんの方にお知らせいたしたいと思っております。現在、資料を持っておりませんので。

○八番（野田紀子君） 私どもが今回提案いたしました条例案には、介護保険制度での利用料の減免と、さらに介護予防事業についての利用料の減免で、これは介護保険制度の中には含まれない事業なのですけれども、提案をしております。試算では大体五十六万ほど伺っております。

先ほどの部長のお話を伺いますと、一口で言うと、そんな予算はどこにもないということだと思っておりますけれども、この介護保険料にしてもあるいは水道料にしても、ごみ袋であるにしても、暮らしの隅々に市民の負担が非常にふえております。ところが、介護保険制度になってから市の高齢者福祉の予算が約三億三千万浮いておる、いわゆる使わなくて済んだ、浮いたわけですね。今年度の補正予算にも二億九千四百四十六万の公共事業基金積み立ても計上されております。ホームページには、百億という基金があったということも聞いております。このような予算があったわけですけれども、とりあえずは今年度予備費を充ててはいかがかと思っておりますが、その点どうでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 財政的な予算の件につきましては、財政当局と相談してみたいと思っております。

○助役（三浦義人君） ちょっと答弁をさせていただきたいと思っております。

ただいま福祉関係に対しまして、いろいろと御提言いただいておりますが、その中で予算関係につきまして言及をされているわけでございます。私ども、予算編成をするときにはいろいろと条件がございます、特にその中で考えてまいらなければならないのは、やっぱり中・長期的に立った観点の上から財源を使っていくということが、非常に大事になってくるわけでございます。

そこで今回この件につきましては、利用料の件につきましては、具体的な形では担当課長、部長が申し上げたとおりでございます。しかしながら、私どもといたしましては、長期的にあらゆる分野の予算を平等に配分をしていかなければいけないということが基本原則としてあるわけでございます。そこで、福祉関係にとって見ましても、先ほど部長が申しましたように、非常に早いスピードで高齢化が進んでおります。私どもの感覚の中では、この高齢化社会はまだまだ序の口であろうというように思っております。これがさらに進んでいったときにはどうなるのだろうかということを考えてみたときに、非常に厳しい思いがいたすわけございまして、そういう意味におき

まして、やはりこの現在の財源は将来展望のもとにやっぱり大事に、また平等に使っていかねばいけないということで財政運営をさせていただいておりますので、個々の問題につきまして、ただいま質問がございましたように予備費を充当せよというようなことは、こういうケースではなじまないと思いますので、予備費というものは緊急時に使うものでございますので、その点は十分に御理解をしていただきたいと思いますように思っておりますのでございます。

○八番（野田紀子君） 行政がどちらを向いて、また税金をどこにどう使うかというところに、自治体の首長の政治姿勢が問われていると思います。食費も切り詰めて介護利用料を払うお年寄りの暮らしにこそ予算を向けられるように再度強く要望して、次に基盤整備についてお願いをいたします。

第二期介護保険事業計画というのを見せていただきましたけれども、この二期計画でも特養ホームをつくるプランはないようにあります。十五年四月、ことしの四月からこの二期計画の三十三ページの特別養護老人ホーム入所指針というので、優先入所制度ができるということですがけれども、この入所、いわば資格というか、これには介護度の制限などあるのでしょうか。例えば介護度が軽かったら入所はなかなかできないというような制限があるのかどうかお聞きいたします。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

介護保険制度上では、要介護一以上の人が入所できますが、要介護度だけを見れば、要介護度の高い人の評価基準の点数が高くなるのも確かでございます。

○八番（野田紀子君） 私が聞きましたところでは、介護度四や五の方が優先するのだ、同じ介護度であれば、介護保険在宅利用が利用限度の八〇%の人の方が優先すると、介護利用限度額平均が四〇%以下という高齢者の生活実態から、もしこの条件が適用されるのなら、経済的に余裕のある人が優先的に入所できるという結果になるのではないのでしょうか。さらに、もし介護度による優先順位がこのまま適用されるのであれば、介護度一から入所できるという介護保険法の解釈がまた変わってくるのではないのでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 優先入所の取り扱いとなっても、要介護一以上の人も当然入所できるわけですが、優先入所は要介護度のみが基準ではございませんで、在宅での環境、例えば独居なのか、介護者がいるのか、いないのかなどもあります。その他在宅でのサービス利用率も判断基準となっております。また、施設によっては痴呆の程度も判断基準に採用している施設もあると聞いていますので、それらを総合して施設サービスを受ける必要性が高いと認められる人から優先的に入所することができることとなっており、施設入所の円滑な実施ができるものと考えております。

○八番（野田紀子君） この二期計画の三十三ページによりますと、この四月から入所基準に照らせば、待機者四百人というのは半減するという事なのですが、ということとは、二百人の待機者がいる、少なく見積もっても二百人の待機者がいるということになると思うのですが、こんな待機者がいるということを入所基準に照らして認めているのですから、特別養護老人ホーム増設をぜひお願いしたいと思いますが、県に対して強く要望していただけますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 施設整備につきましては、第二期事業計画策定委員会において、介護の基本理念であります在宅サービスとのバランスに配慮した施設サービスの整備が検討され、平成十九年までの計画では入所予定人員もふやしてはいますが、増設となると県の事業計画あるいは圏域との調整も必要ですし、こちら辺は引き続き推移を見守っていきたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 特養ホームをつくるのが県の所管事項というようなことで、毎度歯がゆい思いをしております。施設のベッド数というのが、高齢者人口の三・五％と、国が決めた参酌基準では別府市のベッド数はもうすでに満たしておりますが、このベッドによその市から約百人が入って、別府市から市外への施設に行った人というのが十一人なのです。この事実を考慮して参酌基準をぜひ考慮していただきたいのですが、県に特養ホームの増設を要望される場合、この参酌基準を考慮するよということもつけ加えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

別府市は、温泉もあり環境に恵まれているという地域的なこともありまして、介護保険制度が始まる前から既存の特養が六施設存在していたために、確かに他市からの入所者がおられることも事実でございます。しかしながら、介護保険制度では施設サービスだけではなく、すべてのサービスが要介護者であれば、全国どこでも受けることができるということになっておるわけで、他市からの要介護者の流入を拒むこともできないわけでございます。そういうことから国は参酌基準を定め、できるだけ一地域にサービスが隔たらないよう平準化を図っているわけでございます。その点を御理解いただきたいと考えております。

○八番（野田紀子君） ただ現象だけを見ますと、よその市の高齢者にベッドを譲ったような格好で、実際に別府市民が入所できておりません。別府市に限らず各自治体は、政府の参酌基準によってでなく、地域の実情に応じて特養ホームなどの施設整備をするべきではないかと考えます。全国どこでも介護保険サービスを受けられますと言いましても、現実、お年寄りが東京や大阪あるいは福岡などに行けるものではありません。特養ホームに入るような高齢者はまた特にそうだと思うのですが、知らないところに突然行かせる、ひとりぼっちで行くということだけでも痴呆が始ま

るということは、よく知られているところでございます。この参酌基準については、また県に要望する場合にも考慮をお願いしたいと思います。

続いて、二期計画では二十四ページの短期入所生活介護、ショートステイですか、これが稼働率四九・三三%で、待たずに利用できるとあるのですけれども、私が聞いたところでは、痴呆が入った高齢者は二、三カ月待ってくださいと言われております。市は、高齢者や家族の緊急事態に間に合うように一定数のベッドを確保しておいてはいかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

現在、短期入所生活介護のサービスを行っている事業所は、市内に七カ所ございまして、六十九床の専用床となっております。また、各施設とも痴呆症状があるからといってサービス提供を拒むことは法律で禁じられていますので、その点については実態の把握に努めたいと考えておりますが、たぶん施設によっては痴呆の方への介護力が不足していて不得手の施設があるのかもしれない。したがって、今後ますます増加すると思われる痴呆老人に対して、どこの施設でも受け入れがスムーズに行われるよう、介護職員等に痴呆介護実務研修等が実施されておりますので、それらの研修を積極的に受講するように指導してまいりたいと考えております。

○八番（野田紀子君） せっかく基金があるのですから、このようなサービスの拡充にも使っていただきたいと思います。

続いて、高齢者福祉の方をお願いします。介護予防につきまして。

介護保険制度について再々いろいろ指摘もし要求もし御答弁もいただきましたけれども、高齢者にとって一番望ましい、そして本人も幸福なということは、何といても介護保険のお世話にならないように、介護を受ける立場にならないというのが一番いいことであります。市の職務と申しますか、組織的には介護保険課、高齢者福祉課、保健医療課と三つあるのですけれども、二期計画では高齢者の介護予防、特にまた健康維持にも努めていただきたいと思います。それが結果として介護保険財政を膨張させないということにもなるのではないのでしょうか。いわゆる高齢化社会と、長生きしたら気兼ねになるようなことが言われておりますけれども、これはもってのほかのことかと思えます。

十五年度からの二期計画で、介護予防事業の廃止あるいはまた新規はありますでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

今回、前回策定いたしました介護予防、生活支援サービス事業から廃止した事業は全くといっていいほどございません。逆に今回の計画では三つの事業が追加されております。十三年度から介護予防教室と家族介護慰労金支給事業でございます。それに

十五年度からは成年後見制度利用支援事業も開始されようとしています。

○八番（野田紀子君） もう何度もお願いをしまいましたが、訪問理美容サービスと寝具類等洗濯乾燥サービスは、二期計画ではどのように扱われるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

今回の計画は十九年度までですが、その間も高齢者人口はふえ続けていきます。高齢化率も二年に-%ずつの伸びで、将来的には高齢者福祉にかかる事業費は膨らんでいく一方なのです。今回、三つの事業をふやし、既存の事業を継続させることだけでも、実は大変な努力をしまいましたが、今、私どもは、国・県の事業の補助金の縮小・削減の中、高齢者を守り、既存事業の継続をすることが重要と認識をしています。また、これからも常に事業の効果を考えスクラップ・アンド・ビルドの考えで、既存事業の見直しや新たな需要にこたえていくよう努力をしまいたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 介護保険事業計画等策定委員会第三回委員会関係資料の中では、十五年度より新規事業としてございましたので、楽しみにしておりました。介護予防事業は、自治体がやりますと手を挙げれば、国が予算の半分を持つのですから、ぜひ実施の方向でこれからも検討をしていただきたいと思います。私も何度も、年をとって布団も一人では干せんようになった、あるいは一人では暮らせんようになった、散髪屋でいすに座るのもきつい、あるいは老人ホームに入りたいと言われてまいました。このようにどんどん国の予算が削られる中で、現場の市の職員の方、窓口の職員の方は大変な御苦労だとは思いますが、国の事業縮小あるいはまた削減に対しましても、縮小・削減、本当にやむを得ないことなのか、市の公務員として、市長も、別府市民を守る立場での考慮をぜひお願いしたいと思います。

続いて、去年の十二月議会で質問させていただきました百円バスについてでございます。

このバスのお話をいたしますと、バスの乗降口に補助ステップをつけて乗りおりしやすいようにしてほしいというお話がありました。こういうのは、市からバス会社に要請できるものかどうかわかりませんが、もしできたらバス会社に提案をしていただきたいと思います。私もお年寄りの足元を見て、なるほどこれは補助ステップが要るなと思いました。年をとったら、どうしても公共交通機関に頼らざるを得ません。十二月議会で、お年寄りの外出を助けて介護予防にもなると百円バスをお願いをいたしました。「検討課題です」との御答弁をいただいております。大分市のあるバス会社に行きますと、行政や、あるいはまた老人会などで一度意見交換をしてみたいという話でございました。お年寄りの移動手段の確保を市でも必ず検討されるよう、再度要望をしておきます。

続いて、保健医療課の高齢者の健康維持についてお願いをいたします。

何といっても健康に年をとりたいというのが、高齢者の願いではないでしょうか。十四年度から骨粗鬆症の検診も実施していただきまして、女性の間で大変これは好評でございます。第一回目、二時間待ちでございました。

今度は男性の方で、これまでも再々お願いしましたが、前立腺の検査を健康診査の項目に追加していただきたいのですが、いかがでしょうか。P S Aという血液検査だけでできる検査があります。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

平成十三年度よりインフルエンザの予防接種を、また十四年度より骨密度検診、肝炎ウイルス検診などを新たに実施しており、保健事業については前向きに取り組んでいるところでございます。

前立腺がんにつきましては、最近耳にすることがございますが、検診については補助対象外事業でございますので、全額単費となります。限りある予算を有効的に執行するためにも、保健事業計画の中で緊急性等を考慮しながら優先順位を付し、保健事業を推進していきたいと考えているところでございます。

○八番（野田紀子君） また再度要望したいと思いますが、次に、二期計画における健康診査というのでお尋ねをいたします。

この二期計画を見ますと、健康診査の受診率が、十三年度三三・七％、十五年度受診率が三七・八％。十九年度に四八％の目標のようではございますけれども、これは十三年度実績県平均が五四・一％にも及んでおりません。病気の早期発見・早期治療、さらには介護予防には欠くことができないことですので、この健康診査の受診率目標は低過ぎるのではないのでしょうか。受診率が低い原因の一つに、診査料金の負担が重いという、料金が高いからというのもあるのではないかと思います。大分市とか日出町などでは、基本診査は無料で、大分市は胃がん、子宮がん検診で千円になっております。料金の負担が別府市民にとってどうなのか、考え直すことはないのでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

確かに、今は受診率が低うございます。それで、何かいい方策はないかということで、市報を初め各医師会にお願いしまして、医院にポスターを張ったり、またJ Aやマルシヨク、それから銀行などにもポスターを張って啓発をしているところでございます。

料金の徴収、これは自己負担が安くないかということでございますけれども、一応国の補助基準の中では費用を個人より徴収をしてもよいということになっておりますので、その下回る金額で現在徴収しているところでございます。

○八番（野田紀子君） 担当部課は大層苦勞しておられるようですが、さらにこの負担を引き下げるということで、また努力をしていただきたいと思っております。

次に、訪問指導についてです。

十三年度実績として三百二十一人を訪問ということになっていますが、二期計画四十九ページの十九年度目標では、寝たきりの訪問指導が三十一回となっております。十三年度の実績は十六回ですね。十三年度は、寝たきり老人介護者見舞金として、これが百二十五人に支給されておりますが、見舞金を支給された人の数から見ても、この訪問は余りに少ないと思われま。保健師による訪問指導は、寝たきりや痴呆高齢者の栄養、医療、また健康維持に欠かすことができません。介護保険制度の介護を受けるにしても、保健の専門家のかかわりというのが本当に大切になるのではないのでしょうか。

二期計画の訪問指導の取り組み方策として、四十九ページに列挙してあるのですけれども、この目標回数でこれが達成できるとお考えになっているのでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

訪問の内容につきましては、野田議員の方から言っていただきましたけれども、訪問指導につきましては、一日に一人に半日もかかるという大変な時間を費やしております。ですから、この人数や回数だけで判断できない部分があるかと思えます。

○八番（野田紀子君） 人数や回数だけで判断はできないにしても、異常に少ないということからびっくりするわけなのです。毎年それでも保健師の増員はしていただいております。結局、最終的に保健師は何人にするのが目標なのでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

平成十三年度の国の交付税の基準では、十万人当たり十四人となっております。

○八番（野田紀子君） 十万人に十四人というと、大体十五、六人が最終目標と思われまけれども、この訪問回数ですね、ほかの大分市とか竹田市とかなんかに比べても、けた違いに少ないということから見て、この別府市の保健師は、別府市の人口規模から見ても非常に不足をしているのではないのでしょうか。毎年ふやしていただいているのですけれども、もっとピッチを上げて増員しなければ、高齢者の健康維持や寝たきり予防というのは大変困難なものになるのではないかと思います。別府市民の特に高齢者の保健医療が大変貧困と申しますか、貧しいものにもなりますし、早期発見・治療がなければ病気は重症になるし、介護保険の介護度にしても高いものになるのではないかと思います。保健師の増員をさらに努力していただきますようお願いをしておきますが、いかがでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

各種の保健事業を充実させるための保健師や栄養士の増員につきましては、必要性を関係者に理解していただき、年次計画の中で適正人員確保に向け努力しているところでございます。

なお、平成十五年度では保健師二名、管理栄養士一名を採用の予定でございます。

○八番（野田紀子君） ぜひ職員課でも理解を持って進めていただきたいと思います。早期治療・早期発見によって医療保険の方も負担を安くし、介護保険制度についても財政を余り膨らまさないで済むようになるでしょうし、何といたっても高齢者にとって大変幸福なことであろうと考えております。

続いて、ごみの収集につきましてお願いします。

ごみ袋は、市民は大を十枚二百円で、小を十枚百円で購入しているのですが、この料金は、ごみ収集の手数料と市民の皆さんは考えておられますが、それは本当にそうなのでしょうか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

議員さん仰せのとおり、手数料と考えて結構でございます。

○八番（野田紀子君） 平成九年に指定ごみ袋制度を始めてから、ごみの量は減ったということですが、それとともにリサイクルを強力にしなければ、結局またごみ量はもとに戻ります。全国で指定ごみ袋制を採用した自治体で、ごみがまたふえてきたということの頭の痛いことになっております。ごみ袋の売り上げ枚数ですね、いただきました資料では、十四年度が四種類で六百十四万六千枚、一億五百万程度の売り値というか、市民の負担になります。十枚百円と二百円で、それまで過去の平均で一億五千万のごみ袋を市民は買って燃やしたわけです。

このごみ袋について、市民の中にはとても納得できないという意見があります。食事の用意のたびに生ごみが出ますが、これを捨てる時はいきなり大きな袋に……、これですね、この市の大きな袋、これは大小ありますが、この袋に入れるのではなくて、スーパーのレジ袋とか、あるいはまた小さなポリ袋とか新聞紙などに生ごみを包んで、この指定の袋に入れる。で、この指定袋の値段の高さが納得できませんと言うのです。

こちらが、三井プラテック社というところがつくっているごみ袋です。ロールにしたこれが、日本フィルム社のポリ袋です。同じ指定袋の大の方と大体同じサイズではありますが、値段がどちらも十枚九十八円。十枚ですね、これが九十八円。別府市指定のは、これが二百円になります。どちらもこれは半透明です。ダイオキシンは出ませんということになっております。

こんな安いポリ袋があるのですから、しかもダイオキシンも出ませんというポリ袋があるのですから、袋を指定するのではなくて、大小のサイズと、また半透明もしくは透明とか、燃やしたときダイオキシンを出さないという、そのような条件をつけてこの指定袋ももちろん使っていいのですが、この指定袋のほかにも自由な袋の使用というのを認めてはいかがでしょうか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

サンプルとして平成十四年九月に東京都の狛江市が実施いたしましたごみ有料化の調査で、何らかの形で有料化制度を実施している町村が百四十町村ございます。別府市が採用しています二十リットルと四十リットルのごみ袋の手数料ですが、二十リットルの袋の平均は十三・五円、最大で四十円、最小、小さい袋で十円で、四十リットルの袋は平均四十円、最大で八十円になっております。別府市の指定ごみ袋制度の値段ですが、全国でも安いレベルにあります。

それから指定ごみ袋の関係ですが、この値段の問題については、清掃問題懇話会にお諮りし、市議会でも調査会で何度も論議されて決められたものでございます。現段階で手数料の改定、指定ごみ袋制度の廃止は考えておりません。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○八番（野田紀子君） ただ燃やすためだけの袋ですね、ごみを入れて出すのですから。この袋にこんなにいろいろ印刷をして、その分の値段も上げてもったいないと高齢者は、特に高齢者はおっしゃいます。この「もったいない」というのが、リサイクルやごみ減量の原点ではないでしょうか。大分市も、ごみ袋は自由です。ただ、透明、半透明、無色の袋に入れて出してくださいということになっております。ともかく透明、半透明でなければ、ごみ集めをする人にどんなに危険な物がこの中に入っているかわからないというのは、本当にそうなのです。今どきの家庭ごみは、生ごみだけではなくていろいろ、焼き鳥の串まで入っておりますので、大変危険です。ですから、この半透明、透明であるというのは当然なことと思いますが、こんなに印刷する必要があるのかと言われれば、確かにこれ、こんなにせんでもよかろうと思うのですけれども、ごみ袋は、安い値段のごみ袋が今どこにでも幾らもあるのにわざわざ、よその市と比べてはともかくも、日ごろの生活の中で高い方を指定して、指定してあるからこそ、どんなスーパーだってこれを安売りは絶対にせんのですよ。市民感覚からかなりずれていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

議員さん仰せのとおり、指定ごみ袋制度は平成九年四月一日に導入いたしました。目的については、大きくはごみの減量、ごみ量の公平負担、危険防止、収集効率、衛生的、別府市は御承知のとおり「まちを美しくする」ということが、市民憲章の第一項目に載っております。この導入により、ごみに対する意識が市民の間で向上しております。十年十二月より容器包装リサイクル法に基づく瓶・缶・ペットボトルの資源回収も実施しております。十四年四月一日には、事業系のごみを切り離しております。産みの苦しみはありますが、九年に導入した指定ごみ袋制度の導入により、来年十五年度は職員数を三名減員するわけですが、減員の体制でごみ収集業務ができるという

ことも、指定ごみ袋制度の効果でございますので、その点御理解をお願いいたします。

○八番（野田紀子君） なかなか御理解ができないのですけれども……。やっぱり変です。ですから、このごみ袋の印刷をもっと減らして単価を下げるとか、そういうことも検討をして、さらにごみ対策としては、ただ生ごみの始末のことだけでごみ対策を終わるのではありませんので、これから先もリサイクルのやり方、市民にどのようなリサイクルをしてもらうかとか、そういうことについても私もこの討論に参加をさせていただきたいと思っておりますけれども、このごみ袋、指定ごみ袋については、これからはまた要望を出していきたいと思っております。

では、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午前十一時五十六分 休憩

午後 一時 十六分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○二番（吉富英三郎君） （発言する者あり）ありがとうございます。いつも謙虚な気持ちであります。（発言する者あり）ありがとうございます。

今議会において数名の議員さんから農業祭の件が取り上げられておりますけれども、おおむね消費者の立場からの質問ではないかと思っております。私の場合は、農協の正会員でもあります。先輩議員の中にも数名の農協の正組合員の方がいらっしゃるわけですが、そこで、私といたしましては、生産者の立場に立った別府市農業の現状というものについて若干の質問をさせていただきたい、このように思っております。

まず第一に、「ファイブ・ア・デイ」という言葉を御存じでしょうか。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

「ファイブ・ア・デイ」、これは病気のがんや肥満を予防する健康のために野菜や果物を毎日五品以上食べようというキャンペーンのことでございます。一九九一年にアメリカで始まっております。野菜・果物の消費量は、一九七〇年当時、国民一人当たり年間百八十三キログラムでございましたが、この運動をいたしましたところ、二〇〇〇年には二百五十一キログラムに急増しております。しかし日本に至りましては、逆に一九七〇年が百八十キログラムから二〇〇〇年が百六十三キログラムに減っているのが現状でございました。そういうことでこの運動を広めようということで、昨年、日本でもその運動の核となる民間団体が結成をされております。健康の増進と野菜・果物の消費拡大に寄与する運動ではないかというふうに思っております。

○二番（吉富英三郎君） そうですね。健康を増進するために野菜や果物をたくさん食べましょうという運動が、今国際的に広がっているわけでありまして。このことは、野菜や果物の摂取でがんや心臓病、脳卒中などを予防する。これが事例として約二割

ほど心臓病、またがんというものが抑制されているというのが、もう出ております。ということは、これは医療費のコストというものはゼロですから、それだけ医療費の削減というものができるわけなのです。しかしながら、一年三百六十五日、一日三食食事をするということになると、一年間で約千百回の食事をとることになるわけなのです。人間は、食べていかなければ生きていけないわけですから、やはり安全な食品を口の中に求めるといいますか、ということはしごく当然なことなわけなのです。

ところが、一昨年九月にはBSE、いわゆる狂牛病が日本国内でも発生しております。食の直面する課題が大きく取り上げられてきているわけでありましたが、またここ数年を見ましても、世界的な規模で食の安全というものが問われております。国内では、昨年、牛肉の偽装事件、輸入農産物からの残留農薬検出、産地の偽装表示問題など、食品企業団体と言われるものが消費者から多大な不信を買って、その中で社会を騒がせる食の事件が相次いで、大企業と言われる、昔で言えば超一流と言われた企業でさえも倒産や、また会社清算というような目に遭ってきております。とりわけ食の安全を脅かす輸入野菜の農薬汚染、違法食品添加物の使用、無登録農薬の使用などというものが大きな私たちに対する最も問題ではないか、このように思うわけなのですけれども、別府市における野菜類の農薬使用、この実態というのはどのようになっていますか、質問します。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

この農薬の問題は、非常に重要でございます。食の安全を考える上では、この農薬を適正に使用するということがまず第一に望まれております。議員御指摘のように一昨年から、ずっとこの農薬の問題、いろいろ輸入のハウレンソウの問題、また国内におきましても無登録農薬の使用とか、いろいろな問題が生じております。そういうことで昨年の十二月に農薬取締法の改正がなされております。この改正によりまして、適正に使うことができるいわゆる登録農薬、また今まで習慣的に使っておりました食物の安全に寄与するというところで使っておりました特定農薬、そういう種類を明確にいたしました。また、この農薬取締法の基本でございます農薬を適正に使うことが求められておりますが、もし不正に使った場合の罰則の強化等も厳しくなっております。特に無登録農薬につきましては、国内で製造ができない、販売もできません、使用もできません。また輸入につきましても厳しく規制がされております。

御質問の、別府市におけるこの無登録農薬の使用の状況でございますが、これは先日県の方で会議がございまして、その資料に基づきまして御答弁をさせていただきます。

昨年、四十四の都道府県で約二百七十の業者がこの無登録農薬を販売いたしまして、

国内で約四千の農家が使ったということが判明をしております。県下におきましても、四十四の農家でこの無登録農薬が使われた経緯がございますが、幸いにも別府の市内では使われていませんでしたという、実用例はなかったということで報告を受けております。

○二番（吉富英三郎君） 無登録農薬という話に、何か一步先に進んだような気がしますけれども、まあ、いいです。

今、こういうふうに通の安全という部分から考えますと、相当厳しい管理下のもとに野菜類と申しますか、市場に出回る物に関する規制というものは大分かかっているというように思っております。しかし、今度これが今、野菜とかはそうなのですけれども、では、お米ですね。米についてちょっと考えて見ますと、だんだん休耕田というものがやはりふえております。昨年の十二月三日には、これは米の生産調整、いわゆる減反という政策が、平成二十年度には廃止をするという大胆な米の政策が実施されようとしているわけなのですけれども、そのような中で別府市の農業というものの現状に目を移してみると、私は、明らかにその農業人口と申しますか、農業従事者というものが減少しているのではないかと申すように思っているわけなのです。

そこでちょっと次の質問ですけれども、大分県の農業の粗生産額というのがあると申します。大分の地元新聞によりますと、過去十年間で最低となっております。これは十四年十月十八日付で出ておりますけれども、一九九二年から二〇〇一年までで十年間とっております。ピーク時は、九四年度が千八百五十億円、二〇〇一年度では千四百五十八億円と右肩下がりで粗生産額というものが下がってきているわけなのですけれども、別府市の現状はどのように推移して申しますか。そこをちょっと教えてください。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

別府市の場合、農業産出額ということで統計資料がございますが、それを見ますと、平成十三年が約十二億二千万円、それから平成三年、いわゆる十年前でございますが、十九億二千九百万円となっております。この数字で見ますと、平成四年が二十三億一千五百万円ということで一番多いわけでございますが、別府市の場合も減少の傾向にございます。

○二番（吉富英三郎君） そうですね。農業の産出額というのをこの表で見ますと、やはり大分落ち込んでいるというのがわかるわけなのですけれども、では、農業従事者ですね。働いている人はどのようになっていますか。また、六十五歳以上という人が、その中の比率でもしわかれば教えてください。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

いわゆる農業人口と申しますか、これは農協の統計資料に基づきまして載っております。

ますが、平成十二年につきましては、農家の人口が千百七人でございます。この統計資料は五年に一回でございますして、平成二年、十年前ですね、平成二年を見ますと千五百六十一人というふうになっております。したがって、農業人口全体も減少しております。また、六十五歳以上の高齢者人口でございますが、これは農業統計ではございませんで、国勢調査の数字になりますが、平成十二年が三百七十五人、平成二年が二百四十一人というふうになっておりますので、逆に六十五歳以上は増加の傾向にございます。

○二番（吉富英三郎君）　そうですね。やはり農業従事者も減少している。別府市全体を見ましても、高齢化といえますか、六十五歳以上の方がふえてきているわけですから、農業従事者に関してもやはり同じことが言えるというのは、しごく当然であるとは思っております。

国は、米の減反政策から自主的な生産調整システムへの移行を打ち出したわけなのですが、農家の担い手育成ということ、それと消費の拡大というものが、やはり別府市の農業においても今以上に求められている、このように思っているわけなのですが、今まで市がどのような対応をしてきたのかなという、私は、「観光、観光」というのは結構なことでありますけれども、何か農業をする人を、「する人」と言うとおかしいのですけれども、農家をちょっと軽く見ているようなところがあるのではないかなというような気がしてなりません。

そこで次の質問なのですが、亀川にあります公設市場、どのような目的での位置に移転をしたのでしょうか。

それと、最近の取扱量。特に別府市の農家が出す取扱量がわかりましたら、教えてください。

○農林水産課長（宮津健一君）　お答えをいたします。

現在は公設卸売市場は商工課が運営をしておりますが、以前は農林水産課の方でこの事業を行っておりました。昔の資料を見ますと、昭和七年に松原地先の泉町埋立地が完成をいたしまして、現在の別府市消防署浜町出張所の位置に市営の市場が、総工費一万七千四百五十円で建設をされ、青果と水産の市場が設立をされております。しかし、この市場は海岸に接していたためにたびたび台風の被害を受けまして、その都度修理をしなければいけないという状況が続きました。そういうことで昭和五十九年に亀川浜田町及び古市町の海岸整備事業の完成とともに、広い面積を確保できる現在の地に移転をしたというふう聞いております。

○二番（吉富英三郎君）　昔は、そこの社長さんが、たしか永井正さんか何かだったという記憶があります。同姓同名の議員さんがおりますけれども。観光客がふえ続けて野菜等の消費量が右肩上がりで予想されて、農家のためにも、仲買さんのためにも、

また消費者のためにもいい話だったはずなのですけれども、現在としては取扱量というものは、どんどん下がってきているというのが実態であります。しかし、JAの直販部門、これにおいては実は毎年二けたの伸びを示しております。この三年間だけでも、十一年度が約三千二百万、十二年度が四千四百万、十三年度が五千九百万と、毎年約一千万ずつ、一千万以上の売り上げ増になっているのですね。JAの直販所というのは、JAの亀川支店、それとJAの石垣支店、それと今の松原住宅ですかね、あそこの一階、空き店舗になっていますけれども、あそこと、それと東山の旬の館というのがあるわけですが、ほかに大分県下全部見ますと、道の駅が十二カ所、里の駅が六十八カ所、そういうのがありますので、JAの直販所を含めると大体百カ所以上が顔の見えるそういう消費者との強いきずなというわけではありませんけれども、顔の見える関係が生まれて食の安全というものを感じるということで、大変好評であるという話を聞いております。

つまり、ここなのです。消費者と生産者がじかに触れ合うといいますか、顔が見えるということ、これによって安全な野菜、そして口に入れても大丈夫だよ、これはどういうふうな作り方をしたのかというような触れ合いができるそういうもの、これはまさに農業祭のミニチュア版といいますか、ミニ版というふうに言えるのではないかと思うわけなのです。

そこで農業祭。別府で開催していたものが、向こうの山香の方に行ったということでもありますけれども、この農業祭を別府市で開催するに当たっては、いろいろ助役の方からもお話がありました。それはいいのですけれども、では地元の市民から何かそういう苦情とか、市民からとか団体からでも結構ですけれども、何か苦情なりそういうことがあったのかどうか、そこをちょっと教えてください。

○農林水産課長（宮津健一君） 先ほど、卸売市場の別府市の取扱量の部分の答弁が抜けておりました。大変失礼いたしました。過去三年間の推移を見ますと、市場での取扱量は減って、減少の傾向でございます。議員御指摘のように直販部門、いわゆるJAの直販所での取扱量は、逆にふえております。

それから先ほどの、農業祭で市民からの苦情等はなかったかという御質問でございますが、一番苦情といいますか、市民の側から見て近所の、会場の周辺でいろいろな苦情、小さいところがございました。例えて言うならば富士見通り、青山通り等が期間中渋滞になったとか、周辺の民間の空き地、また店舗の駐車場に不法駐車があったとか、そういう部類の苦情等は受けております。そのほか、大きな苦情等は別に私の方としては把握をしてございません。（発言する者あり）

○二番（吉富英三郎君） どんどん後ろから、もう本当いい話をしてくれるので私としてはなるべく早くやめたいのですけれども。

本当はこの農業祭の件なのですけれども、これは別府市で独自の本来なら農業祭みたいなものを、昨年の十二月にもしているのはよく知っております。しかし、僕なんかがちょこっと漏れ聞くところによりますと、普通の八百屋さんが売り上げが落ちるからとか、そういう話も若干あるようなことは聞いております。しかしながら、一年三百六十五日のうちの数日間ですからね、その中で売り上げが落ちたとかどうのこうのというようなことは、私は、そう心配するようなことではないのではないか。それよりも、今、別府の農家で季節にどのような野菜ができて、どのようなものが路地物として出回っているのだ、食べられるのだ、この野菜はこの季節のものが一番おいしいのだというようなことを市民に広く知ってもらうためにも、本来は別府市独自の農業祭みたいなものを本当はしてもらおうのが、私はいいのではないかとこのように思うわけなのです。

今、よく「地産地消」という言葉、助役も市長も耳にしておりましたけれども、豊の国食菜運動というのも実際に始まっております。これは、目に見える形で安心して食べられるということを言っているわけなのですけれども、仮に海外から入ってくる野菜が、日本と同じように減農薬野菜または無農薬野菜と出して出回っていったとしても、調べるのがサンプルだけであった場合、本当にそれが安全なのかという保障というのはなかなかないのですね。ですから、そういうようなこと、いろんなことを考えていくと、やはり地場でとれた野菜が一番安全で、また新鮮であるということに思っているわけです。そのように考えていけば、もっともっと別府市、特に行政というのは農業政策というものに力を入れていかなければならないのではないかと、私はそのように思いますし、地場の消費に力を入れていくべきである、このように思っております。

さて、そこで次の質問です。これは教育委員会の方でも結構ですし、農林課の方でも結構ですけれども、ことし一月から毎年年初の一カ月間、食の安全・安心や望ましい食生活のあり方に真剣に取り組むということで、「食を考える月間」というのが始まりましたけれども、このことについて御存じでしょうか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

お尋ねがございました「食を考える月間」でございますが、農林水産省のホームページに掲載されているのは承知しているところでございます。教育委員会学校教育課でございますが、毎年一月は、「全国学校給食週間」に合わせた取り組みをしています。この「全国学校給食週間」でございますが、実は昭和二十五年から始まっていて、一月二十四日が給食記念日になっています。別府市でも、一月二十四日から三十日までの一週間を「給食週間」としています。この「全国学校給食週間」などと連携した食育の強化が、「食を考える月間」の実施要綱の重点事項に上げられています。

○二番（吉富英三郎君）　そうですね。要するに食の乱れが医療費の負担の高騰に拍車をかけてもいるわけでありまして、深刻化するこれらの諸問題にブレーキをかけるには、幼いころから食の大切さを学習して、自分の体によい食を賢く選んで組み合わせ、健康管理ができるようにすると。まさに課長がおっしゃった食育が要するに不可欠であると思うわけですね。私としても食育というものをやはり公共の政策にしなければならぬ、このように強く思っているわけです。

そこで次の質問なのですが、昨年十二月十五日、福岡県などが主催して北九州市で、子供の健康的な食生活づくりに大変重要な米飯学校給食をテーマにしたセミナー、「御飯大好き」というものが開かれております。子供たちの親約五百人が参加して、「子供の食を考える」という題で、料理研究家また行政、教育、学校給食の出入り業者等までを含んで、それぞれの立場から「食べる力」、「御飯食と健康の関係」、「学校給食の安全性」といったテーマでパネルディスカッションがされております。将来を担う子供たちのことを第一に考える教育委員会が、このようなセミナー、福岡で開かれたということですが、どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（小畑善実君）　お答えいたします。

議員さん御提言の、子供を対象にしました「食を考えるセミナー」につきましては、今後調査研究してまいりたいと考えています。福岡でのセミナーほど大規模ではございませんが、別府市では、朝御飯を食べない朝食抜きの子供が多いことなどからしまして、せめて朝食は自分でつくれるというようなということで、子供を対象にしました調理教室を昨年度、平成十三年度から実施しています。

○二番（吉富英三郎君）　余り答えが……、セミナーをどう思うかということで、こういうことを別府市もやったらどうかということでお聞きしたわけですが、ちょっと答えるには余り納得できるものではありませんが、要するに子供のころから食育が大切であるということで、それは親から子につながるものですから、その現場の人また保護者を対象にした、こういうことは別府市も必要ではないかということをお聞きしたかったわけなのですね。要するに生産者と消費者との距離を縮めること、地産地消を進め、安全で新鮮な食材を使うということが必要であるということから、教育委員会の方にちょっとお伺いしたわけなのです。

それでは次の質問なのですが、学校給食の現場においてどれくらいの量の、また種類の地元産の野菜なり米なりを使用しているのか。その種類や量とかがわかりましたら、ちょっと教えてください。

○学校教育課長（小畑善実君）　お答えいたします。

地産地消ということにつきましては、学校給食でも可能な限り取り組んでいますし、今後も取り組んでまいりたいと考えています。

御存じのように学校給食で使います食材はいろいろな種類がございますが、別府市内では、地元野菜の中で大量に利用できますネギとホウレンソウとなっています。その量と金額でございますが、ネギの量としましては、年間に約二千キログラムで、総額が百八十万円程度でございます。ホウレンソウは、約千四百キログラムで総額七十万円程度でございます。

○二番（吉富英三郎君） お米の使用量というのはわかりませんか。米飯給食はしてなかったですかね。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

米飯給食は、小学校で週に二・五回それから中学校で週に三回ということで、大体県産米ということで、別府市産米ではなくて県産米で計算していますが、小学校で年間四・二トン程度というふうに考えています。

○二番（吉富英三郎君） ここにJAの全国中央会の農政部と広報部というものが出している本があります。「次世代消費者アジアとの三つの共生運動推進情報」というやつなのですけれども、この中にいろいろな日本全国の農業に関する情報、こういうことをしていますというものがいっぱい載っているのですけれども、学校で食べる給食の御飯米は、要するにオール地元産ということで、小・中学校ですべて地元のお米また野菜を使っている。これは長野県の駒ヶ根市というところと飯島町ということになっていますけれども、全小・中学校ですべてそういうふうなのをやっているという。そのほかにも見れば幾らでも載っているのですけれども、一つの例として挙げさせてもらいました。

観光でも同じことが言えると思うのですね、観光部長。よく「観光、観光」と、先ほども私は言いましたけれども、これにも載っております。「ホテル・旅館との情報交換」ということで、「もっと産地は情報を。地場食材消費へ」ということで食と観光のパートナーシップづくりという形で地元野菜を使って、そして付加価値をつけてお客様に出していると。最近ではこれをまねして、「まねして」という言い方は悪いのですけれども、湯布院の方もホテルの料理人が地元の農家の方々と、地場の野菜は、こういうのはいつごろとれて、どういう料理が一番おいしいのかとかいうような意見交換もしております。別府市の場合がどうなのかということは、ちょっとわかりませんが、こういうふうな付加価値をつけてお客様を呼ぶというのは、今はもう本当、日本全国どこでも観光地ですから、何かいろいろとそういう部分でのお客様を呼ぶための対応をいろいろやっておりますので、ぜひそういうところも、別府市の観光も力を入れていただきたい、このように思うわけなのです。

話は戻りますけれども、子供たちには旬の食味、旬の味というものをやはり体験させる必要があると思っております。本当の味を小さいときから教える必要があると思

うのですね。最近、教育長、こういう言葉があるのです、「もっと御飯、いろいろな野菜を食べ、体の便秘にならないように。キレル、荒れるは頭の便秘。おいしく楽しく食べないと、心の便秘になっちゃうよ」、こういう言葉が実は最近あるのです。ですから、そういうふうなこともよく教育長の方も考えていただいて、子供の食育というものを十分考えていただきたい、このように思っております。

本当に別府市も真剣に農業のことを考えなければいけない時期に来ている、私はこのように思っているわけなのですが、そこで、これはちょっと重要な質問なのですけれども、多面的機能の評価額というのがあると思います。別府市版といいますか、別府市にこれを当てはめたときのやつをちょっとわかれば教えてください。

○学校教育課長（小畑善実君） 大変申しわけございません。先ほどの一年間の米消費量、数字だけちょっと訂正させていただきます。小学校と中学校を合わせまして十一・三トンということで、小学校は六・二トンでございます。大変すみません、失礼しました。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

多面的機能でございます。農業・農村は、食糧の安定供給はもとより、いろいろな多面的な機能がございます。まず第一でございますが、洪水の防止機能、そして二番目に水源の涵養機能、三番目に土壌の浸食の防止機能、四番目が土砂崩壊の防止機能、五番目が有機性廃棄物の処理機能、六番目に大気浄化機能、七番目に気候緩和機能、八番目に保健休養また安らぎの機能、この八つの機能があるというふうに言われております。

国の定めましたこの評価額でございますが、全国の農地は約四百七十九万四千ヘクタールというふうに言われております。これを含めた、先ほど申しました八つの機能を含めました評価額でございますが、全部で六兆八千七百八十八億円というふうに評価がされております。この数字をもとに大分県の場合は約六万三千四百ヘクタールでございますので、九百九億七千万円、別府市の農地の場合は三百五十ヘクタールで約五億円の多面的機能の評価額というふうに言われております。このように農地には国土環境の保全、水源の涵養、また美しい農村の景観の提供、また歴史と伝統に根ざした地域文化の継承などの広域的多面的な機能があるというふうになっております。

○二番（吉富英三郎君） 今、課長がおっしゃった数字は、たぶん平成十年の分ではないかと思っております。ここに最新版があります。平成十二年の国勢調査によります全国の人口が約一億二千六百九十二万人、大分県が百二十二万一千百四十人という、平成十二年の分なのですけれども、これによりますと、全国の多面的機能の評価額、先ほどの洪水の防止や水資源の涵養、土壌の浸食の防止、そういうもろもろが、全国が八兆二千二百二十六億円です。平成十二年度は六兆八千七百八十八億円ですね。そ

してこれは大分県。先ほど九百九億円ということでしたけれども、大分県が千二百八十八億円なのです、最新のやつが。そういうふうに金額的には大きくなっております。これから考えていきますと、先ほど別府市の場合は約五億ということでしたけれども、私はたぶん七億から八億の、それぐらいの経済的要するに支出を抑えている効果がある、このように思っております。

農家が農業を続けるということだけでこれだけの何億といういわば経済的支出を抑えて、別府市の財政に貢献しているのだと、私はこのように思うわけなのです、市長。ですから、観光で生きている別府市でもありますから、観光に補助金を出すなどとは言いません。出すべきものは出さなければいけないとは思いますが、やはり農村部にも力を入れていかなければならないのではないかと、このように思っております。

市長、そこから見ている、選挙に強いなど、こう思う人、おりますでしょう。田舎、農家の方に強いのですよ、本当に。それはこういうことです。土地を持っている人は百年、百五十年動かないのです、そこで百姓をするということは。ということは、その家が母屋になるんです。そしてそこからきょうだいや子や孫がどんどん別府の、俗に言う「おまち」というところにおりてきているわけですよ。ですから、田舎で要するに例えば系図祭りなんかすれば、あのまちに、あそこの田舎に行ったら民家が十軒ぐらいしかなくて、年寄りんじょうが十五人か二十人しか住んでないではないかと言うかもしれませんが、その一軒の家には、系図祭りしたりしたら、五十人、百人すぐに集まるのです。そして、そこで言われていることが、「見てみよ、おまえ最近来んかったけれども、あの道はよくなったろう。だれだれさんがしてくれた。あの道はよくなったやないか」、「ああ、そうか。それなら、今度のときにあの人にやっぱりせねばいかんな」。そういうのが多いのです。

ということは、観光はね市長、「観光、観光」とまたもう一回言いますが、漏れ聞くところによりますと、観光でもうかった社長さん、自分の財布の中は膨れましますが、従業員の財布は膨れないというのはよく聞かれます。ということは、社長が「右向け」と言ったら、従業員は左向いているということです。農家の方は違いますよ。やはりその家長と言われる人が「頼むぞ」と言えば、やっぱり、ああ、そうだなということで歩どまりも高い。だから、そういう意味でも、やはり農家を大切にしてもらいたい。余談ではありますが、そう思うわけです。

それと、こういうのがあるのですよ。農産物を一トンつくるのに、要するに農産物を一トンつくるのに必要な水、これがお米で二千五百トンの水が要るのです、お米をつくるのに。米一トンつくるのに二千五百トンの水が要るのですよ。麦や豆類、これで千トンの水が要ります。肉で七千トン。年間三千万トンの食糧を輸入するこの日本が、五百八十億トンの水を世界各地から、世界各地で要するに消費しているのと同じ

ことになるわけです。日本というのは、四季があって、水も世界の平均にすると約二倍の豊富な水があると言われております。ですから、水不足だということを言っても、余りそうびんとこないわけなのですけれども、世界じゅうで見ると、もう世界は間違いなく水不足が起こってきているわけです。そうなった場合、日本の輸入するこの食糧というものが、大変大きな打撃を受けるということまで考えた場合は、ここは国政の場ではないですから、それは世界的なことは言えませんが、別府市の農業というものもやはり真剣に考えていただきたい、このように思っております。

私は、選挙が余り強くありませんので、後援会活動もしなくてははいけませんので、時間をちょっと残して質問を終わらせてもらいますが、市長、何かありましたら、お願いします。

○市長（井上信幸君） この農業問題につきまして御質疑が出た記憶、この八年の間に余りないのですけれども、農業祭については多々ありましたが、恐らく吉富議員が今回初めてではないかな。

今いろいろな御意見をお聞きしまして、農業、林業についてやはり私どもも気づかされましたことは事実でございます。また、これまでに別府は観光都市ということでございますので、ややもすると農業生産者についてのこの問題等について、やや忘れがちであったかもわかりません。この点につきましては、やはりこの場で率直におわびを申し上げなければなりません。ただ、近年、輸入野菜がどんどんふえてきておりますので、時として、昨年、一昨年と問題になりました中国野菜の問題。これには多量の農業を含んでいる。これが別府にも入ってきたらどうなるだろうかということで、別府にも入ってきたような様子もあるわけです。そこで、この農業の検知器等もこれから準備しなければならぬかなということも含まれておりますし、また、農産品の品評会が、特に東山で毎年行われているのです。ここでの農業生産品ですね、大変立派なものができるのです。私は昨年の暮れにちょっとお邪魔いたしましたけれども、この生産品がなぜ今まで表に出なかったかなと。先般もちょっと申し上げましたが、農業祭ではこういう生産品が出されてなかったということも、私は指摘いたしました。では、農業生産者は、生産品がやはり販売されることによって、またつくるわけでございますが、今までの農業は、生産して自家の食品として食べるだけであったということでございますから、この辺、また別府市の農業行政についても考え直さなければいけない。

そういうことで、先ほども御指摘ありましたけれども、地産地消、これのやはり振興策を図るべきだと。そして、別府のホテル・旅館等にも地元の生産品を料理としてお客様にお出しすることによって、お客様も安心する。お互いにすばらしい効果が出てくるということも言えるのではないかな。また、先ほどもありましたが、食と観光

の食品づくり。ホテルの調理師によっては、そういう研修会もなされておるようでございますが、果たして地産がなされているかどうか。この辺もこれからの一つの課題かと思えます。どうぞひとつ多面的機能を含めて、もう一度農業の生産についてまた林業についてももう一度見直していく時期だと思えますので、また後継者問題もありますので、今からでも遅くないと思えますけれども、これから、きょうの御指摘を受けながら行政に反映させていただきたいと思えますので、議員の皆様方もどうぞひとつ今後とも御支援方をお願いいたしたいと思えます。うまくは申せませんが、以上でございます。

○七番（野口哲男君） 私は、一期四年間、一つ目標を掲げておりましたが、幾つか目標はあったのですけれども、四年の間に全議会で一般質問をやるということを目指して掲げておりましたが、残念ながら二回ほどできませんでした。一回は、日田のサテライトの問題の混乱時、それから、百条委員会で懲罰を受けまして議場に入れませんでした。その二回が心残りではありますけれども、目標が達成できなかったということは、これは自分の責任ではないのではないかと感じておりますけれども。

今回、また市長がいつも言うように、野口は観光のことばかり言うというふうについても言われておりますけれども、改めて、二十三番議員は、「また六月議会で」ということを言われましたけれども、私は、あしたはあしたの風が吹くでございますから、その約束はできませんので、ここできちっと整理をしていきたいというふうに思いますから、よろしく願いをいたします。

通告の順序ということにしたいのですが、関連をいたしますので、都市景観について松岡課長にもう入っていただきたいと思うのですが、よろしく願いいたします。関連で質問をさせていただきます。

いよいよ政府が、市長も前議会で全国会議員に文書を送って、観光振興についての問題点を提起したということでありましたけれども、いよいよ政府も、やはり観光産業、ツーリズム産業は二十一世紀の主幹産業であるという位置づけのもとに、ツーリズム客の倍増を図るという意味で、今、外国から年間五百万人弱の入り込み外国人観光客を、ここ四、五年で一千万人、倍増するという計画をすでに実施に移しております。これは、「ビジット・ジャパンキャンペーン」といいますか、そういうキャンペーンがことしから始まっているわけではありますが、そういう中で十四万人ほど今外国人入り込み客が別府市に訪れておりますが、これを倍増するというような取り組みをどういうふうに行っているのかということがあれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

外国人観光客の誘致には、最近積極的に取り組んでおりましたが、特に昨年は上海

便の就航、またサッカーワールドカップの開催もあり、対外的な動きが大変活発になりました。三月の別府市観光協会による上海のミッションの派遣に続き、四月の大分県観光ミッションの参加、また五月の上海における中国サッカー博覧会の出展、さらに十月には海外交流協会主催の別府市民日中交流の翼を実施、万里の長城で観光宣伝を行い、地元の方の注目を浴びたところでございます。また、県と共同事業によります中国、韓国、台湾、香港へのセールス、また関係者の招待事業のほか、広域観光の協議会レベルでの上海、釜山における宣伝、別府市観光協会によるウルサンへのミッションなどを実施いたしてまいりました。

このように中国、韓国を中心にアジア諸国に対しさまざまな事業に取り組んでまいりましたが、とりわけ今後極めて大きなマーケットになるであろう中国へは、機会あるごとに交流を深め、将来に向けて基盤づくりに努めてまいりました。この結果、二〇〇二年の年間来別者は、先ほど議員が御指摘のとおり十四万一千人余りに達し、前年の約十二万人を大きく上回りました。この内訳としましては、アジア地域からの入り込み客が全体の九三・三%、約十三万一千人となっております。さらに本年一月の来別者は約一万九千人で、前年対比で四七%、約六千人の大幅な伸びを記録しております。今後もこの流れを継続しながら、県を初め関係団体と連携をとりながら、これまで以上に誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○七番（野口哲男君） 観光宣伝とかそういう取り組みは、それはそれで結構なことだと思います。それから外国人観光客、特に韓国のお客様がふえているのですね。杉乃井ホテルあたりでもこの一、二月で約二万人という、一万九千何百人という数が宿泊客として入っております。ただし、これは外国人料金ということで、実際に八千四、五百円の料金で受け入れをしておるわけでありまして、ほとんどこれは利益が出ないというような状況であります。そういうことで、今、非常に韓国のお客様のグレードが変わってきたのですね。もうすでに杉乃井ホテルあたりのグレードが、AからCぐらいに落ちているのですよ。韓国のお客様が今求めているのは何かといいますと、三万出しても四万出してもいいから、日本式の旅館に泊まって、日本式のサービスを受けて、そしてゴルフのセットでもいいと。特に韓国のお客さんは冬はできませんから、大分あたりにゴルフに来られるのですね。それだけやっぱり日本と経済格差がだんだん縮まってきているということが言えるわけでありまして、今後の中で、例えば今みたいな宣伝は確かに重要なことではありますが、これから、今の日本は四千億円強の外国からのお客様の収入しかありませんけれども、これを倍増していくためには、本当に魅力ある観光地というものにどのように別府をつくり上げていくのか、そういうビジョンが必要になってくると思うのですね。

それで、ここに「観光振興の三つの課題」というのが、これは、私は非常に参考に

なるなと思って写してきたのですけれども、これはJR東日本の松田さんという会長が、これは「国鉄改革の三人組」と言いますけれども、「四人組」ではなくて「三人組」です。「三人組」の一人ですが、この方が「観光振興の三つの課題」というものを発表しております。観光産業に携わる全住民の意識改革ができるかどうかというのが、まず一つなのですね。これは、旅行者にアピールできる観光資源、すなわち歴史とか文化とか伝統芸能、風物等に特別な魅力があり、適切な情報発信を行うこと。特に景勝地や観光地、特に温泉だけに頼るのではない。それから、観光を振興することで地域全体の活性化を図るという夢と意欲が必要である。これは、行政と住民が共同しなければこの部分は達成されないわけでありまして、地域の住民がホスピタリティー、このホスピタリティーと簡単に言うのですが、おもてなしの心というのはどういうものかということを理解してもらうような行政の方からの働きかけというのは、やっぱり必要です。観光産業に働く人たちだけが、このおもてなしの心を持って、市全体が観光立市として浮揚するかというと、これはできないことであるというふうに私は考えます。

二つ目が、観光情報の集積と発信の機能を充実させること。単に景勝地や遺跡の紹介ではなく、各地の歴史、文化、文学、芸能等に関する風土記・歳時記的なデータベースが必要である。こういうものをきちっとどこが整理をしてどういうふうに発信していくのか。例えば観光協会がするのか、観光課がするのか、コンベンションビューローがするのか、そういう整理が必要ということになるわけですね。

それからもう一つは、先ほど言いましたように、訪日客倍増のための体制を整えることである。これは「ビジット・ジャパンキャンペーン」が二〇〇三年から始まっているのですけれども、JTBあたりは、海外体制、営業体制の拡充を図るために海外拠点を、現行の六カ所からすでに百カ所に拡充している。日本旅行も、しかるべき対応をしております。ということは、これは平和ということが非常に重要なことになるのですけれども、一たん戦争が始まると、もう観光はぶつっととまってしまうわけですから、そこら辺は非常に問題ではありますけれども、外国からのお客様は、特にアジア近辺からと申しますと、日本的なものにあこがれるのですね、今は。だから余裕が出てきたから、どこにでもあるようなまちを見に行くのではなくて、日本的な魅力があるまちというものを見に行きたいわけです。日本的な料理も必要です。それはどういうことかということ、日本庭園があつたり、優雅なお祭りがあつたり、激しいお祭りがあつたり、それから「芸者」という言葉がありますけれども、そういう文化、日本古来固有の文化というものにあこがれ、そしてまたおいしい料理を食べに来るといふふうなものが整備されなければならないということが言われております。

そこで、松岡課長にお尋ねしますが、これまで私が景観条例のこと等についてかな

りいろいろお聞きしてまいりました。いろいろお答えもいただいております。簡単で結構ですから、これまでの経緯の中から、どのようにまちづくりの整理がされて、どういうふうにそれを実行していくのかということについて簡単に御説明いただければと思います。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

今までどういうふうに、まちづくりについて行ってきた状況ということでございますが、私も一応、おっしゃいますように、その地域の夢等いろんなものを観光に対して実現するために、地域に入って行動してきたところでございます。地域に入っているいろいろな行動いたしますのでございますが、なかなか啓発活動、その他がうまくまいりませんで、地域のパワーというのがちょっと出ておらないようなところがございます。漠然としたお話でございますが、これは湯けむりに対するいろんな取り組みでございまして、これにいろんな湯けむりを守ろうといたしますと私権が絡んでくるのでございますが、なかなかそのところで、現状といたしましては、今おっしゃいますことにつきましては、身のあるような結果が出てないような状況でございます。

○七番（野口哲男君） せっかく計画ができていますけれども、それが具体的に実行できない状況であるということは、もう何回もお聞きしているわけであります。

市長、ここで、なぜ私が今皆さん方に、松岡課長まで入ってお聞きしたかということとは、縦割り行政の一つの弊害として、どうしても観光は観光課だけ、財政は財政だけ、企画財政部というのは、企画というのはそういう知恵を出すところであるというふうに私は思っているのですけれども、企画財政部と観光経済部と、それから建設部、こういうところが一体となってこのまちづくりというものを考えていかないと、どうしてもこういうふうにはばばらなまちづくりが行われて、最後のところで本当に世界の中で生き残っていける「国際観光都市」――別府はいろいろ三つも四つも重なっておりますけれども――そういうまちづくりが行えるのかどうかということについて、きょうは特に提言をさせていただきますけれども、縦割り行政の垣根を取っ払って、今別府が何をどうしなければならぬのか、観光のために、観光立市という一つの立場からどうしなければならぬのかということを考えていただきたい。それがどうなのかということについて考え方があればお話をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

観光につきまして、いろいろと御提言をいただいております。訪日客倍増ということで、別府市も外国人受け入れ協議会等御活躍をいただきまして、先ほど課長からもお答えいたしましたとおり、来別者十四万一千と、昨年でございますが、非常に伸びを示している。特に韓国からと。韓国から九万六千人の、大幅な増というような状況

もでございます。組織的なものでございます、先ほど御指摘のありました企画財政、観光経済、建設部ということでございます。これは以前にもちょっとお答えしたことがございますが、別府市の観光立市としての予算、あるいは行政の方向性としては、観光を浮揚することによって経済浮揚ということで、すべてがそういう方向でとらえているというふうに認識いたしておりますが、ただ、御指摘のありましたとおり、例えばワールドカップサッカーがありましたときには受入協議会ということで全庁的な、あるいは旅館・ホテル連合会あるいは観光協会等々と組織をして取り組んだ経過がございますが、今回の全国緑化フェアもそういう体制の中で取り組んでいるという状況がございます。しかしながら、御指摘のような点につきましては、まだ不十分だと、こういうふうな認識をいたしております。

○市長（井上信幸君） 野口議員の先ほどの観光振興の三つの課題という、まさしくこのとおりだと、このように思っておりますし、また別府市でも今、実践中のものもでございます。したがって、足りない部分を補わなければならない。その点につきましては、まず企画、観光、都市計画、財政と一緒に、ひとつ壁を取り除いて一つのものをつくったらどうかという御提言でございます。これも一つの大きな方策だと思いますし、いわばスペシャリストの養成と市職員の一つの意識改革、こういうものによって観光立市としての体制を整えなければならないということだろうと思います。

また、先ほどから述べていただきましたが、私も昨年十一月には地方観光都市からの提案ということで各衆参両議員の先生方にも出させていただきました。また、一月二十一日の新聞では、観光を基幹産業にという有識者懇談会を内閣の方で設置する方針とかいうことで決まりまして、御案内のように外国人観光客を一千万人に伸ばしましょう。現在のところは四百七、八十万人だということで、そういうことと同時に、もう一つ、一九九五年にアメリカの未来学者でありますハーマン・カーン博士が述べているのが、二〇一〇年には世界の流動人口、いわば観光人口が五倍になりますよということから、また日本も今までのような、政府としては、観光というのは単なる遊びだというふうな感覚しかなかったのを、何とかこれから観光客をふやそうということに立ち上がっていただいたということは、全国の観光都市にとっては大変うれしいことだと、このように思います。

また、それに対してどういうふうな観光客のいわば受け入れ態勢をとるか。今、この三つの課題の中で三番目の、訪日客倍増のための体制を整えること、「ビジット・ジャパンキャンペーン」二〇〇三年からの実施ということで、これはJTBを含めて各エージェントも立ち上がっていただいたということは、大変ありがたいことでございますが、その中で日本的なものに魅力。我々も海外に行きますと、やっぱり海外のその土地の風俗・習慣、いわば地理的条件にあこがれて行くわけでございますので、

外国人観光客としては日本らしいところを見たい、日本庭園やお祭りや日本料理、これにまた芸者とか言います。芸者さんが、今、別府市でも大分消えてなくなりました。ところが、先般熱海にちょっと、特別都市会議がございまして、熱海に行きましたが、向こうでは芸者さんをいわば公費でお招きしてもいいと、お客様には公費でお招きしてもいいよというふうなことになって、芸者さんを育成することに対して住民が何も言わないということになっているようでございます。ですから、外国の方々も見えたら、やはりその芸者さんが珍しい。この芸者さんのいろんな芸に魅力があるということで、外国人から見ると熱海が珍しくなっているようでございます。

そういうことで特色ある一つの体制をそれぞれにつくり上げる必要があるかと思えますし、また、内なるものにおいては、先ほど言いましたように観光のスペシャリスト、特に行政と観光業界の方々と、またホテル・旅館組合の方々と一体化した一つの観光戦略を整えていく必要があるかと思えますし、また、行政内部も御指摘のようにもっともっと意識改革をして、別府観光という一つの旗印のもとに邁進していく必要があるかと、このように思いますので、どうぞひとつこれからも皆様方の御支援・御協力を賜ればと思えます。

○七番（野口哲男君） 日本全国ではなくて、世界が相手なのですよね。ロトルアに私は去年の二月、ちょうど一年前に行きました。向こうの市長と話をしまして、三浦助役もそのとき、そばにおられたと思うのですけれども。その市長は、「私どもの観光地としての競争相手はニュージーランド内にはありません。パリとかフロリダとか、そういうふうな世界を相手に私は競争をしております」という話をされました。これは、まさにニュージーランドが今、外客受け入れでは非常に伸びておりますけれども、そういう気概を持って、何がお客様にとって魅力なのかということをすでに研究機関等をつくって自分だけではなくていろんなそういう人たちと議論をしながら、魅力あるまち、知恵を出しておるわけですね。

だから、別府としましても、私はこれは御提言で、きょうはもう結論が出ないでしょうけれども、ビューローがあります、観光課がありますよね、観光協会があります、ビューローがあります、コンベンションビューローが。そういうところを、もう本当に一本にまとめてしまって、何かしら今観光課の方々は、本来ならシンクタンク的な働きをしなければならない別府市の観光課が、イベント係として毎週土曜・日曜休みなし、一年三百六十五日外に出て働かなければならない。そういう中では有効な計画とかそういうものがつくられるわけがないわけでありまして。そういう意味では観光課を残すとすればシンクタンク的な観光課を残して、あと、イベントとかそういうものにかかわるものについては、やはり観光公社のようなものをつくって、そこで知恵を出していくというふうなことを考えないと、十年一日のごとくこれをずうっと続けて

も、観光客を倍増しようたつてできるわけがありません。だから、そういう中で今言ったように、別府に何が必要なのか。芸者学校をつくるのだったらつくってもいいわけですよ。そういうものを市民の方々から知恵をいただくと同時に、やっぱり行政も知恵を出す、民間も知恵を出すということで観光振興を図っていかなければ、これは別府としましては、幾ら絵をかいてもそのとおりにならないということが言えると思います。やっぱりそういう意味では画竜点睛、竜の絵はかいても目が入ってない。目が見えないような観光行政ではお客様はふえないということを御提言を申し上げて、次に移ります。

そこで、関連をいたしますので、入湯税の活用について。「活用」という言葉がいいのか悪いのか議論があったのですけれども、実は今、観光業界としまして、目的税ということで入湯税、平均一人お客様から百五十円ぐらい預かっているわけです。それを入湯税として調定をするわけですが、その実態について、かなり最近のこの不景気の中で調定額も落ち込んでいるし、いろんな問題点があります。その点について簡単に御説明いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○課税課長（羽田照実君） お答えをいたします。

入湯税の徴収状況でございますが、平成十三年度につきましては、入湯客が二百二十二万五千三百五十五人、調定額が三億六千三百三十七万五千円でございます。収入額といたしましては、二億九千六百四十九万二千円でございます。

○七番（野口哲男君） 収入予定額が三億六千万円、約七千万ショートしているわけですが、これの原因についてはどういうことが考えられるのでしょうか。

○納税課参事（梅木 武君） お答えをいたします。

今の未収の原因ということですが、私どもが分析しておりますのは、近年の消費不況に伴いますお客様の減少及び宿泊単価の低下等によりまして、非常に厳しい経営が見受けられます。中でも入湯税につきましては、一度にその納付ができないということで、毎月分納という形で、それが結果として翌年度に繰り越すというようなものが大部分でございます。

○七番（野口哲男君） 私も経営の実態をよく知っておるわけですから余り言えないのですけれども、やはり預かった入湯税を払えないということ自体、本当はおかしいのですが、消費税と同じで、なかなかこれは満額調定をするというのは難しいと思います。

そこで、街中の声を聞きますと、観光業に従事する方々、特に旅館・ホテル等を含めて、目的税である入湯税がもう少し観光振興、例えばこの総額全部観光振興に使ってもいいのではないかと。今、地方税法第七百一条で環境衛生施設とか鉱泉源の保護管理施設、消防施設等、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光施設を含む観光

の振興の経費に充てることという取り決めがありますけれども、そういうことを一般の市民の方々は余り知りません、これについては。だから、お客様から預かった入湯税を、これだけ観光が落ち込んでいるのだから観光振興の費用に使ったらどうか、使ってくれという要望が強いわけではありますが、その点についてどのようにお考えかをお聞かせいただけますか。

○ 財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

入湯税でございますが、先ほど議員さんが申し上げましたように、地方税法の七百一条にその用途が決められているわけでございますけれども、昭和三十二年のときに目的税として制定をされたわけでございますが、そのときは観光施設というものが主でございました。その後において、平成二年において改正が行われておりまして、従来のハード面から観光振興のソフト面という面にも使うことができるようになったという経緯がございます。そういう中で使用できる範囲は法によって決められておりますけれども、その優先順位については決められておりません。そういう中でちょっと申し上げますが、全国市長会の温泉所在地都市協議会というのがございます。本市を初め全国の八十八市が加盟しているわけでございますが、その中を見ても、観光関係に全然使っていない市が三市ございますし、また観光のみに使っている都市も三市ございます。ほとんどの都市が、地方税法の七百一条に基づいて充当しているというのが現状でございます。

別府市におきましても、十三年度決算におきましても、入湯税二億六千九百万程度ございましたが、観光関係におきましては入湯税を一億九千四百万ほど充当いたしております。入湯税総額の六六％になっております。平成十五年度の予算におきましても、入湯税の六五％を観光振興の方に充てているのが現状でございます。そういう中で私どもといたしましては、入湯税の前に観光費がふえる部分について、またそれに対して入湯税がふえればそれだけ充当ができるわけでございますけれども、現在の状況六五％というのが、今、私どもの考えている状況でございます。全部を持っていくということも考えられますけれども、今後におきましては、やはり鉱泉源の確保というのもございます。そういう中で、今後は充当については考えていきたい。また、そういう方々にも入湯税の充当先がわかりにくいという面がございますので、その点につきましても、今後、観光に関係するのは観光課でございますが、そういう関係課と十分協議をいたしまして、充当先のPR等も十分考えていただきたい、そういうふうに考えております。

○ 七番（野口哲男君） 要するにこれは今の状況の中で――市長――優先順位から考えた場合に何が必要なのか。今議会あるいは各議会でいろんな議員から要望事項が多種多様に出ます。例えば美術館とか野球場、この後で私が言いますけれども、それか

ら福祉会館とか、そういうものをつくっていかうとすれば、借金すれば、借金というのは払わなければいかんわけですから、やはりそれなりの収入を得た上でそういうものをつくっていかなければならない。私がいつも言うように、株式会社なり企業というものは、公共企業体も企業であると私は言い続けていますけれども、やはりお金を生むところに投資をするということをまず第一に考えなければいけないというふうに考えるわけであります。

今回の予算は、骨格予算ということで聞いております。企画財政部長、特にお願いをしておきますけれども、この点についてどういうふうに、他市に負けないような知恵が出るかどうかということが、今回の観光振興の一つのポイントになるかと思えますので、ぜひ……。今聞くところによりますと、さじかげんは市長がするのか、だれがするのか知りませんが、入湯税もできるのではないかと私は思いますから、これを納得がいくように、ぜひそちらの方に振り向けていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

次に、スポーツ観光ということでちょっと質問させていただきます。教育委員会の方、ちょっと。

体育館の件は、かなりいろいろ出ましたから、問題点を絞ってちょっと質問をさせてもらいます。私もいろいろスポーツをやっています。野球もやっていますし、それから室内体育館も利用させていただくことがあるのですが、今非常に住民・市民は、自分の健康というものについて深刻に考えている。それから子供さん、小学生、中学生、高校生ですね、この体育施設の利用について非常に盛んではあります。ところが、やはりそれについては使用料というものを当然負担をしていくようになるわけですが、今回の新しい体育館について、私ども、大変申しわけないのですが、詳しいことは聞かせてもらっておりませんので、その使用料がどの程度のもので、一般市民が使いやすいものなのかどうかということを、簡単に説明していただけますか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

別府市総合体育館、これは仮称でございますけれども、使用料につきましては、私ども基本的な考えとしましては、市民が一番使いやすいであろうという設定をさせていただきました。そうした中での考え方でございますけれども、市民の健康増進や体力向上などの生涯スポーツの場である、それから、本市の活性化に貢献するためのスポーツ観光の推進を図る各施設である、それから国体の競技会場、それから災害時における中心市街地の避難場所等ありますけれども、そういうものを基本理念に、またあれほどの体育館ができるわけですが、市民に一番利用していただきやすい金額設定とさせていただきます。

○七番（野口哲男君） それだけではちょっとわからないので、例えば私もあちこち視察あたりで深谷市のビッグタイトルとか、あそこの深谷市というのは、一階が体育館で、ほとんどの校区内に一階が体育館で二階が公民館というような施設があって、住民が毎日それを利用して活用しているというようなところでありますけれども、そういう中で、そういう例えば深谷市に限らず他市と比較して、どの程度のものなのかというのがわかれば教えてください。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

他市との比較でございますけれども、使用料の設定につきましては、市内のピーコン、また大分市の総合体育館を初め県内六施設、県外八施設、計十四施設の類似施設の条例等を参考にして設定をさせていただきました。議員御指摘の、他の施設の使用料金の比較でございますけれども、各施設とも規模等がそれぞれ違っています。一律に比較するというのは難しいのでございますけれども、一平方メートル当たりの使用料金の比較ということで御説明を申し上げます。

メインアリーナの場合でございますが、これは、別府市の設定が一時間三千元という設定をしております。その面積当たりの比較でございます。県立の大洲の総合体育館が一平方メートル当たり一・四二円でございます。先ほど申し上げた十四施設の平均でございますが、これが一・〇五円でございます。別府市の総合体育館が一・〇四円となっております。他市のものと比較しても妥当な金額で、市民の方も利用しやすいのではないかと考えているところでございます。

○七番（野口哲男君） 聞くところによると、少し安く設定しているというふうに考えていいわけですね。ただ、この使用料というのは、どこからこういうふうに出てきたのでしょうか。その算定基準というのがあるのですか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

使用料の算定基準の基本的な考え方でございますが、年間の維持管理費というものがあまして、それが通年でございますが、一応八千二百万円と積算をしております。そうした中でこのうち利用の有無に関係なく施設を維持していく上で必要な経費を一一固定経費でございますが一一これが四千二百万。この金額は公費負担としています。また、この施設を利用することによって生じるであろう経費を変動経費として、この変動経費は受益者負担として使用料の収入で賄うもので、この金額が残りの約四千万でございます。その金額、変動経費でございますが、これを捻出できるであろうということを中心に、また他の類似施設等を参考にして料金設定をさせていただきました。

○七番（野口哲男君） ちょっと安心しました。八千二百万と、案外かからないのではないかなと私の感覚では思うのですね。そのうち固定経費というのが四千二百万。これはどうしてもかかる。ただ、この四千万の変動経費というのは、大きなイベント

等で収入が上がれば、少しは固定経費が軽減できるということになるわけですね。わかりました。

そういうことで、さきの議案質疑でも、二億五千万ぐらい経済波及効果があるのではないかという話がありました。そうすれば四千万ぐらい固定経費がかかっても、市の負担金というのはそう大きなものではないということが言えるわけでありまして、今後、営業体制を強化する中で、ぜひその四千万がどんどん圧縮されて黒字が出るようになればというお願いをしておきたいと思います。

それから、一点私事ではないのですけれども、こけら落としのスポーツと、今いろいろ考えられております。私は、大分県綱引き連盟、別府市綱引き連盟に關与しているのですけれども、ことしから別府湯けむり綱引き大会というものが、西日本大会ということに格上げになりまして、ここに外国からの選手を、すでに韓国と、それから台湾は参加する予定であります。今後、国際化に向けて第一歩を踏み出すわけでありまして、こけら落としのメイン行事が、目玉行事がないではないかと言われたけれども、国際化をもってこの大会をするというのは、私が考えたところ、この綱引きだけではないかと思うのです。大分県には世界チャンピオンがおりまして、「コスモレディース」という、「造園連コスモレディース」と、今、「コスモファイター」になったのですが、彼女たちは、本当にこれはアマチュアスポーツの鏡ではないかと思うのですが、自分で炊事洗濯、業務が終わった後に夜の八時、九時から練習をして、また今度日本一になったのですけれども、世界選手権に出ますが、その世界選手権に出るのも、自分たちでお茶を売って資金をつくって出ていると。ところが、さきの冬季大会のオリンピックに出場した日本は、三百人近い大デレゲーションを送ったにもかかわらず、メダルは二つか三つしか取れなかった。こういうことを考えると、アマチュアスポーツの原点というのは、そこら辺からつくられていくのではないかと思うのですよね。だから、この体育館もそういう人たちに開放するというのをぜひひとつ頭の中に置いて、それも安く、ただでとは言えないかもしれませんが、市長、ここら辺はぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、球場についてちょっとお尋ねさせていただきます。

新球場を建設するという話があって、その後、全く私たちのところには新球場がどうなっているのか情報がないのです。現状どうなっているのかというのを、ちょっと聞かせてください。

○建設部長（由川盛登君） お答えいたします。

新球場の建設はその後どうなっているかというお尋ねでございますが、建設の予定地でございます実相寺の中央公園の多目的広場の中の一部に私有地が一部、約百平米でございますが、所有されております。これまで払い下げのお願いを随分いたしてき

ましたが、残念ながら現時点では承諾を得てない状況でございます。先様のことも考えまして、この話がまとまり次第、関連の委託費等も補正で予算化させていただきまして、早急に事業化を進めてまいりたい、このように考えております。

○七番（野口哲男君） その見通しと、例えばそれが買収できた場合に、できないということはないと思うのですが、できた場合に、その予定年度といいますか、いつごろで上がるのかということをお教えもらいたいです。それはどういうことかといいますと、私も軟式野球連盟に今関与しています。今、五チームぐらいに所属しているわけですが、毎週土曜・日曜にはゲームに出るわけですが、その中で特に少年野球あたりは、今、球場がないことによって日程がものすごく詰まってまいりまして、そして代表になった、例えばある別府市の大会で代表になったチームが、ある大会に参加しなければならない。それにその次の大会をもう開催しなければならない。このチームが参加できないというような状況が、去年あったのですよね、実際に。二軍を出したかどうかしてそれをやったらしいのですけれども、非常にやっぱり青少年育成の面からもこの球場というのは、野球人口というのは幾らあるか御存じかと思っておりますけれども、そういう点からぜひこの新球場については急いでいただきたい。

それからもう一点。その内容について、ある程度プロ野球のキャンプができるようなものとかいうこともちょっと聞きましたけれども、それからサブグラウンドとかいうものについて併設するのかどうか。例えば今の実相寺球場ですね、あの扱いについてはどうなるのか。その三点四点について、ちょっとお聞かせください。

○建設部長（由川盛登君） お答えいたします。

新球場の基本構想は、すでに昨年十一月に、名誉市民でございます稲尾様を委員長にいたしました別府市新球場建設推進協議会で内容についても報告を受けております。その内容につきましては、グラウンドについてはプロ仕様でいきたいと。また公認、当然公認野球場でございますして、少なくとも観客席一万人程度は欲しいと。外野については、最新の人工芝生でやってほしいと細かな構想をいただいております。この構想をもとにいたしまして、十五年度に基本設計が終わりまして、十六年度には実施設計を完了して、十六年度中に工事に着手できれば、十七年度末に完成できるのかなと、私どももそういう予定で今スケジュールを組んでいるところでございます。

○七番（野口哲男君） 先ほど言いましたように、サブグラウンドとか実相寺球場の扱いとか、こういうのがないと、例えば私がいつも言っておりますように、プロ野球の秋期キャンプを誘致する、これはどういう意味かといいますと、一年間プロ野球が休みなく戦った後に、どうしても体のリハビリとかそういう手入れが必要になるので、プロ野球の選手は。そうすると、今、ジャイアンツが宮崎でやっているキャンプあたりを別府に誘致すれば、例えば別府には帯刀とかいろんな治療所、みんなプロ

の選手がそこに来るのですよ、オフには。だからそういう意味で、ここでキャンプを張る。それと同時にそういう体の再生、リハビリができるということで別府を売り出すべきではないかということを考えておりますので、プロ野球がキャンプをするとかそういうものについては、必ずそういうサブグラウンドが要るし、それからおふろとかシャワーとかそういう施設、それからマッサージルーム、それから屋内の練習場、こういうものは必ず併設しておかないと、基準としてはもうアウトですね、たぶんプロは来ません。だから、どっちみちつくるのなら、やっぱりその点を考慮して実相寺球場も整備すると同時に、そういうものもつくり上げていただきたいというふうに思っています。

○建設部長（由川盛登君） 大変失礼しました。答弁漏れをしておりました。サブグラウンドにつきましては、隣接します今の実相寺の野球場を少し整備をさせていただいて、新しくできます球場と併設して利用できるように、それから施設の中には、できましたら雨天練習場も併設できればいいなというふうに、構想の中ではいただいておりますので、十分それを吟味しながら基本設計、それから実施設計へ進まさせていただきますと思います。

○七番（野口哲男君） ぜひお願いします。期待をしておりますので。稲尾さんが監修するのだから、たぶん抜かりはないと思いますけれどもね、そういうことでぜひお願いしたいと思います。

では、次に行きます。祭りとイベントということで、たった今、温泉まつりがまいります。これまで別府市にはまつり協会というものがあまして、各種祭り、あるいはイベントをほとんどそのまつり協会がつかさどって実施をしてきたということがありますが、ここ十年、二十年、私が別府に来てもう十六年目になるのですけれども、だんだん祭りとかイベントというものが、少しじり貧状態になっているのではないかということが言えると思います。冬の花火とかそういうものとか、いろんなにぎわっているお祭り・イベントもございまして、ここで再度そういうまつり協会そのもののあり方、例えば今いろんな団体の方々が参加していただいております。これは出席とかいろんな行事に参加してもらうためには、観光協会から何からかんから皆参加してもらうのがベターとは思いますが、しかしながら、具体的にお祭り等を考えてみますと、例えば各地のお祭りというものは非常に盛んでありまして、これはお祭りイベントとは全く違うわけでありまして、お祭りというものは、その地に伝わる古くからの慣習とかそういうものをもとにお祭りが実施されるわけでありまして、東京に行っている若者が、休みを取ってわざわざそのお祭りに参加するような、魅力のあるお祭りをやはり別府としてもつくり上げていかなければならない。そのためには温泉まつりあたりが非常に有効なお祭りではないかなと思っていま

す。だからお祭りをどういうふうこれから、祭りイベントの活性化についてどのように考えているのか、簡単に教えてください。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、イベントと祭りの区別化ということで、今、イベント、祭りがミックスされたような状況でございますのは確かでございますが、これもイベント、祭りというのが、なかなかその区別が難しい面もございまして、観光課それから観光協会、商工会議所を含めましていろいろと、同じく民間と行政と一緒にやっていく部分もございまして。そういった面でなかなか、この人材の育成とか、それから、その中にリーダーがおるとか、そういうのも必要不可欠と考えておりますし、特に人材の養成、そういうことがあって魅力あるイベントづくり、また祭りができ上がってくると考えておりますので、できればイベント、祭りとを区別しながら関係課・団体と御協議しながらやっぱり検討していきたいと考えております。

○七番（野口哲男君） これは、今ここで結論を出せというのは無理のようですから、今後、別府市のお祭りとかイベントをどうすればいいのか、また別の場所で話をさせていただきたいと思っておりますので、きょうは、この程度で終わります。

次に、環境行政について質問させていただきます。

環境の問題というのは、非常に大きな問題なのですが、せっかく議案質疑でも一般質問でも出ました。環境行政についての問題点が指摘されたとおりであります。せっかくつくった、俗に言うばい捨て条例というものも、期待されたほど動いてない、効果が上がってないという指摘もあります。基本的には、私は環境行政の中でも確かに今、住民のモラルに期待を負うところが多いとは思いますが、しかしながら、住民が例えばそういう意識を、ただ一遍のキャンペーンとかそういうもので高揚されるかどうか、意識が。そこに大きな問題点があるかと思うのです。いろんな条例とかこさえても、その実務的なきちとした、住民をその条例の目的に沿って規制をしていくというのは、「規制」というのは言葉がおかしいかもしれませんが、やはりそれなりのものをつくっていかないと、それをまた実行していかないと動かない。特にこの環境条例については現在どのように考えているのか。二、三、もう前の方が質問していますので、本当に実効を上げるためにはどうすればいいのかということだけお聞かせください。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

議員御質問のとおり、何回か答弁をさせていただきましたが、我々も、いかなる方法が最も効果が上がるかというのは模索状態なのでございますが、機会あるごとに住民に対しましてPRをし、モラルの向上についての指導と申しますか、「指導」と言ってもおかしいかもしれませんが、意識高揚に努力するほかないのではないかと

ふうに今考えておるところでございます。

○七番（野口哲男君）　ところが、考えておることは考えておるのでしょうけれども、一回もモラル高揚とかそういうものの言葉とか呼びかけとか文書とかに行き当たったことがないのですよね。ほかの議員さんもそうではないかと思うのですよ。そういうばい捨て条例、罰金を取られますよということが決められました、この議会で。ところが、一回もそれもされてない。指導している人がいるのですかといったら、腕章つけて回っていますよと。その人にも余り会うこともない。ただ、近所の方々が一生懸命掃除をしていただいたり美化に協力をしていただいている。これは効果があったかもしれない。

そういう意味で、ここで一番問題になっているのが、今、たばこの吸い殻とか缶のばい捨てなのですね。観光地というものは、やはりそれなりの条件が必要だと私はいつも言うのですけれども、清潔で花いっぱい、礼儀正しいまち。「清潔で」というところに非常に別府は引っかかるのですよね。だから、シンガポールあたりが、外国のお客さんでも自分の国の法律によって、そういう美化条例とかそういうものに違反した場合には罰金を取られます。日本人でも取られます。だから、そういう意味で別府市は、観光地だからこそ「清潔なまち」ということをPRするためにも、そういう条例が生きていくということが必要なのではないかと思うのです。今、死んだ条例と思うのです、私は。だから生きた条例をつくるためには、やはりそれなりの指導員も置き、それから、それに違反した者には罰則規定を適用するというのをきちっとやらなければならないと思うのですが、いかがですか、そこら辺は。

○環境安全課長（高橋 徹君）　お答えいたします。

たばこを吸いながら路上を歩くということに対しまして……（「それは言っていない。それは後」と呼ぶ者あり）ごみのばい捨て等に対しまして、きっちり守って、条例の適用をしたらどうかということですが、我々も職員によりまして、指定地域内をパトロールはしておりますが、なかなか議員さんの目にも触れないと言われるとおり、回数的には少ないのではないかとはいっておりますが、なかなか回っている最中にそういう行為をされている方に出くわすという回数も非常に少のうございまして、直接条例の趣旨を説明したというのは、数件しかまだございませんので、なかなか徹底させるのは難しいなというふうに考えております。

○七番（野口哲男君）　もう課長に言ってもらちが明かないですから、市長、これはやっぱりここで初めて私が今、歩きたばこ禁止条例と、ここから出すのですけれども、やはりこれが一つの大きな別府市の目玉になると思うのです。だから、環境というものへの取り組み、これは市民を含めて観光客にもPRしていくためには、今、博多が、あれは議員提出議案で歩きたばこ禁止条例をやろうとしております。だから、も

し行政ができなければ、議会からそういう条例の提案をしなければならぬのかな。それにはまた来期当選しなければいかんのですけれども、それは二十三番議員にお願いをしておきまして、ぜひ市長、もう時間がありませんので、市長のお考えをお聞かせください。

○生活環境部長（井上泰行君） お答えいたします。

今、野口議員の方から環境問題、特に吸い殻等の関係について御指摘もあって、その実際条例があるけれども、それが生きた条例になっていないのではないかという御意見をいただきました。厳しい意見として受けとめさせていただきますが、別府市の基本柱の中にも環境という問題をとらえて施策として取り組んでおります。そうした中で市民の方々が、地球にやさしいといいますか、そういうまちを美しくするその意識改革の中で環境美化条例を制定しまして、九条から十二条の中でその辺のことをうたっているわけではありますが、それが実際に正確に運用されていないという厳しい意見をいただきました。そのことも今後反省といいますか、そういうことを含めて十分な取り扱いについて今後対応させていただきたいと思っております。

○市長（井上信幸君） 七番議員さんの御指摘、まことにありがたく受けとめたいと思っております。だから、シンガポールがやはり罰金制、そしてガムももう販売してない。たばこも路上では一切禁止だから、指定しているところでしかやってないと。行く行くは、別府市も観光都市ですから、こういう美化条例を制定いたしましたので、やっぱりそういう形の中でやった方がいいというようなことであれば、官民挙げて、また議会の御意向も踏まえてこのようにやっぱり考えたい、このように思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○七番（野口哲男君） 御声援ありがとうございました。一生懸命頑張ります。そういうことでぜひ、今議場からも「やれ」という声が聞こえましたので、ぜひやっていただきたいと思っております。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後三時 零分 休憩

午後三時 十八分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○十九番（三ヶ尻正友君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたしたいと思います。

まず、議長のお許しを得まして、若干私心を述べさせていただきたいと思っております。

顧みますれば、昨年は非常に私個人にとりまして試練の年でございまして、また厳しい年でもあった、（発言する者あり）このように励ましの言葉も皆さんからいただきましたし厳しい言葉もいただいたわけでございましてけれども、いろいろ勉強させて

いただいたということで、私も今後の人生にこういう機会を生かして頑張っていこう、このように思っているわけでございます。

また、特に三浦助役さん、由川部長さんよりいろいろ御指摘をいただきまして、また、私も非常に至らんところがあったのではなかろうかと、このように反省もいたしておるところでございます。そして、人生において厳しい、先ほど申し上げましたように試練でございましたけれども、これを乗り越えようというところでございますけれども、もう皆さん、議場におられる議員の皆さん、本当に選挙が近寄って、一生懸命私たちも選挙民の皆さんとお話しをし、そしてまた会話する中で、「三ヶ尻さん、あなたは何か非常に厳しい選挙だな」と、どこに行っても私は言われるわけです。全くそのとおりだ。もう市長選に転身する江藤先生、それからまた県議選に転身する河野先生それから佐藤博章先生、それから伊藤先生、別にいたしまして、引退するお二方の先生をのけまして、残りの現職の皆さんは、非常に今、真剣に選挙に取り組んでおるところでございますし、私もそうでございますけれども、私だけが一步も二歩も取り残されて、本当に選挙というのは、何十年もやってまいりましたけれども、このたびの選挙ほど厳しく苦しい選挙はないと。これもまた私の不徳のいたすところということで頑張っておるわけでございますけれども、岩男議員が、「六月に皆さん一緒に顔を合わせよう」とおっしゃっていただいたのですけれども、どうも私が何か取り残されるような気がしてならぬのでございますけれども、（笑声）何とか皆さんに追隨できるように頑張っていきたい、このように思っておるところでございます。（発言する者あり）何か皆さんから励ましの言葉をいただきましたけれども、これを契機に一生懸命頑張っていきたい、このように思うわけでございます。

前狂言は別にいたしまして、（発言する者あり）それでは、本題の観光行政に移らせていただきたいと思います。

まず、もう私が講釈を述べるまでもなく、別府市においては、人口の約九〇%の皆さん方が、観光客の皆さん方が参って、そして落としていくお金で直接・間接的に生活しておるといのが、別府市の現状でございます。そこで、私の記憶では昭和五十一年のサファリ景気、この時も本当に別府のまちがサファリ景気でわいた年でございます。それから、平成三年はバブルの最高潮のときでございますして、この時も大変別府は潤った、このように記憶いたしております。バブルが崩壊しまして、平成五年からずっと別府市の観光客の入り込みも悪くなり、観光業界も悪くなったというように聞いておるわけでございますけれども、さて別府の決算が、ことしはまだでございますので、平成十三年度を起点にして、昭和五十一年、平成三年、平成五年、平成十三年の平日客数、宿泊客数、総観光客数、それから宿泊単価ですね。それから、できますならば入湯税がどのくらいあったかというようなことを、まず第一にお尋ねい

たしたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

昭和五十一年のサファリ景気でございます。日帰り客数が六百九十九万四千三十九人、宿泊客数が六百十三万一千五百二十三人、総観光客数、入り込み客数でございますが、一千三百十二万一千九百六十二人になります。また宿泊単価につきましては、推定ではございますが一万円前後と言われております。それと入湯税額にしましては、昭和五十一年はちょっとわからない状況でございます。

それから、平成三年のバブルの絶頂気と申しますか、その時が日帰り客数が八百四万一千二百三十五人、宿泊客数が四百四十四万六千四百二十八人、総観光客数一千二百四十八万七千六百六十三人、宿泊単価が約一万五千元程度と言われております。また、入湯税額につきましては、現年度でございますが三億九千六百六十一万一千円という状況でございます。

それから平成五年、これがバブルの崩壊後でございますが、日帰り客数が六百六十五万五千五十四人、宿泊客数が四百十八万三千百九十九人、総観光客数が一千八十三万八千二百五十三人でございます。宿泊単価にしましては、大体、推定ではございますが八千円から一万円ということでございます。それから、入湯税額につきましては、現年度でございますが三億六千二百九十六万円となっております。

また現在、平成十三年度までの統計でございますが、日帰り客数が七百九十四万四百二十九人でございます。宿泊客数が四百五万二千四百六十人、総観光客数が一千百九十九万二千八百八十九人、宿泊単価につきましては一万円前後というふうと言われております。また、入湯税額につきましては、現年度でございますが三億一千三百十五万七千円となっております。

○十九番（三ヶ尻正友君） 今、観光課長よりるる説明がございましたけれども、数字というのは本当に正直なもので、景気の動向に左右し、そしてまた観光客の皆さん方も本当にこの数字のとおり、いいときは大変数字も上がっておるし、悪いときは大変数字が落ちておるわけでございます。

そこで、私が一番この観光行政について危惧いたしたいのは、市の予算が、平成十三年度で約六億と聞いております。昭和五十一年は脇屋さんの時代でございまして、その時は十数億と私の記憶ではそういうふうに記憶しておるのですけれども、若干記憶違いがあるかも知れませんが、全体に占める割合が六億ということになれば、一・五%前後ですね、別府市の予算に占める観光費が。非常に少ないのではないかと。本当に市民の皆さんの九〇%前後の皆さんが、観光客の皆さん方が来て落としていくお金で生活しておるならば、やはり最低どんなになくとも五%から一〇%ぐらいの予算を組んでいただいて、何に使うかというのは、市長さんが一種の、近ごろは協

議会を立ち上げるのが大変執行部の皆さんはお好きでございますので、やはり市民の皆さんから幅広くこの観光予算についてどういう使い道が一番いいのかという御意見を賜れば、私は一番いいのではなからうかと、これはあくまでも私見でございます。私が先ほど言いましたように、やはり六億前後の総予算に占める割合が一・五%前後では全くだめではなからうか。特にまたこういうふうにして厳しい経済情勢になったときには、やはり行政の皆さんが真剣に民間の皆さん方を応援してあげるという姿勢が一番大事ではなからうかと、このように私は思うわけでございます。

先ほど数字を述べましたように、今は非常に宿泊単価も一万円を切っていると課長が言ったけれども、私の聞き及ぶ範囲では八千円前後が平成十三年度の宿泊単価ではなからうか、このように旅館組合の皆さんから聞いたのでございますけれども、こういうふうにして、一番いいときから比べればもう半分になっておるわけですね、宿泊単価も。物価は上がっておるけれども。そういう点についてもいろいろな面で何か施策が、井上市長の観光施策ではないのか。そして、こういうふうにすれば別府の観光業界の皆さんに、真剣にあなたたちも頑張りなさいよと。しかし、市の方も真剣に取り組みますよというような起死回生の手はないかということをお尋ねいたしたいわけでございます。

○観光課長（吉本博行君） 今、観光課としましては、Jリーグチーム、これはトリニータのJ1昇格に伴いまして、早々に関係先、関係者への情報収集を行うとともに、各チームと水面下で交渉を開始しておりますし、一方、交通機関、旅館・ホテル等と連携をとりながら、サポーターにつきましても具体的に行動を起こしているわけでございます。それから、トリニータを除くJ1等は全十五チームに案内文書及び関係資料を送付いたしておりますし、サポーター関係につきましても、積極的に条件整備等を実施し、誘致に努めているところでございます。市政のスポーツ観光ということでこういう取り組みも今行っておるところでございますし、また、全国都市緑化大分フェアもでございます。四月二十八日から六月二十九日の二カ月間でございます。これにつきましても、大分県の大分実行委員会の事務局並びに公園緑地課と連携をとりながら、九州、愛媛、広島、山口県等にエージェンツ、企画商品の提供というようなことをお願いしているところでございます。

また、総合体育館ができますものですから、これにつきまして、選手、監督、延べ一万五千人が十五年度宿泊予定となっておると聞いておりますので、これにつきましてもスポーツ振興課、また旅館・ホテル組合、エージェンツ等との連携を密にしながら、これも誘致に努めているところでございますし、また、県外におきましても、新たな内容で福岡の宣伝イベント、また広島、松山の宣伝といろいろやっております。それから「オンパク」、クリスマスHANABIファンタジアに代表されます民間主

導型のイベント等の側面的な支援、それから大分県あるいは広域観光組織と共同したアジアを中心とした中国、韓国に対する海外対策等に取り組んでいるところでございます。

○市長（井上信幸君） 今、十九番議員の御指摘等、また過去を振り返りながらの御質問をいただきました。昭和五十二年、ちょうどサファリ景気が渦巻いたころでして、このときには道路がもう渋滞を起こし、駐車場問題、道路拡幅問題が起きました。この時がやっぱり最高に、約千二百五十万のお客様が参ったということでありまして。また、平成元年ぐらいから少しずつバブルが落ちまして現在に至っていますが、現在、十三年ぐらいから少しずつ、微増ですが、お客様がふえております。しかし、今御指摘のように客単価が落ちている、こういう傾向でございます。

そこで、過去を振り返りながら別府観光を検証したいと思いますけれども、かつて観光会館があったとき、観光会館がなくなってから後、ずっと会議場がないということで推移いたしました。平成七年にビーコンがオープンいたしまして、そのビーコンではだんだんと会議観光、そしてイベント観光等の総会観光がずっと芽生えてまいりまして、あそこからお客様が随分また別府に効果をもたらした。それと、APUが平成七年に誘致決定いたしまして、二〇〇〇年にちょうど建設・開校したと。これでAPU効果も今どんどん上がってきておるようであります。また、この六月には体育館が完成いたしますけれども、七月から来年の三月まで二十六種目、選手に直しますと一万五千人近くがあそこで競技をしていただく。まだこれから追加するであろう予測もついておりますけれども、これがスポーツ観光として大体三つの観光体制基盤づくりができた。

それに、過去からずっとあります温泉、またあらゆる別府の海、山、溪谷、公園、こういうものを含めたいわば観光それから地獄、高崎山等を含めた一般的な観光、こういうことをベースにして観光が成り立っておりますが、過去におきまして、ややもするとこの基幹産業でありながら、官民のばらばらな行政体系ができ上がっていたと。したがって、ここで官民が一体化した観光体系づくりをしなければならないのではないかな。

そのためにも観光の基本は何かといえますと、交通体系の整備でございますので、私どもはこの八年間、交通体系を整備することに特に意を注いでまいりました。海、陸、それに航空体系の整備が、今急がれておりますけれども、まだまだ不十分であります。だから、この航空体系は、ちょっと関西、関東の便も、ややもすると不透明であります。こういう面についてももっともっとこれから体制づくりをしなければならない。特に海外におきましては、知事の努力によりまして、上海、大分、これがきちっとできました。ただ、これだけに甘んじていいわけではありませぬので、今のソウ

ル・大分便、これに一月に済州市との交流協定をやりましたので、済州市と大分との航空体系、これにできますれば、済州市から一つ足を伸ばして、将来海外旅行が解禁するであろう瀋陽、遼寧省、ここの大連と定期航空路線を結ばれないかという、こういうものを視野に入れながら、私たち行政といたしましては、いかにして海外から、国内からお客様を誘致するか、これが私どもの大きな今後の課題だと思います。

内なるこの別府市内におきましても、今申しましたが、官民が一体化して、そして先ほど来お話もありましたけれども、お客様にホスピタリティー、おもてなしの心を持って接していただく。こういうことになればお客様が来ても、なるほど別府はいいな、こういうことに相なろうかと思しますので、これからは官民がひとつ一体化していただいて、十分なる観光体系づくりをしていただければと、このように思っておりますので、私ども行政といたしましても、徹底的にこの観光戦略に邁進するつもりでございます。こういうことでひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○十九番（三ヶ尻正友君） 市長さんの答弁は、全く観光についてはそうであろうと思えますけれども、一つ私が言いたいのは、六億というこの金額が若干、今、別府市の一般予算の一・五％というの、少ないとも申しませんし多いとも申しませんが、やはりもう考え直す時期ではなかろうか、このように思うわけですね。金額の大小でいろんなことをはかるといことは、いろいろ語弊がありますので、そういうことは私は申しませんが、できるものなら、やはり今申しましたように、官民挙げて真剣に取り組むということは今以上に前向きに考えていただいて、そして観光客の皆さんに、別府に来て本当によかったなと喜ばれる観光地にしていただきたいのと、やはり観光に従事する市民の皆さん方の九〇％の方が、別府市も本当に真剣に頑張ってくれておるなという姿勢を皆さんに示していただければ、大変私どもといたしましてもありがたいな、このように私は思うわけでございます。

と申しますのも、これは私事になりますけれども、私は今、別府市タクシー協会の会長をさせていただいておるわけでございますけれども、今、市長さんの話の中にある官民挙げて協議会をやろうということで、大変結構なことだと私は思うのですけれども、私どものタクシー協会に対する御配慮が若干、何が問題で、私と市長さんが何か仲が悪いから、おまえ方のタクシー協会はよう力を入れんのではないかというようなことも言われますし、またそれと反対に、おまえが何か市役所に行って年じゅうやかましいことんじょう言っておるから、タクシー協会が嫌われるのではないかというようなことも私は言われるのですけれども、（「当たらずと言えども遠からず」と呼ぶ者あり）今、「遠からず」という話がありましたけれども、そういうことで議員生活をしておるわけではないのでございますけれども、そういう私の至らん点があればこの場をお借りして、先ほど言いましたように、大変皆様方から厳しい御指摘をされ、

私自身は一回り人間が大きくなったか小さくなったかというのは、皆さんの御判断にお任せいたしますけれども、そういうことで真剣に行政についての取り組み、また私どもの協会についての取り組みをいたしておるところでございます。

観光部長にちょっと苦言を呈したいのが、この資料によりますと、昨年八月二日に、客引き行為防止対策協議会を観光部長が、部会では観光部長が部会長で立ち上げたわけでございますけれども、この客引き行為防止対策協議会の設立趣旨と協議会の経緯について、観光部長にお尋ねいたしたいと思います。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

経緯と趣旨ということでございます。先ほど市長からもお話がありましたが、ことは市政の六本柱といたしまして、ホスピタリティーを掲げたということがございます。去る今年の七月でございますが、官公庁絡協議会におきまして、客引きの件が議題となりまして、これにつきまして防止について取り組んでいこうというようなことがございました。それから、今、議員のお話がありましたように、八月二日に第一回目の会議といたしますか、打ち合わせ会を開いております。

趣旨といたしましては、別府の表玄関である別府駅を含めた公共の場所においては、主に観光客に対して客引き行為と見なされる営業活動が行われ、苦情やトラブルが発生し、別府観光のイメージを損ねていると。そこで、別府市を初めとしまして官民の関係機関で客引き行為とみなされる営業活動の防止と浄化を図りまして、公共の福祉の増進に寄与するために専門部会を設けて客引き行為防止対策協議会を設置したものでございます。

○議長（首藤 正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○十九番（三ヶ尻正友君） 池部部長は、私たちも何十年も前から知っておるわけでございますけれども、大変聡明な方とおったわけでございますけれども、非常に残念なことには、この「客引き行為防止」というこのごろをあなたが使ったということに対して、私は非常に心外なのですよ、「客引き行為防止対策協議会」というようなごろがね。何で「客引き行為」というこのごろを使われたのか。と申しますのも、これは私の記憶が定かではないかもわかりませんが、やはり私たちが覚えておる「客引き」というのは、昭和三十三年に廃止されました赤線の時代に「客引き」という言葉が使われておったというように記憶しておるわけです。そのほかでは「客引き」というような行為は、私たちの覚えておる範囲ではないのですね。だから、また別府市は、昭和三十三年以前に戻ったのだろうかというように思うわけです。

それと一つは、私もタクシー協会の役員をしておりまして、昭和六十二年だったと思いますけれども、ここの五階の大会議室で、当時の小島助役さんを筆頭に行っている

いろいろな問題、観光行政の問題について話し合いをしたときに、小島助役さんが、「客引き」云々と申されたので、それは助役さん、ちょっとおかしいのではないですか。行政の、市長さんを除いてあなたがトップですよ、助役さんというのは。その方が、先ほど言いましたように、昭和三十三年以前に逆戻りするような「客引き」云々という言葉というのはどういうことですかと。これは私は、もうびしゃっと提言しております。そのときに小島助役さんは、それはもう三ヶ尻さん、大変すまんかったなど。我々もそういうことに若干気がつかんところがあったと。ですから、そういうことについてはそのごろを変えさせて、そして会議を進めていかせていただきたいという経緯があるのですね、経過もあります。そのときに出席しておった方も、私はまだ四、五人は名前を控えておりますけれどもね。

これでまた十数年たって、六十二年ですから十五年ですか、十四年ですか、ここにこうしてまた池部部長が、「客引き行為防止」というようなことを堂々と言うということが、私は、行政とすれば大変業界としても遺憾であるし議員としても遺憾である。なぜこういうふうなごろを使ってこういう協議会を立ち上げたのか、これが一つ。

二点目は、先ほど言いましたように、「おまえは市長と何かあったのではないのか。大変何か仲が悪いのではないか。だからおまえ……」。こういうような協議会を設立したけれども、専門部会にはタクシー協会の事務局長を入れてもらっておるわけですね、ここに専門部会の名簿もありますけれども、対策協議会の方は、会長は別府市長さんで、副会長は商工会議所会頭、別府市観光協会会長、それから別府市旅館・ホテル連合会長というのが副会長で、ずっとこう、こういうふうにあるわけですね。あるわけですね。肝心かなめの私がおらんのですわ。タクシー協会会長が入ってないのです。だから、「三ヶ尻、おまえ、仲いい悪いは別で」……、タクシー協会の話なら、先ほどからずっと皆さんが言うように、協議会というのは官民挙げてやるのだと、私は全くそのとおりと思っておるわけですね。

こういう、先ほど立ち上げた趣旨も聞きましたけれども、本来ならこういう協議会を立ち上げるまでに、私たちタクシー協会に池部部長なりが来て、どうなのか、協会さんと。あなた方のことと思うけれども、あなた方の意見はどうですかと、私はあってほしかったですな。それが私は、本来の行政の立場ではなかろうかと思うわけですね。私は、顔もまずいし人気も余りよくないから、おまえ外してやれというようなことで池部部長がしたのなら、それはそれでしようがないけれども、やはり「官民挙げて」という言葉があるのなら、本当に直接関係があるこのタクシー協会を外すと、これは私はどうも合点がいかんのです。合点がいかぬどころか、みんなから、タクシー協会はどうなっておるのかと言われるのです、皆さん方から。市長さんが会長で、副会長、それから私たちの陸運の方もおりますけれどもね。陸運の皆さん方も、我々も

いろいろ何十年間と行政と協会を見て歩いておるけれども、本当にタクシー協会のことでタクシー協会を外したということは、私たちは考えられんというわけです。だから、例えばほかの問題でも海岸線の整備、農協の関係、先ほど二番議員さんが農協のことを言っておりましたので、そのとおりだろうと思います。そのときに、では農協を入れんのですか。海岸線の整備のときに漁協を入れんのですか。私のところのタクシー協会の話だけ、私が気に入らんなら、それはしようがないけれども、そんなものではないと思いますよ。やはりちゃんと協会長を入れるか、そしてまたこういう問題点があるのなら、何も「客引き行為」とか何とかいうごろを使わんでも、部長、あなたが来て、タクシー協会のちょっと役員会を開いててくれませんか、こういうことから。ぜひともこれは協会と一緒に話をしていかなければならない問題だということをおっしゃっていただくのが、あなたの立場ではなかろうかと。私たちを無視してタクシー協会なんかはどうでもいいのだ、三ヶ尻なんかどうでもいいのだといっても、しかし、この協議会に入れてないというのは、どうも摩訶不思議で納得できんのですよ。いかがですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

きっかけにつきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、官公庁連絡協議会の中で観光協会長がそういう発言をする中で、連携をして取り組んでいこうということで、八月二日にお集まりいただきまして、観光協会が事務局ということで私どもも出席させていただきました。そういう中で、先ほど議員からお話がありましたように、市長、商工会議所会頭、観光協会長、さらにはいろんな各界の方々が一応メンバーとなってこの組織を、お手元にあるとおりでございますが、こういうことでスタートしたわけで、決して外したと、そういうことではございません。また、事前に協議すべきだったということにつきましては、御指摘をいただきまして、私もそのような手順を踏むべきだったかなと今思っているところでございます。

それから、実務的にということで私が部会長と、専門部会というのを設けまして、専門部会長として担当させていただいております、私。事務局長が観光協会の樽谷専務理事でございます。それから、もろもろ各界の官公庁、民間の方々がそれぞれ参画をいたしております。当初、部会を開いた中でとりあえずといいますか、一応原案を示されましたので、いろいろ協議する中で、専門部会の構成はこれでいいのかというお話がございまして、それ以降、いろんな方々がまた新たに部会員として参画していただいております。その中で議員御指摘のとおり、当初、専門部会でございますが、専門部会の方にはタクシー協会の方は入っておりませんで、一回目にそういう御意見が出まして、タクシー協会の事務局長さんに参画していただきました。さらにその後、JRの関係課長さん、さらにはバス、タクシー、タクシーも個人タクシーでございま

す。こういう方も参画すべきではなかろうかということで、さらに新しく数回目から参画していただいたということでございまして、今後、御指摘の件につきましては外したと、そういうことは決してございませぬし、私ども、手順的にまずい面があったことはおわびさせていただきますが、対策協議会に組織がございまして、そういう中で次回またお話をさせていただきますして対応させていただきますたい、このように考えております。

○十九番（三ヶ尻正友君） 部長、全く答弁になっていないのだ、あなたの答弁は。と申すのは、一つは、先ほど一番に言ったように「客引き」というこのごろをなぜ使ったのか、この答弁がない。これが一つ。

それから二つ目は、余り観光部長、うちのタクシー協会、またそれは、私はばかにされても結構ですよ。私はもうばかにされても結構だけれども、やはりタクシー協会をばかにしてはいけませんよ。今はもう議員の皆さん全部聞いておったように、第一回の会議にタクシー協会を入れてなくて、第二回から入れたと、あなたは今おっしゃったでしょう。どういうことですか。第一回というのは立ち上げではないのですか。立ち上げのときにタクシー協会を入れてないで、文句を言われたから第二回から入れましたと。そんなことは、あなた、だれに言うのですか。ばかにするのも、やっぱりほどほどにしておかねばいかんですよ。では、なぜそれなら事務局長を入れたのなら、本当の協議会、市長が会長をしておるところに協会長を入れんのですか。（傍聴席、発言する者あり）何遍も言っておるよ、本当に。

○議長（首藤 正君） 傍聴席は、御静粛に願います。

○十九番（三ヶ尻正友君） そんなまやかしの答弁はいかぬと思いますよ。もうここまで来たら、ちゃんとタクシー協会さんも入っていただいて、そしてこの問題について本当に一緒に、タクシー協会と一緒に皆さんと取り組みましょと、私は言うべきだと思いますよ、この時期に来て。それも第一回は入れんで、第二回から入れましたと。だれが反対でも「何を言っておるか」と言いますよ。それは私がばかにされるのは、それはもう私もしようがないと、こう思うけれども、しかし、しようがないといたって、「なにか」といってなりますよ。しかし、タクシー協会というのは違うのですよ、個人とは。協会というのは。その辺をやはり市当局の担当の方は真剣に考えていただかなければ、本当にそれは。やっぱり従業員、親方、子供さん入れたら、それは何万人とおるのですよ。全国組織もあるのですよ。そういうところを「忘れておりました」では通りませんよ。だから私が、設立趣旨は何だったのですか、経過は何だったのですかと、先ほども尋ねたとおりですわ。

それに、私はこのごろがどうも気に入らんのですよ、「客引き」という。「なにか」と言って、一回小島助役さんに私は本当に言ったのですよ。「これは大変すまん

な」と言って取り下げてくださいました経過があるのですよ、小島助役さんが助役をして
おる時代に、私も協会の代表として出ておって。これは何ですか、池部部長。「客引
き」なんかとつけたのは、あなたがつけたのだらうと私は思うのだけれども、何で
こんな「客引き」なんかということ、昭和三十三年以前に別府市は戻ったのですか。
もう今、昭和に直したら七十八年か、たしか七十九年ぐらいですよ。四十何年前にま
た別府市を戻すのですか。そんなものではないでしょう。先ほどから皆さんの答弁の
中で、執行部もやっぱり観光があれだから真剣に頑張らなければいかん、また市民の
ために頑張るのが自分たちの務めだと、市長さん以下皆さん、そうおっしゃってお
るではないですか、本当に。それをまた時代に逆行するようなこんなごろを使って。で
は、だれが悪いのですか、だれが。私たちの協会が何か悪いことしたのですか、本当
に。ここの趣旨の中に、「客引き行為と見なされる営業が公然と行われ、苦情がトラ
ブルが発生し、別府観光のイメージを損ねている」と。では、あなたはこんなことが
設立趣旨だとさっき言ったのだけれども、それをちゃんと具体的に例を挙げて、何月
何日にどこのタクシー会社が、どこどこの人にこういうことをしましたと、きちっと
言いなさいよ。あなたは持つておるのですか、それを。でしょう、これだけの設立趣
旨を云々と、特にまた「別府観光のイメージを損ねている」と書いておるのだけれど
も。何回も私は話しをしたのですよ、はっきりせんのですよ、はっきりしてないのだ
ですよ。逆に、「本当にお世話になりました」という手紙も多々協会に来ておるのだす
よ。何かあなた方は、うちのタクシー協会だけ何か、本当に悪いことをしておるよ
うなことばかり、こういうあれをしておるけれども、あなた、部長の答弁はなってお
らんよ、そんなことは。

では池部部長、「客引き」とは何かな。あなたは答弁せんではないか。何かね、
「客引き」というのは。別府のまちをまた昭和三十三年以前に戻すのかね、四十五年
前に。そんなものではないよ、本当に。うちのタクシー協会はつまらなくても、やはり
皆さん真剣に頑張っておるのだ。でしょう、部長。それをあなた、そんな言い回し方
があるものか、一回目は入れんで二回目は入れたと。あなたは何を考えておる
か。私個人はばかにされてもいいけれども、タクシー協会をばかにするということは、
こらえられませんよ、私のところの組織として、本当に。（傍聴席、拍手する者あ
り）そんなものではないですよ。しっかりした答弁を。

○議長（首藤 正君） 傍聴席の方々に、あらかじめ申し上げておきます。拍手、私
語は、傍聴規則によって禁止をされておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

現在、この防止対策協議会については、議員の質問にございましたように、もう昨
年の八月二日に設置されて発足をいたしております。そういう関係もございまして、

早急に二点にわたり対策を考え、善処したいと思います。

一点につきましては、専門部会のメンバーに入っていて協議会のメンバーにないと。これはタクシー協会もございませし、それから亀の井バスも専門部会には入っておりますが、協議会メンバーには入ってございません。その点も含めて参加いただく方向で協議会に早急に諮りたい、これが一点であります。

それから、二点目のいわゆる協議会の名称の件でございますが、きょう、小島・元助役のときのお話も今、議員からお聞きをしまして、この件についても早急に名称を変更する方向で協議会に諮って善処したい、こういうふうに思います。また、その折につきましては、この名称を、どういう名称がいいか、そこら辺につきましても、また御意見をいただければありがたい、こういうふうに思います。県の関係で言いますと、たしか「迷惑防止」とか、そういった名称の条例もあるようでございますので、そこら辺を参考にしながら考えてみたい、こういうことでもありますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

市といたしましては、市といたしましてというより、この協議会といたしましては、タクシー協会を云々したと、こういうことでこのメンバーとか、あるいはこの協議会の名称を決めたわけではございませんので、その点については、ぜひ御了承を賜りたい、こういうふうに思います。

○十九番（三ヶ尻正友君） 助役は直接ここに名前が出てないのでそういうふうな簡単なことを言われるのだろうけれども、私たち協会とすれば非常に遺憾な問題ですね。と申しますのも、あなたたちが協議会を開いた設立趣旨、それからこの経過を見ましても、我々タクシー協会に来て、うちは今十社あります、別府市は。十社の定例会がございませ。そこに担当部長でも来て、それはこういうことですよと、話し合いをしたいといって話せば、私は済む問題だと思っておりますよ。私たちもほかではありませんよ、本当に。でしょう。私は、定例会をやっておるのですよ、毎月一回定例会を。そこに来て、タクシー協会さん、いろいろございませうけれども、こういう苦情が来たとか、こういう現実があるのですけれども、ひとついかがなっておるのでしょうか、お話を聞かせていただかせんかということがあって、そして、いやいや、池部、おまえが来ても取り合わんぞ、そんな問題ではないではないかと私が言ったのなら、それはあなたたちが思うとおりしても結構だと思いますよ。私は、一回もそんなこと言ったことないでしょう。また、あなたも来たことないでしょう。

だから、先ほども井上市長が言うように、やっぱり官民挙げて協議会を立ち上げるということは非常に大事なことであり、こういう落ち度があってはならんのではなからうかと私は思うわけですね、協会として。私が言われるのが、すぐ選挙に結びつけられて、もうおまえは、ああしてみんなからやあやあ言われてあれだから、おまえが

会長しておるから、おまえ方はもう取り合わんとか何とか言われるのではないかと、そういうふうな中傷・誹謗も私も受けるわけです。これは市長にもそうと思いますよ。なにかおまえ、井上、おまえ、そうしておまえたちはタクシー協会をばかにしておるのかと、こう言われております。井上市長は知らんと思いますよ、そういうことは。だから、やはり助役、担当部長、課長が、こういう点については、本当にやっぱり協議会立ち上げ、非常に難しいと思うのですよ、そういう問題は。しかし、やっぱり組織があるのですから、この問題に限りうちはタクシー協会というのがあるのですから、毎月定例会をびしゃっと何十年とやっております。そこに担当部長、課長でも来て、そして実例を、あるのなら挙げてくれればいいではないですか、こんな実例があるのだけれども、どうなっているのかなと。ああ、そうかい、それならどうするかなと話が前向きにできるのですよ。そんなことをせんで、三ヶ尻、井上信幸市長が好かんからしたのではないかというようなことを言われるけれども、それも半分本当かうそか私もよくわからんだけれども、そんなことを言う人もいるし、私も言われると、やっぱり市長、半分よだきいのだ、そんなこと。それはあなたもよだきいはずだ。

それはやっぱり部下が悪いよ、私たちに言わせたら。ちゃんときちっと来て、何も私はそう近ごろ、何ぼかおまえ人相がよくなったがなと皆から言われるのだから、何も私は鬼の面をかぶっておるわけではないのだから、担当部長でも来て。質問を聞きに来るときだけ「はい、はい」と言って、皆さん議員一人一人の皆さんに「はい、はい」。「どんな質問をするのですか」とにこにこ笑って来るのだけれども、部長こんな問題のときでも笑って来ていいのではないか、本当。そんなに私が何か人相が悪いのか、鬼の面をかぶっておるような顔をしておるか、おれが。（「思っておる」と呼ぶ者あり）「思っておる」と言われておるよ。（笑声）「思っておる」と言われる。それだけやはり今、非常に厳しい時代だから、協会としてもこの問題は真剣に取り組んでおるし、今後も取り組もうという姿勢があるのですよ。

だから、そういうことにおいて結果云々ではなくて、やはり最初の立ち上げを間違うと、今後もこういう問題が起こったときは、お互いよだきいし、お互い損ですよ。私は本当は何も関係ないのだ。タクシー協会の会長だから、個人の三ヶ尻正友は関係ないのだ。井上市長も別府市長の井上市長だからこそ「別府市長」と言っておる。お互いあなた、話すときは笑って話すのだから、今度こういう問題が起こればみんなが、三ヶ尻と井上は大変仲が悪い、どうなっておるのか、おまえたちはといて言われる。お互い損だ。私は「ふうん」と思うけれども、井上市長は、三ヶ尻なんか大したことなからうと、こういうあれかもわからんけれども、な、部長、その辺はやっぱり部長がきちっと整理して、そしてこういう問題があるのなら、やはり市長が言うように官民協議会というのは、本当に私は大切だと思いますよ。やはりその協会長さんに、

タクシー協会なら私ですよ。そんな鬼の面をかぶっておるような顔をしておるかよ、私は。な、部長。おれはしてないと思うのだけれども、どうかい。

だから、質問はどうかいと聞くような顔で、ああ、そうかといってやはり来ていただいて、そして何かの形でこの問題を、市長が言うように官民挙げて解決できるように、我々業界としても努力するのですよ、もう皆さん聞いていただいておりますからね。今後そういうことがないように、部長がやはりよく気をつけてくれなければ。私と市長をそんなにけんかさせたいかな、部長、どうか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

いろいろ御指摘いただきました。私ども、先ほど申し上げましたように、事前に協議すべきだったという反省もいたしておりますし、これから、今、十九番議員さんがタクシー協会長としてこの問題について御尽力いただけるということでございます。私どもも今一度整理をさせていただきます、お話をさせていただいて問題解決に向けて努力をいたしたい、このように考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○市長（井上信幸君） 十九番議員の御指摘の点、じっくり聞かせていただきました。久々に何かすっきりしたような御質問をいただきまして、ありがとうございました。

また、あわせて御指摘の点をよくよくお聞きしますと、やはりこのごろ、「客引き行為」というごろ、これはやはり別府市内からこういう言葉はなくすべきかな、そして、そういう看板ももうなくすべきではないか、それが観光都市の理想だと思うのですね。そういうことで先ほど助役も「迷惑防止条例」というのが県にもありますが、この点につきまして、また協議会の方で少し協議をしていく。

また、これは部長だけの責任ではありません。私も会長でございますから、会長としてやはりきちっと責任をとらなければならないと思います。

また、私は、百幾つの会長とか理事長とかいう役職を持っていますので、時々目をする場合がありますし、なかなか気がつかないこともあります。これにつきましては、今後、助役が、また部長が申したとおり、官民一体というならば、すべての方々がそのテーブルに着いていただいてここで議論していただく。議論していただきながら、別府の将来に向けていかなることが一番ベストなのか、これをやはり探っていくべきだと。この協議会のみならず、ほかのいろんな理事会とか会がありますが、その場でも十分に別府観光立市としての建設に向けてお互いに頑張りたいと思います。

きょうの御指摘の点はまた内部で十分に検討を加え、早急に対策・解決策をとりたい。きょうの十九番議員の前向きな姿勢に私は感謝申し上げたい、このように思います。ありがとうございました。

○五番（松川峰生君） 最後から二番目の質問になりました。どうぞよろしく申し上げます。

まず、議長のお許しをいただきまして、私事になりますけれども、一言お礼を申し上げたいと思います。

初当選以来四年間、私の質問事項に対応していただきました課長初め担当課の皆様、また丁重なる答弁をしていただきました市長初め執行部の皆様に、まず心から感謝とお礼を申し上げます。また、四年間御指導いただきました諸先輩議員、また親しくおつき合いくださいました同僚議員も、あわせてお礼を申し上げます。

また今議会で勇退されます富田、井田両議員には大変お世話になりました。両議員のますますの御活躍と御健勝を心から御祈念申し上げまして、一般質問に移りたいと思います。どうぞよろしく願います。

通告の順序に従って質問しますけれども、議長にまず、同趣旨の質問でもう理解いたしましたので、三番の県農業祭についてと、四番の入湯税についての一番、三番は取り下げさせていただきますので、よろしく願います。

それでは、まず一番の公用車の使用実態についてお伺いしたいと思います。

まず、我が狭い日本、全国で約三千二百の自治体があります。借金も約六百五十兆円、これは世界一の借金の国でございます。別府市は、市民一人当たり二十一万ということで、十一市のうち借金が少ないのは上から二番目とお聞きしています。やはりこれからも行政改革に取り組んでいかなければならない、そのように考えております。

七日の一般質問で二十一番議員より、本市の行財政改革の進捗状況の質問がなされました。その中で別府市の行革は、他都市と比較して大変進んでいると指摘がなされましたが、私もそのように認識いたしております。私たち自民党別府市議団もこの二年間、約六十回の市政報告を各町内で開催させていただきました。市民皆様に直接訴えてまいりましたが、大変な反響もございました。行革は、職員を減らすことや民間委託だけではなく、市民の皆様からお預かりした大事な税金を一円のむだもなく有効に使い、市民サービスの向上に努めなければならないと考えます。行財政改革とは、法律に従って国や地方を治め、地方公共団体がみずからを維持するために行う経済行為を言い、改革とは、悪い点を改め変えることだと思えます。むだをどのようにして改めていくのか。

今回、私は、本市でも車両はたくさんございますけれども、その中で「バイク」と言わせていただきます。これは免許を見ますと「原付自転車」と書いておりますけれども、この質問には「バイク」と呼ばさせていただきます。消防署、水道局、外部団体を除くバイクの保有台数は何台あるのか、近年の保有台数の推移と各課ごとの使用台数、また一台当たりの購入単価及び耐用年数の五点をお答えいただければありがたいと思います。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

バイクの保有台数の推移でございますが、平成十一年度、これは公用車、車につきまして集中管理を開始した年度でございますが、この時点でバイクが八十五台ございました。それが本年の一月時点、現在は四十八台となっております、三十七台を廃棄しております。これは市長から、バイクの保険もばかにならないので、実際に活用しておる分については構わないが、活用してないバイクがもしあるとすれば、それは廃棄の方向で見直したらどうかという一応指示を受けておりますので、その指示に従いまして、毎月総務課にバイクの活動状況が報告されます。その活動状況で数カ月バイクが稼働してない分につきましては、当該課長と協議をし、活用できる分につきましては、ほかの課に移転したり、活用できない分につきましては、一応廃棄したということで、その結果であろうと考えております。

各課の保有台数でございますが、総務課三台、これは集中管理的にどの課でも利用できる台数で三台を用意しております。保険年金課五台、介護保険課二台、納税課八台、社会福祉課十三台、高齢者福祉課二台、建築住宅課三台、下水道課二台、学校教育課十台の、一委員会八課にわたりまして四十八台でございます。

購入単価は、購入年度で違いますけれども、一台約十一万円から十五万円となっております。この四十八台の平均で見ますと、平均では十三万六千円ほどになっております。

また、保険料は、一台自賠責保険と任意保険合わせまして、年間六千六百四十五円となっております。

また、バイクの耐用年数は、これは定かではございませんけれども、四十八台中で一番古いバイクは、平成元年に購入したバイクで、それ以降年次的に購入しております。

○五番（松川峰生君） 年次、大変多いときに比べますと、大分車も少なくなっているように、今お答えいただきました。特にこの四十八台のことですが、平成十四年四月から十五年一月の十カ月間、中に一回も使用されていないバイクがあります。八台あると思います。これはなぜ十カ月も使用されてなかったのか。このばらつきについて、それぞれ各課で使用されてない車があると思います。保険年金、納税、社会福祉、教育委員会。なお教育委員会につきましては、後ほど関連質問がありますので、あわせその時にさせていただきます。では、順次お願いします。

○保険年金課参事（屋田 晃君） 保険年金課関係について、お答えいたします。

保険年金課は、戸別訪問等のためバイク五台を保有しております。五台中一台が、この一年間未使用となっております。使用されていないバイクにつきましては、昨年まで国民年金の収納事務に使用していましたが、この事務が社会保険事務所に移管されたことから、現在使用しなかったものであります。この一台につきましては、廃車

したいと考えております。

○社会福祉課参事（井元信次君） 社会福祉課より、御説明申し上げます。

社会福祉課には十三台のバイクが配置されてございますが、現在、二十四名のケースワーカーがおります。そのうち女性のケースワーカーが六名配属されてございますが、女性のケースワーカーは、職務上身の安全のために二名一組で家庭訪問の実施指導を行ってございますが、その関係上、バイク一台につきましては、予備的な位置づけとして確保してございます。

○納税課長（遠島 孜君） お答えします。

納税課には、ただいま八台のバイクが配置されておりますが、そのうちの一台につきまして、去年の四月から一月末現在まで利用されてない状態にあります。車種の異なる一台、ギアチェンジが必要な旧来のカブでございますが、幸い三月から使用することになり、これで全台稼働することになりました。

○五番（松川峰生君） 課によってそれぞれの理由がある、今聞きましたが、あると思います。この中でやはりそれぞれ課長さんの方に資料はあると思いますけれども、昨年四月一日からことしの一月までの資料が私の手元でございます。その中で今、一年間、この十ヵ月全然使っていないバイクがトータルで八台というお答えですが、中には、同じ使っても例えば五十日に一回とか、あるいは八十日に一回とか、そういう使用のバイクもあります。例えば十ヵ月で走った距離が七キロ、それから六十二キロ、あるいは一キロ。先ほど、八台はゼロということが基準なので、ほとんど走っていない車があります。やはり行革というものは、大きな、目に見えないところ、小さなところ、特にこの車というものは、乗っても乗らなくても税金がかかると思いますね。特に私はよく比較するのですが、私たちが小さいころ一歩少し話は変わりますけれども一歩長靴を履いて雨の日は学校に行っておりました。今の子供たちを見ますと、長靴を履いて雨の日、学校に行っている子はほとんど見ることはないのですね。昔は車もそんなに発達してなかったので、私自身もカブに乗ったこともあるし、またバイクも使ったことがありますけれども、今はほとんど車になっているということで、使わないものがあればどんどん、もったいないと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり動かしても動かさなくてもお金はかかるし、車は若い時期に廃車した方が下取りも高いのではないかなというような気もいたします。

その中で距離が、ゼロの距離が八台、それから六十日から七十日に一回使った車が一台、それから五十日から六十日に一回使った車が一台、二十日から三十日が二台、十日から二十日が三台、五日から十日の間に使った車が三台。車によってばらつき、それぞれあります。月によっても、寒いときはバイクに乗るのが大変だと、私もそのように思います。やはりこれからこういう小さなもの、先ほど答弁にありましたけれ

ども、それぞれにむだをなくすことからいえば、使用しないものがあれば廃止することを考えていかなければいけないのではないかなと思います。特に課長から答弁がありました税金につきましても、一台当たり六千六百四十五円、十台で年間に六万ぐらいの経費がかかります。それぞれの課が、今後どのような形、使わない車をそれぞれの課が、私は総務課に申告して廃車することが重要だと思うのですが、このシステムはどうなっているのか。総務課の方で廃車を決めていくのか、あるいはもう課で要らないから、総務課も要りませんよというシステムになっているかどうか、そこを総務課長。ほかの課長さん、もう質問はすべて総務課長に一括してやりますので、どうぞ。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

課でバイクが必要になったときは、一応予算計上しております。それで財政課の査定を受けまして、各課でバイクを買うようなシステムになっております。したがって、これは一概に言えませんけれども、年度ごとに職員の異動もございます。中にはバイクに乗れない方もいらっしゃいますし、乗れる方もいらっしゃいます。そういう若干状況が違うことが考えられますので、議員さん御指摘の分につきましては、今から関係課長と随時協議をしながら、総務課が引き取るなり、必要な課に回すなり、そういうふうにしていきたいと思っております。

○五番（松川峰生君） そうですね。先ほど申し上げましたように、この四十八台中、十カ月間で走行距離が五百キロ以下のものが二十七台あると思っております。また五百キロ台が三台あり、計三十台が月平均二十五キロ前後しか走っていないということになりますので、それを考えますと、やはり四十八台中二十何台は要らないのではないかな。ただ、集中的に乗れば別ですけれども、ひとつ先ほどの答弁の中でそれぞれの課が課ごとにバイクを使っているようにあります。むだをなくすために相互利用も視野に入れて稼働率の向上を図って見たらどうかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○総務課長（藤野 博君） お答えいたします。

今、議員さんが御指摘をいただいたこと、全く同感でございます。それで、先ほども答弁させていただきましたが、各当該課の課長と協議をしながら、その分については協議をして、そういう方向に持っていきたいと思っております。

○五番（松川峰生君） できるだけむだがないように、それぞれの課が、自分のところの課でなく、今、課長に答弁いただきましたように、相互に利用するというのであれば、むだも相当省けるのではないかな、そのように思います。

それから、今、車もリース時代になっております。本市の場合は、今の車は現金で買い取りなのか、それとも、これはバイクも車も含めてですけれども、リース制度を利用しているのかどうか、その辺を教えてください。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

今、公用車、車の件もバイクの件も出ましたけれども、一応すべて買い取りでございます。今、マイクロバス等については、たまたま今所有しております一台がかなり古いものですから、買い取りにしようか、リースにしようかという検討はしておりますけれども、現在所有しております車及びバイクは、すべて買い取りでございます。バイクにつきましては、リースがあるかどうかというのは、ちょっと調べておりませんので、よろしく願いいたします。

○五番（松川峰生君） そうですね。今例えば地域によって違うのですが、沖縄県に行きますと、車の九割ぐらいはリースになっていると思います。リースの場合は、残存価格をのけて払う額が少なくなりますし、例えばオイルの交換もその費用に入るとか、買いかえのときも、買い取りと違って途中でかえられるというシステムになっていると思いますので、やはり高価なものを買うときには、それもひとつ検討材料の一つにしてむだがないように購入の一つの条件に当てはめてもらったらどうかと思います。

やはりいろんな行革、私たちも今取り組み、また市長さんを中心に、先般もお答えがありました、ことしの四月から幼稚園も三つ民間委託ということになります。でも、大きなこともありますけれども、小さなこと、できることからやるのも私は行革ではないかな、そのように思っております。皆さんが身の回りの中、私たちが気がついた点をそのときどきに応じて小さなことを見逃さないように、例えば話は少し変わりますけれども、コピー機なんかほとんどたぶんリースだと思うんですね。そういうのを踏まえまして、この車、あそこに寝かしておいたらかわいそうです。あるものは使ってあげなくては。使わなければ長持ちもしませんし、また価格も年々、今、日本の車のシステムは年式でたぶん値段が変わってくるのではないかと思います。どうかせっかくある車を有効に使っていただきまして、むだを省くようにしていただいて、それがまた行革の一つになるのではないかと、そのように思いますので、総務課としましても、多くの車両を抱えていると思いますが、ぜひここからまた行革の一つとして考えていただければありがたいと思いますが、その点あわせて、市長もし何かこの点ありましたら。

○市長（井上信幸君） 五番議員の御指摘二点、肝に銘じていきたいと思います。やっぱり行革は、小さいところから大きいものまであります。例えば今、十一年でたしか集中管理にしたのです。それまでは各課に配置しました。ですから、ある意味では各課管理ですから、車が他の課が乗れないという不便さ、これがあったんですね。だから一体化して集中管理システムをとったら、非常に節約ができるようになりました。ただ、今御指摘の点のバイク、これはもう少し集中管理に徹しなければいけないと思

いますので、御指摘の点、今後肝に銘じて、その部長、課長が体制づくりをやると思いますので、もうちょっと御猶予をいただきたい、このように思います。

○五番（松川峰生君） ぜひ、よろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。二番の教育行政について、学校用務員の業務内容と現状についてお聞きします。

用務員さん、後ほど課長から御答弁をいただきますけれども、私の知り得る用務員さん、私も小学校の、もう前になります、PTA会長をさせていただいたときに、ある用務員さんと大変親しくなりました。いつも学校に行きますと、花の手入れをし、そして当時たしか、今はどうかわかりませんが、花壇コンクールなどありまして、その用務員さんが優勝していただきました。大変うれしく思いまして、いつも行ったら、きれいな花に水をやり、そして話し、そして子供たちともその花を通じているんな用務員さんとのやり取りがありました。

そういう中で、現在の学校用務員の業務内容はどのようになっているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

現在、小学校、中学校に一名ずつ用務員を配置しております。この用務員につきましては、順次嘱託職員に切りかえておりまして、平成十一年度よりすべて嘱託職員の配置となっております。

お尋ねの業務内容ということですが、別府市立学校職員の職務の内容に関する規則、この中で規定されております。内容は幾つかあるのですが、まず校舎内外の戸締り、それから文書や物品等の送達と連絡、校地、校舎、その他物件の管理に必要な軽易な作業、冬期における暖房作業などが規定されております。

○五番（松川峰生君） それぞれ学校用務員の職務内容に関する規則の中で、今お答えいただきました。

一つお尋ねしたいのですが、当然嘱託職員ですから、夏休みも出ていると思うのですが、私が当時PTAに関係したころは、学校のプールは夏休み開放していると思うのですよね。当時はプールのろ過器の運転とか監視とか、当然それはPTAがやるのですが、特に機械の操作について大変苦労しました。お父さんたちは何とか覚えるのですけれども、お母さんたちがちょっと機械に弱くて、これを学務員さんがやっていたと大変助かるというような気が私はするのですが、そういう仕事も学務員さんをお願いしていいのでしょうか。また、できるかどうか。課長がもし答弁できれば、できなければ、また後で調べてお答えいただければいいのですが。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

今言われましたプールの機械の関係、これがどの程度の難しさがあるかというのを

ちょっと把握しておりませんので、そこら辺についてはちょっと検討させていただきたいと思います。

○五番（松川峰生君） それと、先生方はそれぞれ教頭先生や校長先生が評価なり、あるいはどのような内容になっているのかということ把握していると思うのですが、この用務員さんのそういう仕事実態についての把握は、どなたがやるのですか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

毎年十一月の終わりから十二月にかけて、各校長、所属長であります校長先生に勤務評定をしていただいております。

○五番（松川峰生君） ありがとうございます。ぜひ校長先生に厳格なる勤務評定をしていただいて、教育委員会の方としても、それぞれの学校で皆さんが一定以上の用務員さんのお仕事ができるように配慮していただければありがたい、そのように思います。

次に、私も議員として、あるいはふだんもこの庁舎に来ることがありますが、一部毎日この庁舎に来て長くおる用務員さんがおるのではないかなという話も聞いたし、この目で見たこともあります。現在はどのようになっていますか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

用務員さんにつきましては、月に十七日の勤務となっております。毎日出勤している場合につきましては、教育総務課の前に連絡箱、投函箱というのがございます。こちらの投函箱は、教育委員会から各学校へ、また各学校間の連絡に使っているものであります。

御指摘の、長時間庁舎にとどまるということですが、一応昨年、教育委員会は五階にあるのですが、五階の西側にいす、六脚、七脚あったと思うのですが、それを全部撤去しております。現在では喫煙場所にパイプいすを二脚のみ設置しております。このお話を先週受けまして今週の月曜日ですかね、ちょっと見てみましたら、一時半までには皆さん帰られているようにありますので、現在、長くとどまっているという実態は、ちょっとつかんでおりません。

○五番（松川峰生君） それであれば結構です。今後ともぜひ、時間もお金のうちで税金でございますから、その辺のところも把握して、しっかりと総務の方で管理していただければありがたいと思います。

次に、先ほどもそれぞれ課長さんから答弁いただきましたバイクの件ですが、教育委員会におかれましては、教育部署から各小学校に全部とは言いませんけれども、約十校にバイクが配置されていると思いますが、学校によっては約五校が一回もバイクを使用していないのです。となると、用務員さんは毎日この学校に来るのに走って来るか歩いて来るか、あるいは私用車で来るかということになりますと、ほとんど私用

車で来ているようなのですが、その点ともう一点は、心配なのが、当然公務だと思うので、私用車で来た場合、事故等があったら大変だなと思うのですが、その辺のところ、課長のわかる範囲で御答弁いただければありがたいと思います。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

今、御指摘のバイクですが、ゼロが五台ほどあります。このうち一台につきましては、教育総務課の予備となっております。残りの四台につきまして、何でゼロなのかという理由については、ちょっと把握しておりません。ただ、私用車ではないかという部分については、毎年用務員さんを集めまして業務内容の説明をしております。その中で私用車は使わないようにということで指導はしておりますので、一応今回もこのようなお話を受けましたので、改めて指導していきたい、そういうふうを考えております。

○五番（松川峰生君） 特に用務員さんであれ先生であれ、教育の一環でございます。やはりこういうちゃんとしたときに事故等があったら大変でございますから、ぜひとも徹底して、まず来るときにはこういう与えられた、大変寒いかと思うのですね、それから届けとか、正式に教育委員会が認めれば別ですけども、その辺も踏まえまして、課長の方から再度徹底していただきたい、そう思っております。中にはすごい学校がありまして、二日に一回ぐらい乗ってくる学校もあるのですね。用務員さんは、これを見ますとー学校名は上げませんがー大変遠くの学校から来ているようで、そういう方もおられますから、あわせて一緒に指導していただければありがたいと思います。

では、この項の質問は、これで終わります。

次に、最後の一点です。入湯税についての二番の入湯税の「課税減免」でなく、ここを諸先輩、同僚議員、「課税免除の拡大範囲について」と書き直していただければありがたいと思います。

まず、この入湯税の課税免除の範囲について、少し説明してください。

○課税課長（羽田照実君） お答えいたします。

入湯税の課税免除につきましては、市条例の百四十二条の規定に基づいて、対象者といたしましては、年齢が十二歳未満の者、共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者、修学旅行を目的とする高校生以下の団体客、そのほかに市長が必要があると認められた者となっております。

○五番（松川峰生君） 今、鉄輪の旅館・ホテル等は、よくサッカーやラグビーの選手が合宿いたしております。この合宿は、四番に該当するのですか。そのところを、ちょっと教えてください。

○課税課長（羽田照実君） 市条例の四十二条につきましては、合宿等につきまして

は、四項の市長が特別に必要なものと認める者の中に該当するものと思われま

○五番（松川峰生君） 特にこの四番、一、二、三はそれぞれ書いてお

いと思うのですが、四番なんかは範囲が広がると思うのですね。例えばこの中に、市長が特に必要があると認めた者の中には、人数の規模とか、あるいはこういう団体はいいのだけれども、こういう団体はちょっと困るなというものがもしあれば教えてください。例えば人数とか。一人ではちょっと難しいとか。当然僕もそう思うのですが、そんなところで、もし答えられる範囲内であればお願いします。

○課税課長（羽田照実君） お答えをいたします。

現在のところ、人数の大小によりまして減免の規定の運用はしてないということ

でございます。

○五番（松川峰生君） 私が今回、こここのところの質問をさせていただきましたのは、やはり来るお客様やスポーツで来る選手たちが、少しでも安い値段で泊まれるよう

範囲を拡大ということで、なかなか値段の方は民間ですけれども、この税金、確かにその税金が取れなければ困る部分があるけれども、泊まってくれて、またホテルや旅館が潤ってもらって、そして税金を払ってもらおうというシステムから考えれば、できるだけこの入湯税も申請がありましたら、この四番の中に入れていただきまして、その免除をしていただくようお願いして、私の質問は時間を三十分残しまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後四時四十三分 休憩

午後五時 三分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○二十六番（内田有彦君） いよいよ今期、しかも最後、私も二十三番議員にあやかりたいように、またこの議席から皆さんにお会いしたいと思うわけですが、それも民意の定めるところでわかりません。と同時に、市長もそうだと思います。ここでまた市長とお話ができるかどうかというのも、これもわかりません。したがって、今回、悔いのないといえますか、というようなひとつ質問をしていきたいと思

います。質問の内容について簡潔にひとつわかりやすくお答えを願いたい。

質問の通告によって行きたいと思

います。初日、二日とそれぞれの議員が農業祭について、これはちまたでは実は農業祭についてどうなっていくのかということで大変心配をしているということから、かなりの議員が質問に入りました。一体真相はどうかということ、私もメモをしました。ちょっとそのメモを読みます。

市長答弁では、まず初めに、ここに新聞がありますけれども、新聞の記事に、「農業祭

これでは断ったのも同然 県農政部長に厳重に注意 見えてきた会場変更の背景」という、こういう記事について、市長は大変不快感を示したようでした。と同時に、市長答弁では、農業祭によって車両が乗り入れられ、テント設営で公園内の芝や根上がり松が大きな被害を受けたことが一つ。その次に、別府市の生産業者が入っていない。さらには、被害状況を県の農政部長に来ていただいて、見て、厳重に注意をしたと。市長が就任というのは、これは二期目の就任だと思えますけれども、以来三年連続注意をし、三年目にやっとよくなったと、そういう発言でした。

次に助役の答弁。これは佐伯の人が、別府での農業祭に買物に来るとは思えない。これは、何ともしがたい、私は理解しにくいのですけれども、そういう発言をしながら、農業祭については、市として農業祭実行委員会でしょうけれども、七百万円の補助金を出している、そういう議員の質問に対して答弁がありました。これは間違いのないと思います。（「違う」と呼ぶ者あり）違いますか。違ったら、ちょっとそこから言ってください。

○市長（井上信幸君） 芝生の問題で、二期目という今、お話がありましたけれども、私が前々から言っているのは一期目ですね。平成七年に就任した年、そして翌八年の――私の記憶では――八年目のときに、当時、観光課長それから建設関係部長に、あのままでいいのかなということで注意をいたしました。これは一期目でございますので。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○二十六番（内田有彦君） 九年と、平成九年という意味にとらえていいのですね、（発言する者あり）七、八。で、九年目にはよくなった、そういうようなことでしたね、はい。

そこで、では今後この農業祭を別府市としてどう考えているのかという、それぞれの議員の質問がありました。そこで、市長は、別府市が断ったことはない。残念に思う。これは、県の意向があれば受け入れたい。当然、別府市での開催という意味でしょうけれども、県の意向があれば受け入れたいと。そしてもう一つ、農業祭は、戻ってくると思う。そういう市長は答弁をしました。

片や助役は、県には別府開催への窓口を開けているが、県が決めることである。市は、農業祭による芝や松等の被害が最小限に守られることを条件としている。助役はそういうふうに答えました。

そこで、簡潔に質問をします。まず助役にいたしておきます。助役の言葉の中で、生産の気持ちに差があるという、実はその言葉がきのう出ております。二点目には、佐伯の人が別府に来て、農業祭に買物に来るとは思えない。つまり「佐伯の人」という意味は、これはどういう意味なのかということをお聞きします。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

「佐伯の人が」、「佐伯の消費者が」ということですが、佐伯の人がこの農業祭、別府で開催のときに、別府にお見えになって、そして買い物をして、そして帰られるのかな、こういう疑問を私は申し上げました。これは、その前段がありますのは、その前に私がお話ししておりますが、現在、県の農業祭のあり方、持ち方について、いわゆる実行委員会等でいろいろ議論がなされております。こういう前段を、私がお話をしたつもりであります。この農業祭につきましては、消費者のための農業祭なのか、あるいは生産者のための農業祭なのか、あるいは両者のための農業祭なのか、こういうやはり議論があるのだらうと思います。やはり別府開催をやったときに、それなら全県民がこの別府開催を対象にこの農業祭に集まるのかということ、少なくともそうではないのではなかろうか、こういう意味から、私は例として佐伯のお話を申し上げた次第であります。

○二十六番（内田有彦君） 阿部助役さんは、一度別府市の助役をされ、そしてまた県に帰って市民福祉部長ですか、大変な要職につかれながら、そしてまた、今、助役として……（発言する者あり）市民福祉部長……、県福祉部長ですか、はい。大変な要職につかれながら、県の中のいろんな事情等は、私は精通をしておると思う。ところが、今話を聞くと、その前段がある、後段があると。確かにそのとおりです。大分県の農業祭ですから、大分県下の各市町村、単協がいろんなお店を出しながら別府に集まってくるわけです。その人たちが、買い物をするとかせんとか、あるいは生産者にあるとかないとか、そういうことと言ったということを行っていますけれども、少なくとも一地域の人の名前を出すような、そういうことはあってはならんことではないですか、あなた。それなら、別府の人と、これは佐伯の人が聞いたらどう思いますか。その辺がどうもやっぱり助役の不遜というか、やっぱりあなたは、しょせん県におるから、つまり市町村は自分よりも位が下だという、そういう感覚がまだあるのではないですか。だからこういう言葉が出る。これは厳に慎んでもらいたいし、また、あなたがここにおられるというもののかなりな役目というのは、県とのやはりいろんな話し合いですよ。県とのいろんな融和というか、県との情報交換をしながらスムーズに行くというのが、あなたのやっぱり任務の一つだと思いますからね、私は厳重にこのことはまず抗議をしておきたいと思います。

それから、市長がさっき答えましたね、農業祭は戻ってくると思う。その根拠は何ですか。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

農業祭が、今、根本的なところでいろいろ議論はされているようでありますが、二十六回ですか、これまでの形でもし開催をされるとするならば、当然この別府の立地条件というのは、他の地域に市としてはまさる、こういうふうになっておりますので、

別府にまた帰ってくるだろう、こういうことを申し上げたのです。

○二十六番（内田有彦君） 私は、市長に尋ねたつもりですけれども、市長も助役も同じと、そういうことなのでしょうけれども、そういう考え方そのものが、私はまさに不遜そのものだと思いますよ、そういう考え方が。いいですか。ここに平成十年六月の議事録があるのですよ。この議事録の中で、その前後はあるのですけれども、要するにある議員から、あの立派な公園については、イベントをするならしてもいいけれども、するような場所をきちっと整えんと、その辺の芝や松にやはり問題が起こるといって格好で、そのとき、市長が、その一例として例の農業祭、農業祭が来てテントをつくるものですから、あちこち踏み荒らしてしまった、それで市民がどっと来るから、これではいかんということで、そういうスペースをつくろうとしているのだということをして市長が発言しています。と同時に、その六月九日に、同じ六月ですよ、平成十年の六月九日に、農業祭、農業祭は一層……、一つとしての農業祭は向こうの多目的広場の実相寺の方に持っていったらどうか、このような交渉をしたわけです。これは実行委員会だと思いますけれども、しかし、諸般の事情で、特に交通問題がいろいろと起こってきまして、何とかあそこでもう一遍させてもらいたいという県からの強い要請がございました。このときに、もうあなたは、この別府公園では困る。実際、今言う農業祭実行委員会に対してそういう申し入れをしておるのですね。実行委員会に直接したのか、県にしたのか知らんけれども。くだりを読みますと、それでも結果的にはねるわけにはいかないということで、そこで続けたということです。しかし、これをやると、また資材を運んだ車がどんどん入ってくる。それから上に上がってくる車、道路は崩壊してしまう。下から下ってくるために、あの園路が全部崩れてしまう。今度は雨が降るなど、あっと言う間に流れるということで日に日に見苦しくなってきたというのが経緯でありますと。

ですから、もう十月の、これは六日の議事録ですから、恐らく平成十年度、いや、平成十年六月ですから、平成十年度の六月には、もう市長はさっきの答弁とは違う、農業祭はここでは困ります。しかし、県は、もう一遍でいいからしてください。なぜかという、もう県はそこで決定しておるわけですから、今さら変更できんから、私は、県は市に頭を下げて、市長も断られんからということで、それでこれはそういう経過だったのが、私は正確と思いますよ。それが証拠に、それから先、すぐ県はもう、ちょうど平成十一年は台風だったそうです、ちょうど台風だったそうですね、それで農業祭がそのままできなくなった。平成十二年から今まで農業祭はすべて山香に行ったり、そして今度は大分のスポーツ公園に行った、そういう経過があるのです。

ですから、私が当初言ったように、農業祭は戻ってくると思うなんて、そういうことになるのかな。農業祭は、私は断ったことがない、そんなことにはこの記録からし

たらならんでしょう。当然あそこではだめですと。どこらよそならいいと、そういうことはないのでしょうかけれども、その点はやはりこの問題については、なかなか市長の歯切れがよくないという、その辺が私はここにあったと思うので、この辺は明確に私はやはり、もう一遍あそこでは断っておるのです、市長は。断った。断ったというのは、しかし、この議事録にあるのですから、これを断ってないということになると、では、この議事録は何だ。市長が言うたびに変わってくるからそういうことになるのですから、その辺はきちっとはっきりして、市民にやっぱりそれは、私は説明をする理由があると思う。いかがですか。三十六ページ、議事録の三十六ページに。

(答弁する者なし)

○二十六番(内田有彦君) 私が、これは一番問題と思うのは、要するに別府市として農業祭に対する位置づけが、この辺がどうも、松や芝が傷むからせんと、そういう位置づけみたいな感じがどうもしてならん。農業祭は、一体では何のためにあるのですか。さっき助役が言いましたね。生産者のためにあるのか、消費者のためにあるのかと。これは何のためにあるのですか、農業祭というのは。これは誘致をすべきものなのか、あるいはそうではなくして、向こうから貸してくれといったら、それまで待つのですか。大きなそこで考え方が違うのですよ。私が思うに、あなた方は、農業祭というものは向こうからしてくださいと、そういうものだ。それだけ別府市に来たってそう大したことはない、そういう思いがあるからこんなことになるのではないですか。

私が平成十三年、去年の十二月に、農業祭はなぜやめたのか、そういう実は質問をしました。これも記録で議事録の百七十三ページからずっとそのくだりが書いてあります。別府市における農業祭によって旅館やらホテル、それから料飲街、もろもろ、どれだけ潤っていると思うのですか。これは市自体が認めておるではないですか。その売り上げが、平成十年は一億一千八百万円、平成九年が九千何百万円か、平均して約一億のここで売り上げをしている。その人たちがそれぞれ出品してくる。生産者が来るのですから、そういう小さいのがやっぱり四十から五十来ます。その人たちの人数というのは最低でも十五人から二十人はみんな来るのですよ。ほとんどが前泊です。ホテル・旅館にみんな泊まるのですよ。そこでお金を落とすのです、相当なものを。そしてまた、一年に一遍のイベントですから、持って帰るというよりも、むしろほとんど別府に落として帰る、これが実態です。当時の課長も言っているではないですか。別府でそれだけのお金を使って帰る。二泊三日、長い人は四泊五日もいるそうです、三泊四日。ホテル代、当然ホテルではやっぱり食事をしますよね。その食事は農業祭の食事を持ち込むわけではない。ホテルの業者からやっぱり買って、魚介類も食べながら、そしてホテル代を払う。そしてまた夜の散策をしていくと。

これは、私は誘致事業だと思っておりますよ。あなた方はその感覚がない。ないから、何か逃げよう、逃げようとかかっている。芝が傷む。芝が傷んだら、芝をではよくすればいいではないですか。毎年よくしていますよね。根上がり松が傷む。これもよくしているではないですか。では、よくするのに幾らかかるのですか。私は、予算を調べたら百万以下ではないですか、百万以下。七百万は別に出してある。しかし、こういう大きなときは、別府市の場合は一千万出したこともあるではないですか。五百万出し、一千万出したこともある。これは当然ですよ。なぜ松が傷んで芝が傷むからせんのですか。後から補修して、また来てもらう。これもやはり大きな意味で活性化ですよ。観光ということになると、それはどうか知らぬけれども、まちが潤う。二、三日にして億という金が落ちるのですよ。そのところがどうもあなた方の言うことと違うのですね。そういう考えだったら、それは幾ら「観光、観光」と言ったら、幾ら「お客さん来い、来い」と言ったら、足元から、こんなことからこういうような状態を別府市みずから引き起こしている。しかも農政部長を呼んで嚴重に注意をするなんて、これはやはり、市長はよっぽど偉い人でしょうけれども、それは私はしてはならんことだと思えますよ。

最終的には、結局余りよくわからん。今までの経過からすれば、県は、もう一遍だけやってくださいと、そう言っているのです。だから、市は、もう一遍させましょうと。ですから、もう一遍して、もうそれからずっと来んと思えますよ。今度は大分スポーツ公園に決定したそうですけれども、今のような状態の中で県とのそういう、パイプが詰まるようなそういう話をして、県がその気になると思えますか。あるいは生産者がこのことを聞いてその気になると思えますか。別府は、確かに市長の言うとおりすばらしいところです。みんな来たいのです。来て、ここで商売をするよりも、もうけるよりもむしろ日ごろの疲れを一年に一遍、そういう品評会を開きながらお互いに交流の場を持ちながら、そして楽しんで帰る、これが農業祭ではないですか。あなたたちは何と思っておるのですか、これを。ただ別府市は悪くない、別府市は断ったことない、こんなことばかり言っているではないですか。今後、これについてどう考えておるのですか。やっぱり同じようなことを繰り返すのですか。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

まず一点は、県の農政部長にお願いをした、この件でございますが、これは、公園管理者としていわゆる利用の方法について協議したのは事実であります。ただこれは、先般の答弁でも申し上げましたが、一般の公園利用者をお願いをしていることと考え方は基本的に同じであります。そういう認識で、お願いをしたつもりです。これは開催地として当然のお願いを県の農政部長にしたのだと、こういうふうに認識をいたしております。

それから二点目。別府市が断っていわゆる農業祭の会場が移転をしたとは、市としては考えておりません。これも先般来お答えをいたしておりますが、大分県農業文化公園ができ上がりました、そのいわゆる記念行事の一環として、県の実行委員会は山香町の方に移されたのだと、こういう認識をいたしております。

それから三点目といたしまして、この農業祭の波及効果の問題であります。私も県の職員を勤めていた関係、それから農政部にもおりました関係で、この農業祭はずっと前から見ております。この農業祭の波及効果については、時代の移り変わりで、あるいは交通事情の変化等に伴いまして、その波及効果についてはやはり変化が起きているのではなかろうか、こういうふうな認識をいたしております。

それから四点目は、現在、現実の問題として過去二年間、山香町の大分県農業文化公園で開催をされておりますし、ことは、あす実行委員会が開催をされまして、これは今まで準備が進められておりますので、ビッグアイのスポーツ公園でこの十五年度の開催が決定されるのだと思います。これはもう確かに事実であります。したがって、今後この農業祭を別府に誘致するかどうか、これの問題につきましては、こういう現実を踏まえた上で、広くまた市民の皆さん、各界各層の御意見を伺いながら、この問題の対策を考えていく必要があるのではなかろうか、こういうふうに思います。

それから五点目。（「もういい」と呼ぶ者あり）県と市のパイプのお話が出ましたが、これは私ども、県と十分にお話ができる状況にあると、こういうふうに市としては認識をいたしております。

○市長（井上信幸君） 誤解があってはまずいもので、もう一度説明いたしますけれども、お二方がこの一般質問で御質問いただきましたので、そのときにきちっと答弁をしていると思います。芝生だけで県の部長にこの農業問題について私から御注意をしたというわけではありません。先般も申し上げましたように、あのブースの中に入られている方々が、別府の生産者がお一人もいないではないですかと。なぜあの中に別府の生産者をに入れていただけないのかと、こういうお願いでの御注意をいたしました。これでありましたので、私も別府市民を守る立場として、生産者が一人も入っていないということについてちょっと疑問に感じたわけでございます。最初私が就任したときから、別府の生産者がそこの中に入っているものと、このように思っていましたところ、担当部課長に、そのブースの中の業社名を見て驚いたわけでございます。ですから、そういう面も含めて別府の生産者をぜひともこの中に入れてくださいよということで、私はお願いをしたつもりです。表現は悪いのですが、「御注意を申し上げた」というのは、これはちょっと表現はまずいわけですが。

ただ、もう一つは、畜産品評会がこの上でありました。この畜産品評会の方々が、

やはりその晩お泊まりいただいたわけですから、畜産品評会の方々は、やはり別府にお泊まりいただき、また散策をしていただいてお金を落とさせていただいた。ただし、農業祭の方々も落とさないとは言いませんが、今、助役が言われたように、時代の流れで車が、また高速道、横断道ができましたので、非常に早く日帰りができるというふうなこともありまして、また翌日の物品をつくるために家に帰って、またつくって運んでいくという、こういうことでございますので、どうぞひとつその内容につきましても誤解のないようお願いいたしますし、私は、決して芝生だけでということではありません。

もう一つ、私が就任いたしましたして、松について最初のとくにたくさん、これは専門家の方も知っていらっしゃる方もいますが、もう一つ、この道路。これも非常に傷んで、またやりかえていった、これだけでも何千万かかかっているのです。こういうことも含めて、誤解のないように御理解をいただきたいと思っております。

○二十六番（内田有彦君） 市長、やっぱりあなたは自分の言葉に責任を持たんといかんですね。ここに議事録があるのだから、何といたって。とにかくこの公園では使わんでくださいと。実相寺に使ったらどうですかと、交渉したのですが。これはうそではないでしょうが。ところが、県からもう一遍させてくれと言うからしましたと、これはあなた、消しようがないのですよ、これは消しようがない。だからこれは新聞が書いておる。断ったも当然ではないですか。ここ以外に県は考えてはないと私は思いますよ。それから、何かしらん、農業祭に来る農協の方々も余りお金を落とさないような市長は話をしておるけれども、これは大変に逆ですよ。もちろん畜産品評会も同時にこちらはありましたけれども、数が違います。第一、飲み屋さんとか、あるいはホテル、小さい旅館屋さんにみんな聞いてくださいよ。でなかったら、なんで農業祭を別府から持っていったかと、そんなうわさは出ません。議員よりむしろ一般の人が、どうしてそんなばからしいことをするのかというのが、これが今の民意ですよ。それをあなた方は、自分の思いつきで交通アクセスがどうだとか、余りこの人たちはお金を落とさんとか、そんな考え方をしておるから、一般の市民の心がわからんわけですよ。これはぜひ、もちろん市長が今度そこにおってからの話だけれども、絶対あなたは農業祭が来ると言うのだから、何としても来るように努力をしてほしい。と同時に、これはやっぱり誘致だという考え方を持たんと、来ていろいろ文句を言って、これでは悪いから、この条件でなければ使わせんなんて、そんなことではやっぱり観光立市の基本理念に反します。これは強く、やっぱり私は反省をする必要があるのではなからうかと思っております。

次に移ります。これはきのう三十三番議員が、井上市長、あなたの別府経済文化振興会に対する領収書があるとかないとかもめた問題です。当該議員は、きちっときょ

う、領収書を持ってきました。私は、ここにコピーを持っております。

この領収書を見ると、これははっきりとあなたの言う「別府経済文化振興会・会長友永文月」という、きちっとしたこれは公印が押してあります。もちろんその横に係員で「平岡」さんという、きちっとした判も押してある。これはもう完全な領収書が出てきたわけですね。市長は、昨日は、そんなものはあるかないかわからんやつをとということでしたけれども、もう市長もこれは恐らく見られたと思いますけれども、皆さん、見ておると思いますけれども、これが平成十一年度の自治省に出す政治献金の中に入っていないのです。これは、もうはっきりしておるのです。入っていない。

そこで、ちょっと選管の見解を聞きたいのですけれども、その場合、法的にはどうなるのですか。政治献金規正法とか何かそういう法律があるはずですよ。つまり、もらっても事実を記載してない。これは長崎知事なんかもそれで大分やられておりますし、いろんな類似が、今全国的にあるわけですけれども、当然これも私はそれに該当するのではなからうかと思うのですけれども、選管としてはどうなのですか。簡潔に。

(発言する者あり)

○選挙管理委員会事務局長(松尾慎一君) お答えをいたします。

政治資金、いわゆる一般的なことでお答えさせていただきますが、私ども、この仕事に携わっておる関係上、政治運動に関する収支と、それからいわゆる一般の政治団体、政党、そういう政治団体、政党、それから個人の後援会事務所などの政治資金規正法によるところの規制される二種類に分かれております。

○二十六番(内田有彦君) 事務局長もやっぱり当局の一人だから、答えにくいという気持ちはわかるけれども、とにかく例えば何であろうと領収書を発行したら帳簿に載せる、これが原則でしょうが。その帳簿に載せたその額を今度は選挙に使うなら、また改めて支出として出す、これは常識の範囲ではないですか。私はそう思いますよ。ですから、これが、市長が、「いや、にせものだ」と、そんなことを言うのだったら、これはまた話は別だけれども、これはあなた、どう見たってにせものなんてことにならん、本物に間違いはないのです。では、このお金が載ってないのも事実ですよ。別府経済文化振興会に載ってないのも、これは事実。ただし、さっき選管の局長が言ったように、別の公選法に基づく市長やら議員の選挙費用というのは、これは決められていますよね。その中に入っておるかもしれん。仮にその中に入っておるとしても、一遍この文化振興会に入って、それからその会に出す、これが正式な経理の方法ですよ。これはどう考えたって、私は逃れようがないという気がしてしょうがないのですけれども、これが何で載ってないのですか。とにかく事実が記載されてなかったということは、これは間違いはない。というのは、県の平成十一年度の別府経済文化振興会の県に出す内容をずうっと見ると、この人の名前はないです。ないということは、漏れて

おるといふことだ。これははっきりしておるのですよ、市長。これについて市長、これ、もうはっきりこれは証拠が出たわけだから、市長、どう処理しますか。

○市長（井上信幸君） コピーを振りかざしてどうのこうのと言ったって、私は当該者ではありませんので、どういふ……、答弁できませんけれども、ちょっと邪魔になります、ちょっと。ちょっと邪魔です。問題は、これはコピーでございますから、この本議会で取り上げられるほど重要な問題です。ですから領収書を、もとの領収書、コピーではなくて。本物の領収書をもしよければ預からせていただきまして、それを後援会、あるいは当時は四月の選挙事務所で真ただ中であつた。だから四年前のことでもありますから、それはどういふこと、こういうことといふのは、私からも言えませんし、私もその時には、四年前のことでわかりませんでしたから。ですから、唐突に言われましたので、本物の領収書を預からせていただきまして、それでまた後援会で十分に調査をしていかなければならない。後援会で調査をさせていただく、こういうことでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○二十六番（内田有彦君） 市長ね、ここに、これは今本物をあそこから持ってきたけれどもね。市長ね、今あなた、「ニュース23」とか、それから何か、筑紫キャスターなんかの、あの国会の中を見てもわかるとおり、これはあなたが「知らぬ存ぜぬ」では、今通らんのです。あなたが知らぬでも、秘書がした行為は、全部あなたの責任なのです。そういうことをあなたは御存じでしょう。「私は知らん」と言つたって、秘書がどんどんやつた場合は、あなたとやっぴり連座制ですよ、連帯責任がこれは問われるのですよ。「知らん」では通らんよ。それだけあなたは管理をしなければならんわけですよ。それははっきりしておるのですよ。

問題は、今、市長が言ひましたように、では、本物を持ってこいと。これは本物をちゃんと、ちょっとそれを見せましょうか。ちゃんと本物は、これはカーボンになつておるから、必ずこれがあるはずですよ。なかつたら、このカーボンなんかならんわね。私は初めて今本物を見たのですけれどもね。井上市長、これ、どうですか。これ、見て確認をして、あなたが持って帰つたら、これがなくなつたら困るからね。（笑声）なくなつたら困るから、一応見せた上で、そして、このコピーはお持ちですか。コピーは持つておるのですか。その辺は市長、やっぴり私ははっきり。あなたが何も無いといふのだつたら、はっきりとやっぴりここで正々堂々と「こうだ」と、「だめだ、これは該当しない」とか、その辺はやっぴりはっきりしなければ、もう完全な証拠としてこれは出たわけですから、ちょっと見せましょうか、行って。（「後でいい」と呼ぶ者あり）それなら議長、いいですか。

○議長（首藤 正君） 二十六番議員さん、許可を得てください。

○二十六番（内田有彦君） それなら、議長、いいですか。

○議長（首藤 正君） はい、どうぞ。事務局に渡してください。（「大事にしておくれ」と呼ぶ者あり）（笑声）（資料提示）

○二十六番（内田有彦君） ごらんになりましたか。で、これは市長は、この領収書は、何と意思いますか。本物ですね当然、領収書は。本物と認めない。本物と認めないのだったら、では、これはどういうふうに証明を市長としてはする所存ですか、これについて。

○市長（井上信幸君） だから、先ほどから言いましたように、この本議会で取り上げられるほど重要な問題ですから、これは私が今まで関知しなかったことであります。四年前のことで私もその中にも記憶でも定かではないし、また、私がそれを直接受け取ったわけでもありませんので、ですから、その領収をもし預からさせていただければ、後援会に持って行って調査をさせますと、調査してもらいますと、こういうふうに言っていますので、（「預けるわけにはいかん」と呼ぶ者あり）それでは、だれかその当事者が持って行って、向こうでよく調査してみてください。当事者が行って「こうだ」と言って調査してもらったらいいいではないですか、私に預けることがいかんとならば。そういうことをやってください。それ以外に私はもう言いようがありませんがね。どうすればいいですか。私は関知してないのしょう。だからその辺ももう一度（発言する者あり）もう一度何だったら当事者が行ってそのようにしていただければと、このように思っています。

○二十六番（内田有彦君） 市長、そういう答弁は、それが今から十年か十五年前なら通っておったかもしれんけれども、今、少なくとも議員でもそうですよ。あなたは首長ですよ。（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） 静肅に願います。

○二十六番（内田有彦君） 首長がそういうような、とにかく当事者が行って相手と調べよ、おれは知らんと。おれは知らんでは、市長、通らんのですよと。これは完全に会長あるいは事務局長というのは、当該候補者と連帯責任があるのですよ。連座制というのを御存じですね、連座制のこれは対象ですよ。選管事務局長に聞くけれども、これは、これが事実だったら連座制でしょう。法律にこれはかかりませんか。念のためにもう一遍聞いておきます。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） 罰則の根拠となるそういったいわゆる犯罪、一般的なことでいう犯罪に当たるかどうかもわからない、その条項がどの条項に適合するか、現在検討しておりますので、ちょっと時間をください。

○二十六番（内田有彦君） 正確には政治献金規正法の中にあるでしょう、事実不記載の場合。これは完全に事実不記載の場合は罰則がある。（「政治資金規正法」と呼ぶ者あり）政治資金規正法だそうです。

それで市長、これは市長も大変だわね、こんなもの見せられて、おれは身に覚えがないとあなたは言うのだから。しかし、身に覚えがないといたって、あるのは事実だ。なくても、あなたは、あなたの後援会長並びに秘書というのですか、秘書がそういうことをすればあなたも同じなのですよ、同罪ですよ。ですから、これは私は逃げることも何でもないと思うのです。ここに原本はみんな見ておるわけだから、このコピーと原本とどれだけどう違うのだ、何も違いはせん。だから、これを持ってあなたもすぐ友永文月さん、会長さんか、あるいは平岡さんか、あるいは秘書の人かで、言えばすぐわかる問題と思いますよ。すぐ今わかる。これは一時間もすればわかると思いますよ。四年前なんといったって、これはわかりますよ、こんなものは。しかも、ちゃんと一年一年県に全部申告しておるのだから、これが申告に漏れておるだけという話、問題は。申告漏れだというだけの話ですよ。私は、（発言する者あり）これがわいろとか、そんなことを言っているのではないですよ。

○議長（首藤 正君） 発言者以外は、静粛に願います。

○二十六番（内田有彦君） きちっとやっぱり法に基づいた適正な処理をせんところに問題がある。

それともう一つは、やはり市の幹部という、これはやっぱり大きいですね。あなたは、市の職員からももう献金はやめたと、今議会でもそういう発言、それはいいことです。やめたとしておりますけれども、これは同じようなものですから、ここはやっぱりあなたの名誉にかけてもこれはきちっとしてください。いつしますか。もう、あしたかあさってできるのではないですか。もう後々本会議に市長が出なくていいわけだから。どうなのですか。

○市長（井上信幸君） 何度も言うように、この本会議に取り上げられるほど重要な問題です。四年前のことで私も定かではありませんし、その質問の事項では、当時の選対本部長という名前で出ておりますね。だから、選対本部長を含めて聞かなければ、私どもは何と言ってもわかりません。ですから、その領収書をもし預からせていただくなれば、（発言する者あり）預からせていただいて、それをもっと検証していただく。そして後援会で問題の調査をさせていただきたい、十分に調査させていただきたいと言っているわけですから、その方向づけで皆さん方も協力していくべきですね。（「いつまで」と呼ぶ者あり）いや、それは調査だから、いつまでというのは結論が出ないでしょう。どういう調査するかわかりませんので、やはり選対本部長を含めて四年前の方々がどういう状況であったかも、やはり調査しなければいけないので、私がどうのこうのと、私が何日までやれということはちょっと無理かと思いますが、十分に調査をさせますと、こういうことでございます。

○二十六番（内田有彦君） 今、初めて新しい言葉が市長から出たのですけれども、

「選对本部長」。私は……（「質問の中で出た」と呼ぶ者あり）選对本部長……、ああ、私はそれは聞いてなかったですね。（「質問の中で出たではないですか」と呼ぶ者あり）そうですか。しかし、これは後援会長の名前だからね、聞いたのが。だから、これはもうとにかく事実は間違いないのだから、それをいつのことかわからんでは、あなたは非常に不利ではないですか。はっきりとした方がいいのではないですか、こういうものはきちっと。私は、きのうのあなたの答弁を聞いておいたら、コピーではなくて本物を持ってこい。本物を持ってきたら、今議会中にあなたはきちっと答弁すると、きのう、そう言ってなかったですか、あなた。言ってなかったですかね。（「言ってない」と呼ぶ者あり）何かそういうように……（発言する者あり）書いてあったとある、そういうふうな記事を見たような気がするのですけれどもね。そうすると、この問題については調査はするけれども、いつ調査が終わるかわからんと、そういう市長の答弁でいいわけですね、そういう答弁で。（発言する者あり）

そうすると市長、やっぱり同じ会ですね、略しますけれども、文化振興会というのが、やっぱり会長さんが同じ人です。その方が、市の職員の会費というのですかね、入会は、これはもう断ったけれども、しかし、一般の業界の人たちにはまだ市長、これはどんどん続けておるのですね。今後もやっぱりこういうことをなさるのですかね。きのう、議員が、後援会についてのあり方について、市長、今後どうするのですかと言ったら、私の一存では決められません、後援会の人にもぼつぼつ相談をしながら、「ぼつぼつ」はよけいだけれども、相談をしながら決めますと、そういう答弁をしましたけれども、これはやっぱりどうなのですか、市長が何でそんなに金を集めんといかんのか、不思議でたまらんですけれどもね。なぜかというと、市長は三百六十五日、あなたが出席できんぐらいいろいろなところから呼ばれているいろいろな公務をしたり、市民と一番接触するのが市長ですよ。本来、後援会なんというのは、普通要らんわけです。選挙のときは当然、ああ、この人はいいとってみんな後援会をするので、済んだら要らんわけ。だから、あれではないですか、市長は金集めをしておるから、中村前市長は、これは東京の方で二つの後援会を持って、そこから、この議場でも明らかにしましたけれどもね。当時、市長もこっちにおられたけれども、当時二つの口座で二億五、六千万献金を受けていましたね、東京の方で。ところが、井上市長の場合は、よそはないのですね、ここだけだ。これは、しかし残念というか、職員から、あるいは自分が納入をする業者、指名する業者からがほとんど、あと個人的な財界の人たちのもありますけれども、こういうことそのものが、私はやっぱり市長の言う「無欲」とか、いろんなことでホームページをつくったりしておるわけだけれども、どうもそれと逆行するような気がしてしょうがないのですけれども、もう市の職員はやめたけれども、こういうふうに「会費納入について」という、これは早く言ったら

完全な催促ですね。それでその次には「申込書」と書いて、ちゃんここに金額まで書いておる。一口十二万が約三倍、三倍請求書をあなたは「知らん」と当然言うだろうけれども、あなたのさっき言ったこの領収書の発行主が、ちゃんここに請求書を出している。ナンバーまで打っておる。ということは、もう営業収支でしているのだと思うけれどもね。こういうことをしておるのです。市長、いかがですか、これについて。これはもう当然だと思いませんか、あるいは、まだあるし、こういうことはやっぱり自分の本意ではないから、もう市の職員と同様にやめる用意とかそういう気持ちはあるのですか。どうなのですか。

○市長（井上信幸君） まず、前段からちょっと、もう一度説明いたします。

先ほどの問題ですが、当初、三十三番議員からの質問を受けたときには、当時、選对本部長という名前が上がりまして、選对本部長にこの、AかBかCか知りませんが、この領収書に載っている方がお渡ししたというような話でありました。ですから、選对本部長を含めてこの領収書を出した本人、またその責任者になっております会長、こういう方々ともう一度その領収書によって果たしてそのときのことが、それが事実かどうか、これからも調査をしなければいけないと思います。これが一つのあれですから、私自身でその領収書をもしよろしかったら預からせてくださいと。そして事務所にお持ちいただいて、その当事者とよく調査をしていただきましょう、こういうことしか私は言えないのですよ、今のところ。私が当事者であったらどうだこうだと言いますけれども、私が当事者ではないものですから、だから、その辺をひとつ十分に御理解をいただきたい。

もう一つは後援会の問題ですが、私は一億も二億も集め切れませんが、後援会は、私の行動を支えてくれます。極端に言ったらいろんなことがあるのです。私は公務で従事いたしますから、その間には御案内のように、議員さん方もあるでしょう、お葬式がある、結婚式がある、そしてまたあらゆるいろんな用件が出てくる。それに対する事務所経費として人件費を含めて一年間幾らということは言うておりますので、ほとんど私はもう、後援会は後援会任せでございますから、私がいろいろ話に入れません。（発言する者あり）だからそういうことでありますから、十分にひとつ御理解方をお願いいたしたいと思います。

そしてまた、あと続けるか云々かは、昨日御答弁したとおりでございますして、後援会の皆様方で、もし、もう解散した方がいいぞと言え、その方向で私も行動をとらせていただきたい、このように思っております。

○二十六番（内田有彦君） 市長、今の市長の言い方はこれは、たまたま議員だけしかおらんけれども、これ、一般市民に今あなたのことを、このことをずっと聞かせたらどう判断するか。これはまさに時代錯誤というのですか、市長の言いわけにしか

らない。あなたはやっぱり責任義務があるのですよ、いろいろ言ったって。あなたが知らなくても責任義務がある。(発言する者あり)あなたは、管理せねば悪いのですよ。後援会が勝手にしたということにはならん、今ごろ。そここのところがちょっとね。認識はしておるのだけれども、そういうことしか言えんのか知らぬけれども、私は、別府市長としてこれは大変遺憾な考え方だと思っておりますよ。これは早急に、やはりきちっとすると。

それから、本人を呼び出して、そして三人で協議してどうのこうのって、そんなことはまさに非常識ではないですか、それこそ。そんなことがあったら、これをちゃんときちっとした法に基づいてやる、これが一番いいのです、そうなれば。そんなことせんでもできるわけだ。しかし、こんなものがある以上、あなたはコピーでもこれでも同じではないですか。だから、このくらいは予備調査ぐらいできるはずではないですか。それもしないのですか。これは本物がなくてはしないと、そう言い切るのですか。どっちなのですか。(発言する者あり)

○市長(井上信幸君) 何度も言いますが、やはり領収というものは本物でないと、このコピーではどうしようもなりません。ですから、本物をもし私に預からせていただくなれば、その物を持って後援会で選对本部長を初め当事者に調査をさせていただきます。だけれども、もし預からせていただけないならば、当事者、いわばその領収の本人が領収書をお持ちいただいて、あの時こうだったよということを説明していただければいいと思うのですね。でないと、はっきりしたものがわかりません。私もわからないですよ。全然四年前のことなんて私も覚えませんし、また、私自身は……

(「連座制が適用されるよ」と呼ぶ者あり)私自身は……、傍聴席は黙ってください。

○議長(首藤 正君) 傍聴席は、静粛に願います。

○市長(井上信幸君) 私自身は、本当に四年前のことは何にも知ってないです。ましてや選挙期間中に入って、これを見ますと、四月十七日だから、十七日という、たしかあれ、選挙のもうすぐ前で、それは混乱状態にあったような事務所の内容でございますから、私もその選挙に出るための準備で、もうそれこそてんやわんやで、皆様方もそうではなかったでしょうかね。だから、私自身がそんなに一ター々こうだああたと言われたって、私自身がだから、預からせてください、調査しますよと。後援会の皆さんに調査させますと言っているわけですから、それではそうかといって出してもらえばいいわけです。あるいはまた、その当事者に行って、そして、その中で選对本部長というお名前が出たものですから、選对本部長のところに行って、実はこうですよというお話ししていただければ、私はそれで解決すると思えますね。

○二十六番(内田有彦君) 要するに本人が出向いてくるか、この領収書を市長が預からなければ、この話はできんと、そういうことですね。で、自分も知らんことだ、

そういうことを市長は言うわけですね。

最後にちょっと、今、また業者に言うてこういう金集めをしておるような、これはまだそのまま放っておくのですか、これは注意するのですか。一口十二万円を今回、これは日にちは一月十七日になっておるから、発送しておるのは間違いないのですよ。それは（「知らんだらう」と呼ぶ者あり）、そういうことはしてはいかんと、あなたはやっぱり言う立場だから、それはきちっと後援会に言うて、後援会等に、私は大変苦境に陥っておるのだ、あなたが本当に知らんなら、そういう苦境に陥っているわね、こんなものが出るのだから。だから、しっかり後援会をあなたが管理せねばいかん。管理せんという意味がないのだから。あなたが「知らん」と言ったって、引っかかるのだから、これはもう完全に政治献金規正法に……（「資金」と呼ぶ者あり）政治資金規正法、これは完全に不実記載の場合はかかる、間違いなくかかるのだから、その重みをよくあなたはとらえて、結局私にしてみれば市長は何となく、「知らん知らん」で通したという気がしますが、それは本当に知らんかもしれん。しかし、知っておって「知らん」と言うかもしれん。これはわからん。そういうことがあったということは事実だから、それはしっかり整理をして、ひとつ選挙戦に臨んでください。

○議長（首藤 正君） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

先ほど、三十三番村田政弘君から、発言を取り消したい旨の申し出がありました。この際これを日程に追加し議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、発言を取り消したい旨の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

発言を取り消したい旨の申し出を、議題といたします。

この際お諮りいたします。

先ほど、三十三番村田政弘君から、昨日の一般質問における発言中、「

」という不適切な部分について取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、村田政弘君からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。明日十二日から十八日までの七日間は、

委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は十九日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時 四分 散会